

教育委員会臨時会議事日程

平成30年3月16日（金）午後2時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

矢上小学校（港北区）のデジタルブックを活用した取組について

3 審議案件

教委第87号議案 「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」について

教委第88号議案 横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部改正について

教委第89号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

教委第90号議案 横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する規則の制定について

教委第91号議案 横浜市教育委員会公印規則の一部改正について

教委第92号議案 横浜市教育文化センター条例施行規則の一部改正について

教委第93号議案 視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部改正について

教委第94号議案 学校運営協議会の設置について

教委第78号議案 【継続審議】学校運営協議会の委員の任命について

教委第95号議案 学校運営協議会の委員の任命について

教委第96号議案 教育委員会事務局職員等の人事について

教委第97号議案 教職員の人事について

4 その他

平成30年3月16日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 3/6 予算第一特別委員会（局別審査）
- 3/14 本会議（第5日）追加議案上程・質疑・付託
- 3/15 こども青少年・教育委員会

2 市教委関係

（1）主な会議等

- 3/4 平成29年度横浜市教育委員会表彰式・横浜優秀教員表彰式
- 3/7 第45回マーチングバンド全国大会最優秀賞受賞校による市長訪問
- 3/12 平成29年度横浜市優秀教育実践校表彰式
- 3/6～3/16 卒業式関係

（2）報告事項

- 矢上小学校（港北区）のデジタルブックを活用した取組について

3 その他

矢上小学校【港北区】

『デジタルブックを活用した取組について』～目吉のいちじく～

矢上小学校では、3年生の社会科「農家の仕事」の単元で、「目吉のいちじく」を取り上げて学習を進めています。

この単元では、地域の販売や生産に関する仕事について調べ、その仕事の特色や他地域との関わりについて理解することを目標としていますが、担任の先生方の「より身近な農家を扱った方が児童にとってよい」という思いから、学区内でただ1軒となってしまう「杉崎さんのいちじく農家」を取り上げることになりました。

今年度は4月から毎月農家の方を訪れて取材をして、作業の様子や農家の方の話を動画で収録し、それをデジタルブックとしてまとめ、今後も活用できる資料作りを進めています。デジタルブックでは、いちじくの3D映像を見ることができたり

杉崎さんの紹介を見ることができたりするほか農事暦や各月の農作業映像、収穫後の出荷先のことや昔のようす、「綱島の桃」や「綱島のシクラメン」等、その他の地域の農業の紹介も見ることができます。

子どもたちは、実際に杉崎さんのいちじく畑を見学するとともに、タブレット端末を2人組で操作し、自由に調べながら学習を進めてきました。保護者の方にも取組の様子が伝わり、学校にもうれしい感想が届けられています。



<タブレット端末を使用した学習効果>

○ 積極的な調べ活動の展開

- ・ 各自の関心、進度に合わせた「繰り返す」「たしかめる」「まとめる」ことの保障
- ・ タブレットで見た画像や映像による、実際の見学への意欲付け
- ・ 様々な感覚を使った学習活動へのつながり

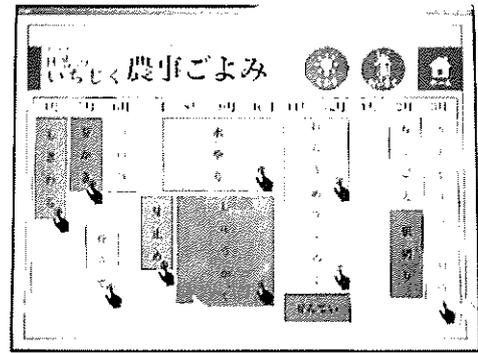
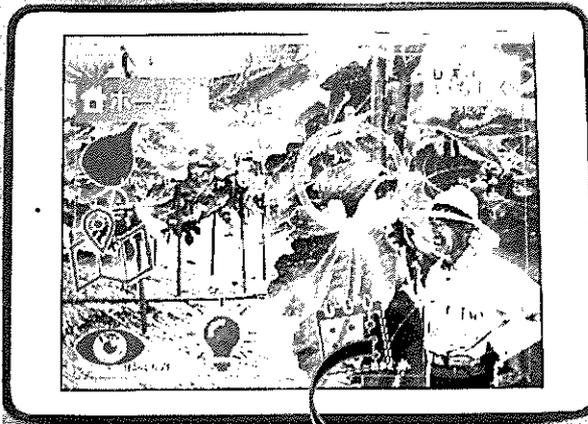
○ 理解の深まり

- ・ 学習に対する満足感の向上
- ・ インタビューや農作業の様子を動画で繰り返し見ることによる、理解の深まり
- ・ 他の単元、他の教科でもタブレットを使った学習をしたいという意欲の向上

横浜市立矢上小学校

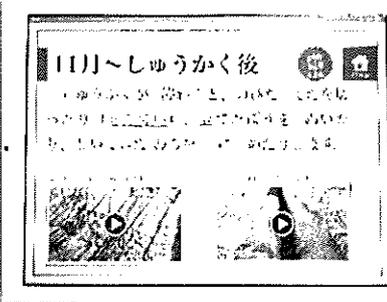
デジタルブックについて

- ◆ スマートフォン、タブレット端末を使用
- ◆ QRコードを読み取り、ダウンロードする。



○ 農事ごよみのアイコンをタップすると...

- いちじく作りの農事暦が示される
- 作業について解説と動画のページに移動する



学びを支える多数のコンテンツ



◆ 授業の様子、子どもの感想

- インタビューや作業の様子を動画で繰り返し見ていた。
- 農作業の様子を動画で具体的にとらえることができた。
- 3Dデータや時期の違う2つの写真比べなど、手を使って操作するコンテンツがいくつかあり、「見る・読む」だけではない学習活動に、驚きをもって参加できた。
- 「本当の畑を見てみたい」という、見学への意欲を高めた。
- 「初めていちじくを食べてみた」「いちじくのジャムを買った」という児童が多数おり、いちじくという果物への認識が高まった。



教委第 87 号議案

「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」について

「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を次のとおり作成する。

平成 30 年 3 月 16 日提出

教育長 岡田 優子

提案理由

学校の勤務環境を改善し、働き方改革を進め、学校を魅力的で安定的かつ持続可能な環境に変えていくために、達成目標を明確にし、5年程度（平成30～平成34年）を見据えて、具体的な取組及び工程表を示した「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を別添案のとおり作成する。



横浜市立学校

教職員の働き方改革プラン（案）

～先生のHappyが子どもの笑顔をつくる～

平成30年 月
横浜市教育委員会

はじめに

近年の学校教育に対するニーズの変化や、課題の多様化・複雑化の中で、学校が果たす役割は大きくなり続けており、それは教職員の長時間労働という形でも表れています。横浜市は、平成25年度の「横浜市立学校 教職員の業務実態に関する調査」を契機に、業務改善支援や専門スタッフ等の人員配置の充実、教職員の負担軽減ハンドブックの発行等、前例にとらわれず、教職員の負担軽減に関する取組を進めてきましたが、長時間労働の抜本的な改善には至っていない現状です。

学校の先生や職員は、子どもにとって身近な「大人」です。子どもは日々先生の姿を通して社会や未来を見ています。子どもにとって社会の写し鏡となる先生が、誇りや情熱、やりがいとともに、心身健康でいきいきとした姿で、子どもと向き合うことが、子どもの豊かな学びや成長につながります。

今、新しい時代を見据えた新しい教育課程に変わっていく大きな節目の時に来ています。変化の激しい未来社会を生きていく上で真に必要な資質・能力を子どもに育成していくためには、これまで以上に、教職員自身が幅広い経験・研鑽を積み、授業準備等に集中できる時間を確保する必要があります。

このように大きな節目の今、学校の勤務環境、教職員の働き方、そして、学校が果たすべき役割を今一度見つめ直し、未来志向で今までの「前例・伝統」を臆することなく問い直し、ここでさらにもう一段、学校の勤務環境を改善し、働き方改革を進め、学校を魅力的で安定的かつ持続可能な環境に変えていかなければなりません。

社会の変化とともに積み重なり続けた教育内容や学校に求められている役割を従来通りの制度や体制のもとで対応していくことは、既に限界にきています。500を超える学校を誇る日本最大の基礎自治体として、教職員の働き方改革を着実に進め、成果や課題を発信していくことは、抜本的な制度変更等を求めていく大きな力になります。

重要なことは、教職員一人ひとりの問題に決してとどめることなく、学校と教育委員会事務局が両輪となり、そして何より家庭や地域等も含めたすべての学校関係者と、この課題解決の重要性や目指すべき理念を共有しながら、働き方改革に取り組むことです。

教職員の働き方改革の推進、そして、子どもの笑顔や未来のために、「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」をここに策定します。

平成30年 月
横浜市教育委員会

目 次

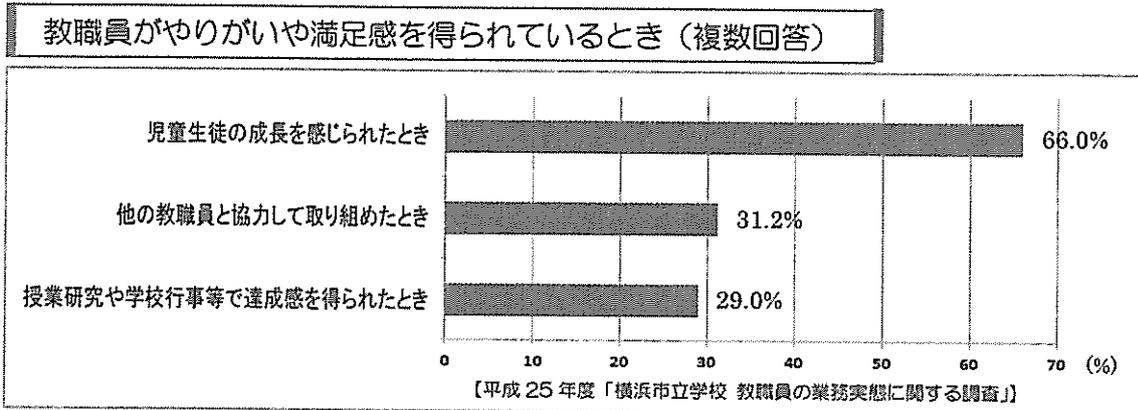
1	働き方改革を進める理由	
(1)	看過できない教職員の業務実態	2
(2)	多様化・複雑化する学校現場	6
(3)	必要性高まる教職員の学びの時間	7
(4)	育児や介護等を抱える教職員の増加	8
2	取組姿勢・達成目標	9
3	重点戦略	
戦略1	学校の業務改善支援	
(1)	ICT等を活用した業務改善支援	11
(2)	働きやすい物的環境の整備	16
(3)	家庭と仕事の両立支援	18
戦略2	学校業務の適正化、精査・精選	
(1)	学校業務の適正化	19
(2)	学校業務の精査・精選	22
戦略3	チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実	
(1)	教職員配置の工夫、チーム体制の構築	26
(2)	学校をサポートする専門スタッフ等の配置	27
戦略4	教職員の人材育成・意識改革	
(1)	勤務実態の把握、マネジメントの推進	34
(2)	意識啓発・研修	36
4	教職員の働き方改革の着実な推進に向けて	39

1 働き方改革を進める理由

(1) 看過できない教職員の業務実態

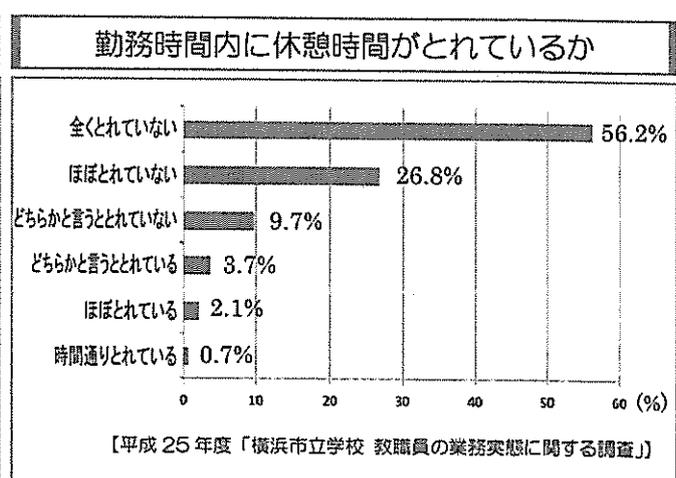
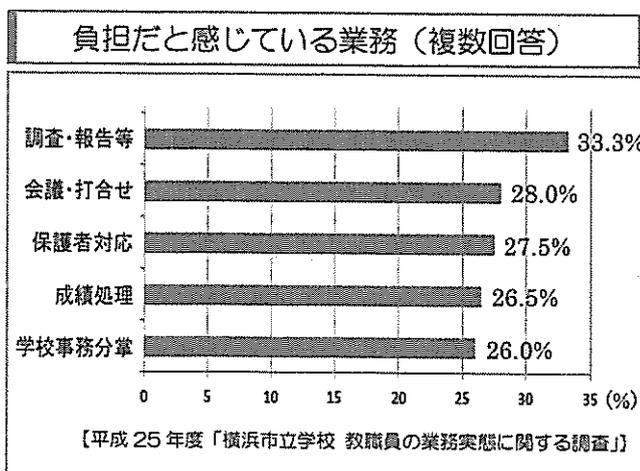
(横浜市の実態調査)

横浜市では、平成 25 年度に「横浜市立学校 教職員の業務実態に関する調査」(以下「25 年実態調査」という)を実施しました。約 9 割の教職員が多忙と感じていながらも、「子どもの成長を感じられたとき」など、やりがいを感じる際には、忙しくても負担を感じないという、子どものために献身的に尽くすという教職員像が浮き彫りになりました。



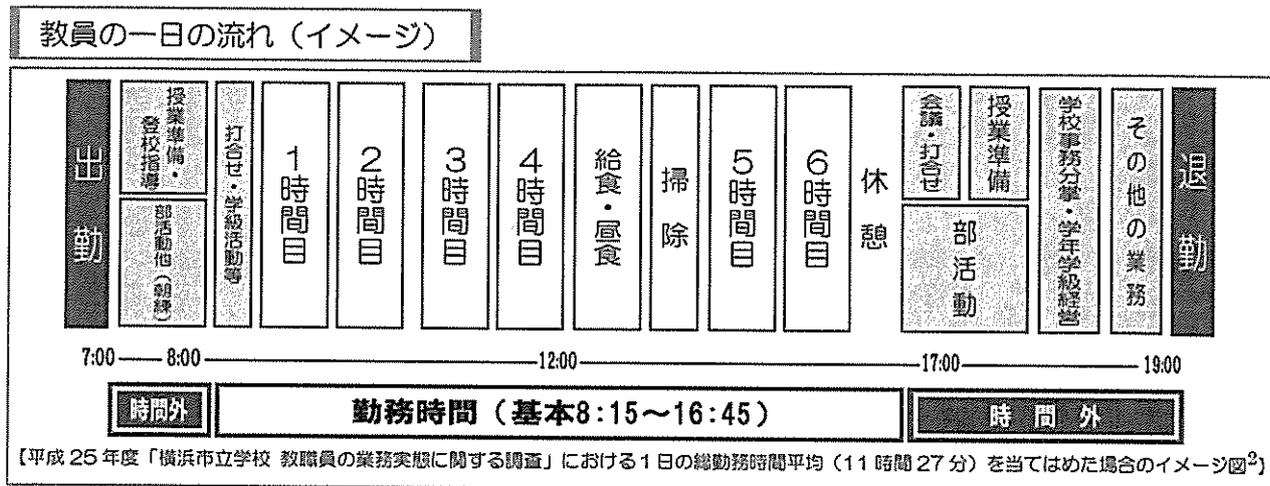
一方で、以下のような業務実態も明らかになりました。

- 大切な業務だと考えている「授業準備」の時間が、勤務時間内に十分に取れておらず、時間の半分以上は勤務時間外に行っている
- 「調査・報告等」「会議・打合せ」「成績処理」などが「負担」と感じている
- 小学校約 5 割、中学校約 7 割の教職員が、「休憩時間」が全く取れていない
- 約 4 割の教職員の「休日出勤」が月 4 日以上
 - ・ 中学校教員約 2 割が月 8 日以上 of 休日出勤 (部活動等)
- 半数以上が育児や介護、家庭の事情などのための休暇取得や早く帰ることができないと回答
- 若くて経験の浅い教職員の負担が大きく、勤務時間も長くなる傾向
 - ・ 20 代教職員 = 平日約 12 時間、休日約 3 時間勤務、24.2%が「21 時以降」に退勤
- 副校長が学校運営や教職員の育成に十分に携わっていない
 - ・ 副校長 = 平日 12.3 時間勤務 (職種内最長)、92%が「7 時 30 分以前」に出勤



(教員の1日の流れ)

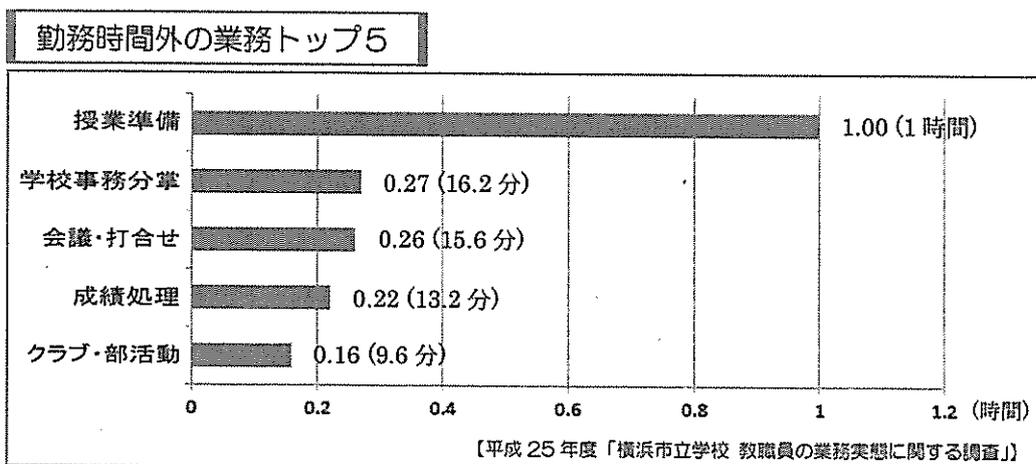
下の表は、1日の総勤務時間平均 11 時間 27 分¹を、通常の教員の1日の流れに当てはめた場合のイメージ図です。勤務時間開始時刻前にも、実際には、授業準備や登校の見守り指導、部活動の朝練習等の対応があり、勤務時間終了後も、部活動の放課後練習や会議・打合せ、授業準備、事務分掌等が入っており、正規の勤務時間（7 時間 45 分）には到底収まりきらない業務を抱えている状態です。



(本来業務の「授業準備」が勤務時間内に終わらない現実)

教員の本来業務かつ最も注力すべき業務は、「授業・授業準備」であり、25 年実態調査においても、教員が最も大切な業務と考えているものは、「授業・授業準備」です。

一方で、同調査においては、一日の業務のうち「授業準備」に平均約 1 時間 45 分かかっていますが、半分以上の時間は勤務時間「外」に行われていることが明らかになりました。勤務時間外の業務としては、「授業準備」が最長であり、教員の「本来業務」が勤務時間内に終わらない現実があります。



¹ 平成 25 年度 「横浜市立学校 教職員の業務実態に関する調査」結果。

² 横浜市教職員の勤務時間は 1 日 7 時間 45 分。勤務の開始及び終了時刻は学校によって異なる。「学校事務分掌」とは、学級担任や教科担任のほか、教務、研究、管理、渉外など、学校運営のために教職員の中で役割分担している業務。「その他の業務」とは、保護者や地域との連絡調整、研究・研修など。

下の図は、国で定める学習指導要領³改訂の変遷による小学校の時間割表の変化を表したイメージ図⁴です。6時間授業の日数の増加に伴い、授業準備や研修に充てる時間が全体的に後ろにずれ込む状況になりました。教員の本来業務である「授業・授業準備」等を勤務時間内に専念できるような環境整備が不可欠となります。

小学校の時間割表の変化(イメージ)



※実際には、各校の教育課程に基づき、の枠を使って、国で定められている標準授業時数には含まれない「委員会・クラブ活動」が時間割に組み込まれている。また、これに加えて、標準授業時数に含まれない「学校行事」については、時間割には位置付けず必要に応じて確保する等、様々な工夫で確保。

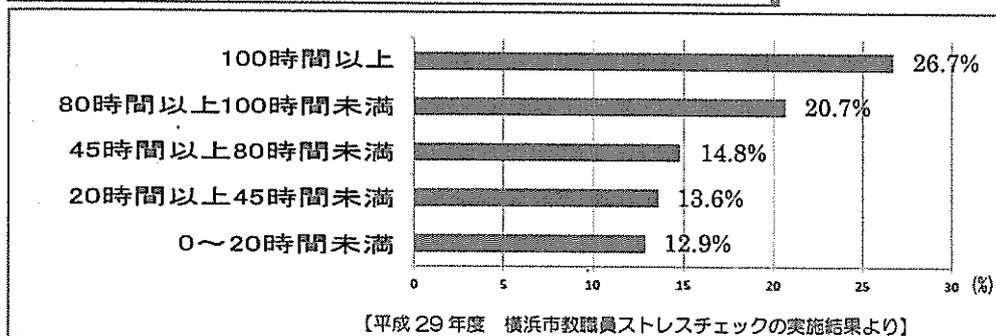
※横浜市では、平成22年度から、国で定められている標準授業時数に加えて、小学校1～6学年の各学年で年間20時間上回る授業時数を設定。

(メンタルヘルスの状況)

毎年行っている横浜市のストレスチェックの直近3か年において、高ストレス者の割合は年々増加しており、ストレス因子として考えられるものでは、「身体負担度」が最も大きく、次いで「仕事の負担(質)」「仕事の負担(量)」が大きくなっています。

また、時間外勤務が長い層ほど、高ストレス者の割合が高くなっており、勤務時間が長くなるほどメンタルヘルスの状態は不良となる傾向が出ています。

時間外勤務時間別の高ストレス者の割合(横浜市)

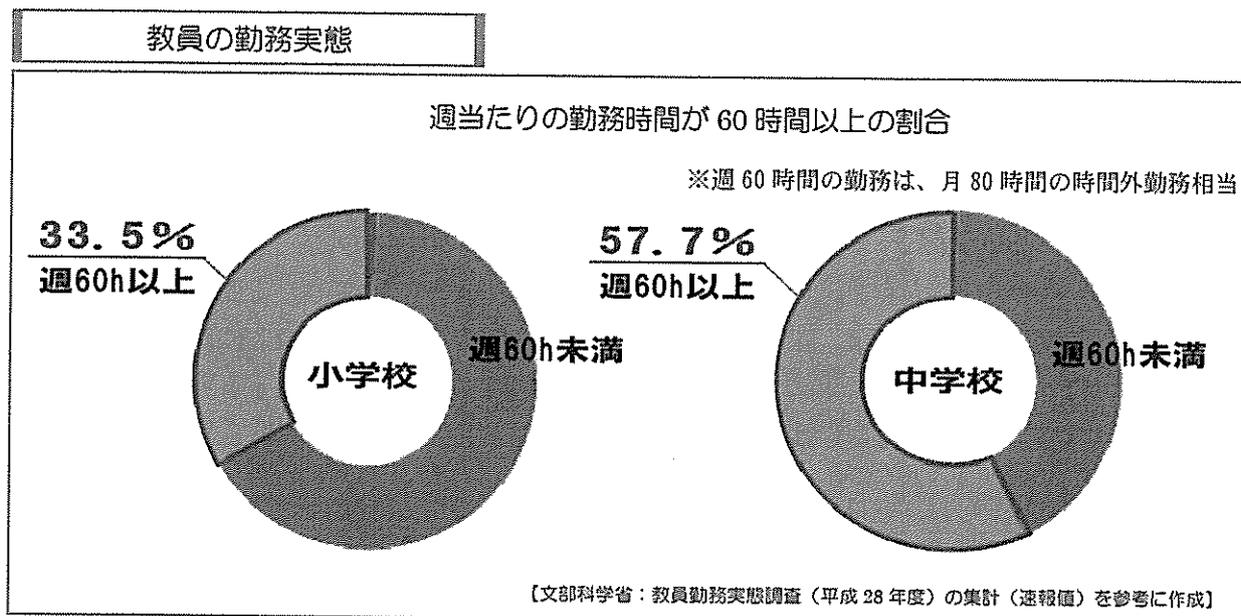


³ 各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の国の基準。教育内容や年間の標準授業時数等が定められている。各学校では、この「学習指導要領」や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程を編成。約10年に1度改訂がある。

⁴ 年間の標準授業時数を、小学校学習指導要領に規定される年間授業週数の最低限の「35週」で算出し作成したもの。

(国の実態調査)

また、国においても、平成 29 年 4 月に約 10 年ぶりに「教員勤務実態調査（平成 28 年度）」の結果が公表され、10 年前の調査に比べて、平日・土日ともに、小中学校のいずれの職種でも勤務時間が増加しました。特に小学校約 34%、中学校約 58%の教員が週あたり 60 時間以上（月 80 時間以上の時間外勤務相当⁵）の勤務という実態が改めて明らかになりました。



(通常の時間外勤務手当がない教員の特殊な給与体系)

教員の職務は、学校内外の教育活動や自己研修等において、個々人の自発性・創造性に期待する面が大きく、その勤務の全てにわたって一般の公務員と同様に、勤務時間の長短によって機械的に評価することは必ずしも適当ではないという教員固有の勤務の特殊性から、給特法⁶に基づき、時間外勤務の有無や総量にかかわらず、給料の 4%の「教職調整額」が上乘せ支給されています。これは超過勤務の「時間」に応じて支払われる性質のものではありません。

この教職調整額の「4%」は、昭和 46 年の制度創設当時の「月 8 時間」という時間外勤務の実態を参考に制度設計されているものであり、創設以来 50 年近く一度も見直されていません。昨今の実態と大きく乖離した現状であり、これまでの学校教育は、教員の献身性、ひいては長時間労働に支え続けられてきた状況と言えます。

⁵ 厚生労働省の過労による労災補償認定における労働時間の評価目安の一つとして、発症前 1 か月間概ね 100 時間を超える時間外労働、発症前 2～6 か月間平均で月 80 時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされている。

⁶ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）

(2) 多様化・複雑化する学校現場

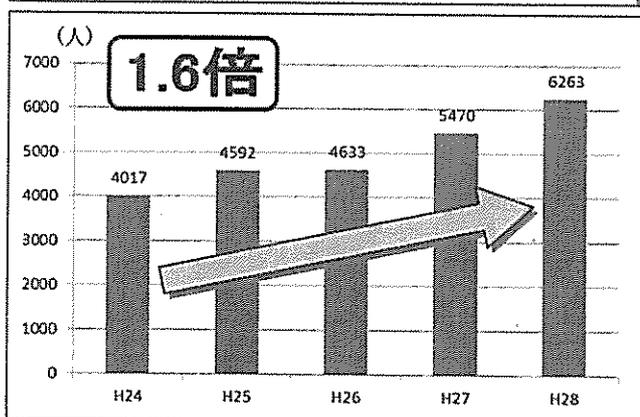
時代や社会の変化とともに、教育内容や学校の機能・役割は変化・拡大を続けてきました。例えば、より「個」に応じた教育への転換を目指したこれまでの教育課程の変更やそれに伴う学習評価の変更への対応、そして、ここ数年だけでも、いじめ防止対策、アレルギー対策、学校安全対策等への対応として、個別の計画策定や校内委員会の設置等が各学校に求められるようになるなど、学校現場が多忙となる要因は様々ありました。

また、少子化の中にあっても、大きな社会の変化の中で、特別な教育的ニーズがある子どもの数は増大しており、学校だけで解決することが難しい課題も増えています。

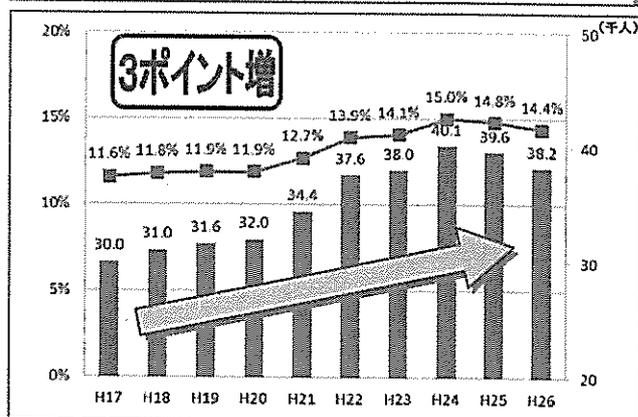
例えば、下のグラフのように、横浜市における児童虐待相談対応件数⁷や就学援助の認定者数等は増加し、学校では、区役所や児童相談所など福祉部門との調整や連携に多くの時間を要しています。

また、発達障害などを理由に特別な支援が必要な子どもの数や、日本語指導が必要な子どもの数も増加し、学校では、それぞれ発達障害等の状況や日本語習得の度合いに応じて、個別の学習計画の作成、教材の用意、個別指導をするなど、通常の授業に加えて、「個」に応じた対応をしています。

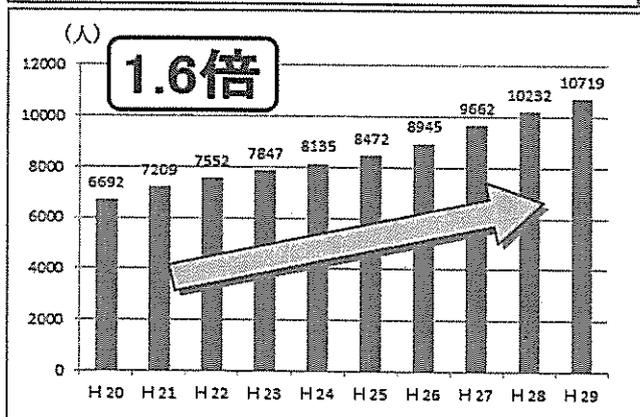
児童虐待相談の対応件数の推移⁷（横浜市）



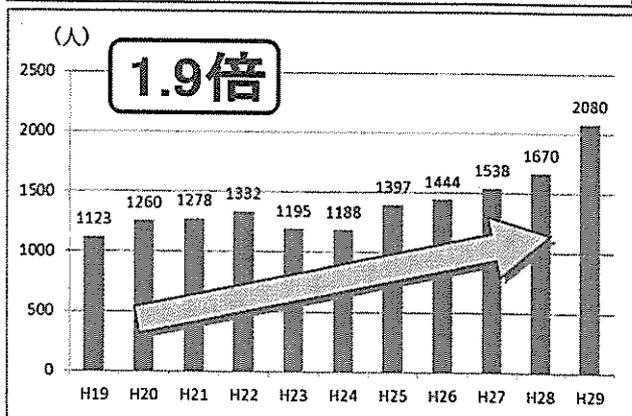
就学援助認定者数・認定率の推移（横浜市）



特別な支援が必要な児童生徒数の推移⁸（横浜市）



日本語指導が必要な児童生徒数の推移（横浜市）



⁷ 未就学児童も含む。

⁸ 市内の特別支援学校、個別支援学級（特別支援学級）、通級指導教室在籍者数の合計値。

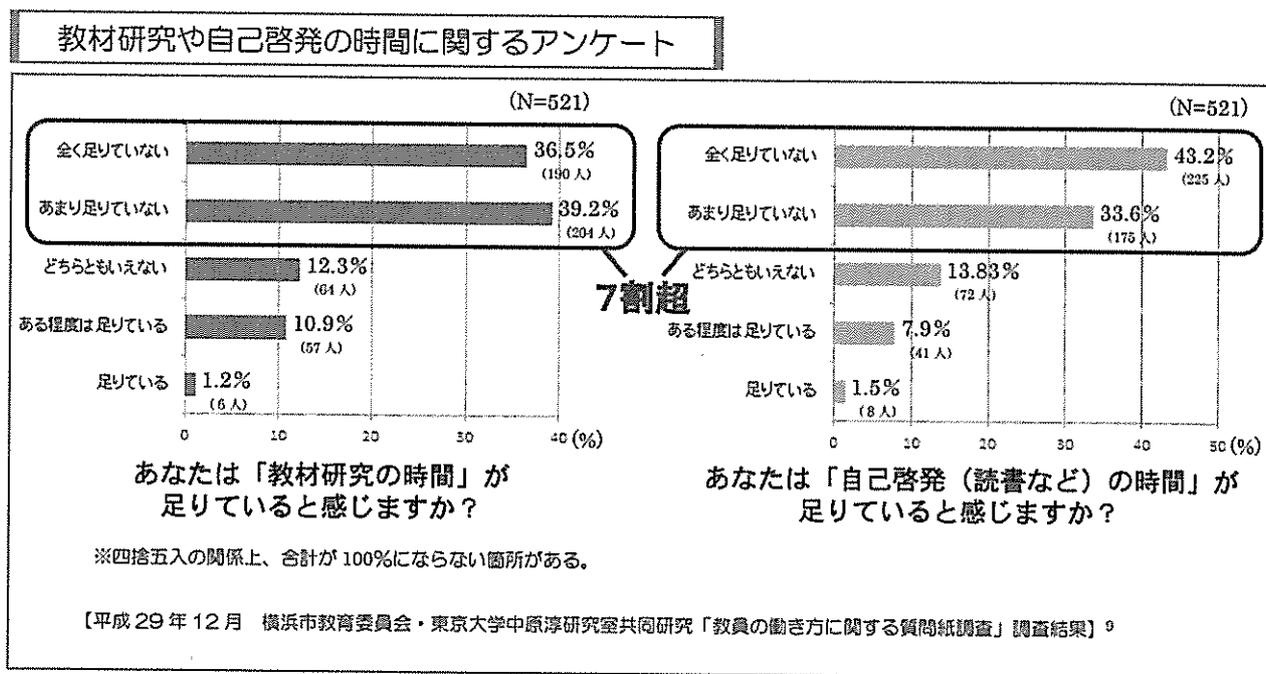
(3) 必要性高まる教職員の学びの時間

新しい学習指導要領が平成 29 年 3 月に公示され、平成 32 年度からの小学校での全面实施を皮切りに、各学校種で教育課程が大きく変わっていきます。

今回の改訂では、今後大きく変容していく予測困難な時代に、一人ひとりが未来社会を切り拓いていくために必要な「資質・能力」の育成を目指し、「カリキュラム・マネジメント」の充実や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

新学習指導要領の着実な実施のためにも、これまでも増して、教職員自身がアクティブラーナーとなり、幅広い経験・研鑽を積み、実社会に触れるフィールドワークを行うことが必要です。また、社会の多様化・複雑化を背景とし、特別支援教育や心理・福祉等、幅広い分野における知識等が必要とされています。このように、これまで以上に、教職員は学び続けることが必要となります。

一方で、現状において、教材研究や自己啓発（読書など）の時間が足りていないと感じている教員が 7 割を超えている状況です⁹。学びの時間の確保は、新たな教育課程の着実な実施のためにも、より一層必要です。



⁹平成 29 年 11 月～12 月 横浜市教育委員会・東京大学中原淳研究室共同研究により「教員の働き方に関する質問紙調査」を行った。調査の目的は、教員の働き方に関する実態を調査した結果を踏まえて、研修を開発し、実施するためである。以下は調査の概要である。

調査対象者：横浜市立小中学校の教員、校長、副校長、標本抽出法：有意抽出法、調査実施法：自記式質問紙による Web 調査

回答期間：平成 29 年 11 月～12 月で行われた。

対象者数：教員 949（小学校：610、中学校：339）、校長 30（小学校：20、中学校：10）、副校長 30（小学校：20、中学校：10）

回収数：教員 522（小学校：319、中学校：203）、校長 28（小学校：18、中学校：10）、副校長 27（小学校：17、中学校：10）

有効回答数：教員 521（小学校：318、中学校：203）、校長 28（小学校：18、中学校：10）、副校長 27（小学校：17、中学校：10）

有効回答率：教員 54.9%（小学校：52.1%、中学校：59.9%）、校長 93.3%（小学校：90.0%、中学校：100%）、副校長 90.0%（小学校：85.0%、中学校：100%）

(4) 育児や介護等を抱える教職員の増加

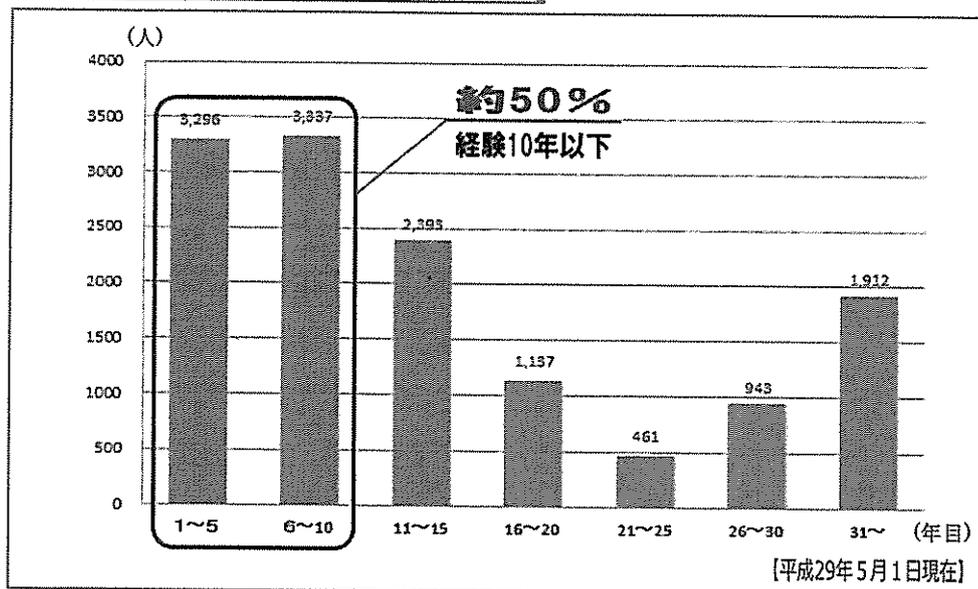
児童生徒数の変化に伴う教職員の大量退職、大量採用の影響で、横浜市では、現在10年以下の経験年数である若い教員が約5割¹⁰という状況である中、10年後にはこれらの層が学校の中核を担うミドル層に移行していくと同時に、「出産・子育て」世代に移行していきます。また同様に、「介護」に携わる教職員の増加も予想されます。

アンケート結果によると、現在においても、約2割(22.3%)の教員が未就学児を抱え、約1割(9.8%)の教員が介護に携わっている状況です¹¹。

これまでのような長時間労働を前提とした勤務、すなわち、長時間労働をしないと職責を果たせないという環境は、将来的に持続可能ではなくなります。

豊かな経験を積み重ねてきたミドル層の教職員が、子育てや介護等に携わりながらも、それまでの経験を存分に発揮できる環境を整えることは、教育の質を担保する上で非常に重要です。このように、中長期的な視点からも、魅力的、安定的かつ持続可能な勤務環境の実現は喫緊の課題です。

経験年数別教員数（横浜市）



¹⁰ 平成29年5月1日現在職する正規の主幹教諭、教諭、講師の平成29年度末時点の経験年数（養護教諭・栄養教諭・臨任・非常勤含まず）

¹¹ 平成29年12月 横浜市教育委員会・東京大学中原淳研究室共同研究「教員の働き方に関する質問紙調査」調査結果

2 取組姿勢・達成目標

〈取組姿勢〉

“先生のHappyが子どもの笑顔をつくる”

誇りや情熱、やりがいとともに、
心身健康でいきいきとした姿で、子どもと向き合うことが、
子どもの豊かな学びや成長につながります

〈達成目標〉

策定時～2022(平成34)年度までの約5か年を本プランの実施期間とします。
目標値については2018(平成30)年度から、以下の目標達成を目指していきます。

指 標		2017(H29)年度	2018(H30)年度～
(1)	時間外勤務月 80 時間超の教職員の割合※1	—	0 %
	19 時までに退勤する教職員の割合※2	—	70%以上
(2)	健康リスク・負担感指数※3	109	100 未満
(3)	年休取得日数	—	全員 10 日以上

※1 時間外勤務は、ICカードによる記録から機械的に算出(出勤時刻から始業時刻までの時間) + (終業時刻から退勤時刻までの時間)

※2 19時までの退勤は1日の時間外勤務2時間15分以内であり、月換算で45時間以内の時間外勤務(1月の課業日を20日、土日出勤含まず)

※3 「仕事の量的負担」と「仕事のコントロール」をクロス集計した指数 全国平均100として数値が高いほどストレス度合が高い

達成目標の考え方

(1) 時間外勤務の縮減へ

○教職員の勤務実態を客観的に把握することで、学校と教育委員会事務局は「勤務時間」を意識した働き方を進めます。

○長時間労働による健康障害やメンタルヘルス不調を防ぐため、時間外勤務月 80 時間超の教職員ゼロと 19 時までに退勤する教職員の割合 70%以上を目指します。

(2) 負担「感」の軽減へ(健康リスク・負担感指数を全国平均未満へ)

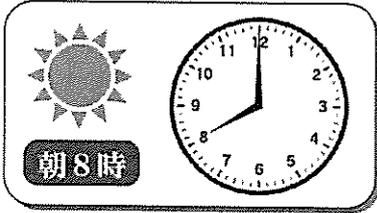
○総勤務時間の量的削減だけでなく、質的な部分である負担「感」の軽減も図り、教職員が心身ともに健康な状態で教育活動に専念できる環境を確保していきます。

(3) 全員年休 10 日以上の取得を

○計画的な年休取得を促すことで、ワーク・ライフ・バランスを推進します。特に学校閉庁期間等を活用し、休業日等の振替や夏季休暇、年休などが取得しやすい環境を整えます。

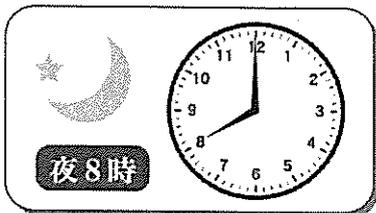
○業務の平準化の観点から、10 日以上の取得は、「平均」ではなく、「全員」が目指します。

?? 「月 80 時間って言われてもね。毎日の仕事の中ではぴんときないよね…」



朝 8 時

⇒



夜 8 時

「時計が一周回る日が続くと…」⇒ 月80時間の時間外勤務に近づいてしまいます。

3

重点戦略 ～4つの戦略と40の取組～

学校と教育委員会事務局が両輪となり、4つの戦略と40の取組¹²、個別の工程表に基づき、着実に勤務環境を改善し、働き方改革を計画的に推進していきます。

戦略1 学校の業務改善支援

(1) ICT等を活用した業務改善支援

⇩ 総合学校支援システム（業務支援、教育活動支援）、eラーニング研修の実施、調査依頼業務の見直し 等

(2) 働きやすい物的環境の整備

⇩ 負担軽減に配慮した学校施設の建替え 等

(3) 家庭と仕事の両立支援

⇩ テレワーク等実施検討、教職員版フレックスタイム制度の試行実施

戦略2 学校業務の適正化、精査・精選

(1) 学校業務の適正化

⇩ 勤務時間外の留守番電話・部活動休養日・冬季学校閉庁日の設定 等

(2) 学校業務の精査・精選

⇩ 横浜市学力・学習状況調査に係る業務の一部外部委託
教職員の業務の精査、市主催行事等のあり方検討 等

戦略3 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

(1) 教職員配置の工夫、チーム体制の構築

⇩ 小学校高学年における教科分担制の試行導入、教職員配置の工夫

(2) 学校をサポートする専門スタッフ等の配置

⇩ 職員室業務アシスタント・部活動指導員の配置の拡充 等

戦略4 教職員の人材育成・意識改革

(1) 勤務実態の把握、マネジメントの推進

⇩ ICカードによる勤務実態の把握、メンタルヘルスセルフチェック

⇩ 働き方改革に関する中期学校経営方針への位置付け

(2) 意識啓発・研修

⇩ 意識啓発、働き方改革の視点を盛り込んだ研修の推進

¹² 予算を伴う取組については、毎年度の市会の議決をもって確定とします。
なお、各取組における小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含みます。

戦略1 学校の業務改善支援

ICT等を活用した業務改善支援を行うことで、事務作業の効率化や業務の絶対量の削減につなげます。

(1) ICT等を活用した業務改善支援

① 総合学校支援システムの構築 **NEW**

【現状】

現在、オープンネットワーク（YYNet）とクローズドネットワーク（YCAN）が混在している一方で、教職員用のパソコンからの接続には制限がかかっているなど、使い勝手が悪いため、学校現場の実態に応じたネットワークの基盤構築が必要です。特に、教育活動を支援するシステム（教材共有、授業・学習支援等）の本格的な整備に着手できておらず、現状、例えば、授業に使用する教材や学習指導案等については、各学校教育事務所の「ハマ・アップ」等における「紙ベース」での共有や学校便利帳での一部共有にとどまっており、欲しい情報が瞬時に入手できる状況になく、現状の整備では十分に活用できていない状況です。

【今後の方向性】

効果的・効率的な学校運営を総合的に支援するために、スケジュール管理や統計処理などの業務改善を支援する「業務支援機能」と教材の共有や授業・学習支援など教育活動を支援する「教育活動支援機能」を持つ「総合学校支援システム」の基本構想の設計に着手します。設計段階から学校現場の意見を丁寧に聞きながら検討を進めていきます。特に、調査依頼業務の効率化に向けたデータベース等の構築や、教材等デジタルコンテンツの全市的な共有・利用に向けた検討を優先的に進めていきます。

【工程表】 システムの構築に向けた検討

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
検討	制度設計		実施	

②eラーニングによる研修の実施 NEW

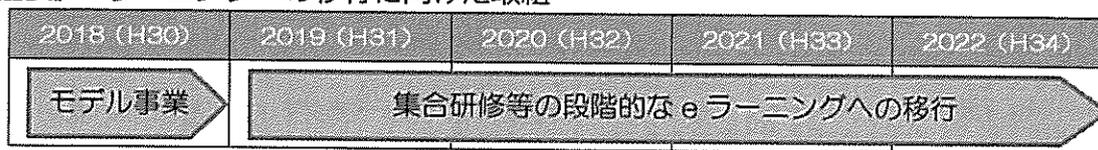
【現状】

キャリアステージ別に策定した人材育成指標に基づき、研修の精査・精選を行い、平成27年度に集合研修を約30%削減しました。引き続き、研修の更なる効率化を考慮しつつ、研修内容の整理・更新や、実施方法の検討などに取り組んでいくことが必要です。

【今後の方向性】

集合研修等の一部について段階的にeラーニングに切り替えることで、研修会場への移動時間の縮減や、受講時期の自由度を高めて学校の業務状況に合わせて研修を受講することができるようにします。また、研修欠席時のフォローや、出産休暇、育児休業、介護休暇などで学校を離れている教職員への研修機会の提供などについても検討し、より利用しやすく、効果的・効率的な研修の実施を目指します。

【工程表】 eラーニングへの移行に向けた取組



③学校に提出を求める文書の簡素化・調査依頼業務の見直し NEW

【現状】

25年実態調査によると、学校における文書作成や調査依頼業務への対応は、最も学校の負担感が大きい業務です。特に、「依頼された業務が、何に活用されるのかわからないこと」「同じような依頼事項が何度も繰り返されること」「締切までの時間が短く、他の業務を後回しにしないでほしいこと」「突発的な依頼があり、業務の予定を変更しないでほしいこと」などが多忙に感じる要因として挙げられています。

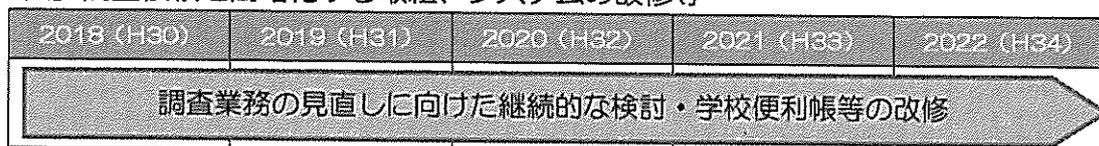
【今後の方向性】

短期的には、25年実態調査で挙げられた課題を踏まえ、事務局内の各調査について、調査の必要性の再検討、調査時期の事前周知、回答に必要な時間の確保、学校の繁忙期を考慮した調査時期等の設定など、調査についてルール化し、事務局内の運用を徹底します。また、調査内容についての丁寧な説明や、各調査の結果や活用方法等を学校へできる限りフィードバックします。

中期的には、「①総合学校支援システムの構築」において、回答の簡略化を進めるためのデータベースの構築を検討していきます。

その他、国や県の調査の簡素化や見直しについても、継続的に協力を求めています。また、市の関係局等から学校への調査依頼についても効率化に向けた協力を求め、調整をしていきます。

【工程表】 調査依頼を簡略化する取組、システムの改修等



④電子申請システムの活用 **NEW**

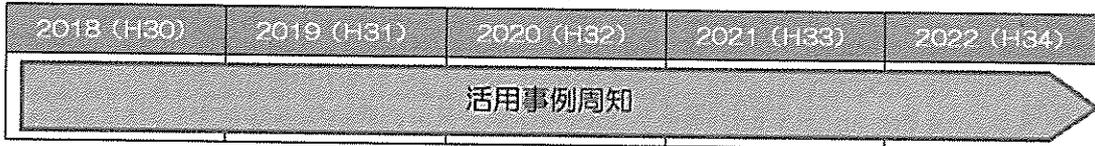
【現状】

学校が主催する説明会や研究会の出欠席などについて、FAXをはじめ紙面上での連絡が中心のため、とりわけ回答の集約については更なる効率化を図る余地があります。

【今後の方向性】

QRコードを利用した電子申請システムの活用により、回答集約等の効率化を図ります。また、活用方法や学校での活用事例など利便性を周知することで、学校での活用を促進し、事務連絡等の負担軽減を図ります。

【工程表】電子申請システムの活用



QRコードって 便利かも!?

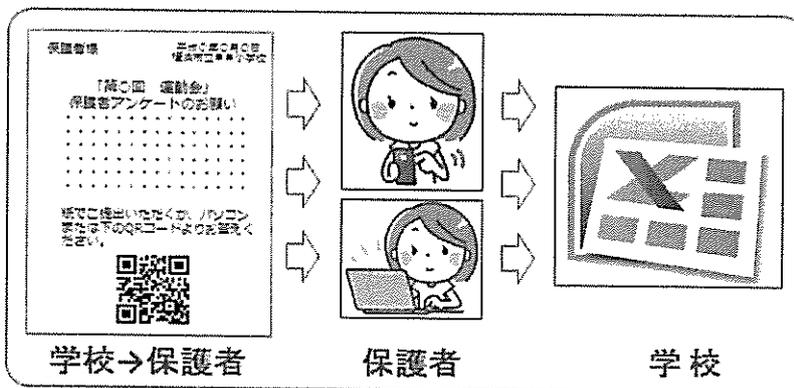
- 学校行事など「保護者アンケート」の集計
- 「保護者会」の参加確認
- 「研究発表会」の参加者リスト作り

これらの業務を、もっと効率的にできないだろうか考えたことはありませんか？

南小学校では、「横浜市電子申請・届け出システム」を活用し、学校評価の保護者アンケートを行う検討を始めました。

このシステムは、総務局のICT基盤管理課が運用している本市のシステムで、YCANにつながるパソコンからアクセスして活用できます。設問作成やQRコード生成も簡単です。

例えば、学校行事の保護者向けのアンケートを、下図のように実施した場合・・・



こう変わる!	保護者	いつでも、どこでも、簡単回答！（スマホからでも回答可能）
	学校	「回収&手入力」の手間ゼロ！（すぐにデータ分析へ）

まずは、次のページにアクセス!!

YCAN ⇒ 総務局 ⇒ ICT基盤管理課 ⇒ 電子市役所基盤システム
⇒ 電子申請・届出システム

⑤学校向けグループウェアの導入

【現状】

教職員間の連絡や情報共有を効率的に行うことができるよう、スケジュール機能や掲示板機能等を備えた学校向けグループウェアの導入支援を実施しています。平成 29 年度末までに 216 校が導入予定です。

【今後の方向性】

引き続き学校への導入支援を実施するとともに、グループウェアの導入を契機として、職員会議等の回数や時間の削減、効果的な情報共有の推進や、ペーパーレス化を進めることで、学校における業務改善に向けた取組を進めていきます。

【工程表】グループウェア導入校数

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
250校	順次拡充			

情報共有方法 変えてみました！

校内ネットワークにグループウェアを導入する学校が増えてきました。

グループウェアやグループウェアの導入に合わせて職員室に設置した大型モニターの活用等により、情報の発信・共有が格段にスムーズになったとの声が聞こえてきます。さらに、導入を契機に、他の業務改善につながる取組も広がっています。

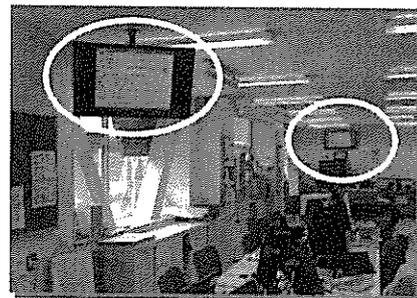
モニターを設置し、最新の情報や会議の資料等をリアルタイムに確認！

【左近山小学校の実践例】

「職員室に入って一目で最新の情報が確認できるので、円滑な情報共有ができています。」

「会議・打合せのペーパーレス化をさらに進めることができました。」

「打合せの資料をその場で直せるので、とても便利です。」



全員が見やすい2箇所（手前と奥）に設置しました！

ペーパーレス化の推進で、グループウェアの運用経費を上回る経費の削減！

【三ツ境小学校の実践例】

グループウェアの利用の徹底により、週2回の会議についてペーパーレス化を実現し、印刷にかかる経費を年間で 総額 20 万円以上も削減できました。

⑥校務システムの継続的な改修

【現状】

校務を効率化し、出欠管理や成績処理などの電子化や児童生徒の情報を校内で共有する仕組みとして校務システムを小学校は平成 23 年度から、中学校は平成 24 年度から導入しています。

【今後の方向性】

より使い勝手のよいシステム構築に向けて、教職員からの改修ニーズを定期的に把握しながら、業務の軽減と効率化に向けて、必要に応じ、システムの改修を行います。

【工程表】校務システムの継続的な改修



⑦学校ホームページの CMS 化

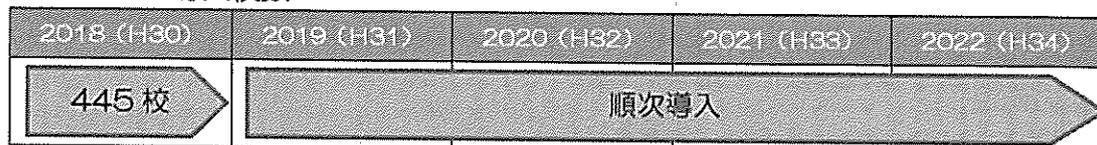
【現状】

学校ホームページの作成・更新を CMS 化することでより簡易に行えるよう、平成 26 年度から順次導入を進めています。平成 29 年 7 月までに 436 校で導入をしており、ホームページ更新に係る業務負担の軽減にも寄与しています。

【今後の方向性】

未導入校に対し、引き続き CMS 導入のサポートと研修を実施し、よりスムーズに活用することができるようにします。

【工程表】CMS 導入校数



①

「スタンドミーティング」やってみると…

南戸塚中学校では、働き方改革に向けた取組を進めています。その一つに、毎月、1 時間以上の時間をかけていた各部門の会議を見直し、「スタンドミーティング」（文字通り立って 1 回あたり 10～15 分で終わらせる会議）に変更しました。

毎回「次回のミーティングまでの課題」を各自で整理し、その結果を次回のミーティングに持ち寄るという形にし、会議時にはゼロから議論するのではなく、時間の効率化につなげています。

現在では、会議の回数なども精選し、生み出された時間を教材研究や部活の時間等に充てられるようになっていきます。



①

(2) 働きやすい物的環境の整備

①負担軽減に配慮した学校施設の建替え **NEW**

【現状】

児童生徒の増加に伴う増築を繰り返したことなどにより、施設配置上、動線が非効率な学校が多くあります。また、必要な諸室が十分に整っていない学校も多く、子どもの学習環境への影響もあり、教職員の日常の学習指導に負担がかかっています。

【今後の方向性】

10年以上行っていなかった、学校施設の建替事業に着手します。建替えは原則として全面建替えで行い、施設配置や整備内容を抜本的に見直すことで、快適で学習しやすい環境を整え、子どもの学習環境の充実や教職員の働きやすい環境を整備します。

【工程表】学校施設の建替えに向けた取組

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
3校 (基本設計)	3校 (実施設計)	建替工事		供用開始
		建替工事		

②特別教室の空調設置

【現状】

平成 25 年に普通教室への空調設置を完了し、子どもの教育環境だけでなく、教職員の勤務環境も飛躍的に向上しました。更なる学習環境の改善を進めるため、平成 28 年度末までに累計 167 校において4つの特別教室（図書室、理科室、図工室・美術室、家庭科室・調理室）に空調の設置をしました。

【今後の方向性】

引き続き、取組を進め、平成 31 年度までに特別教室への空調設置を全校で完了させます。

【工程表】特別教室の空調設置

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
145校 (累計430校)	72校 (全校設置)			

③職員室レイアウトの改善

【現状】

職員室の机や書庫の配置の見直しなどレイアウトの改善を図り、収納・作業スペースを確保し、書類や資料を共有できる仕組みを構築しました。また、会議スペースの見直しを進め、会議の効率化や職員室のレイアウト改善等に取り組む学校の改修整備を進めました。

【今後の方向性】

これまでのレイアウト改善に取り組んだ学校の事例等を広く学校に発信し、よりよい職員室環境を整備します。

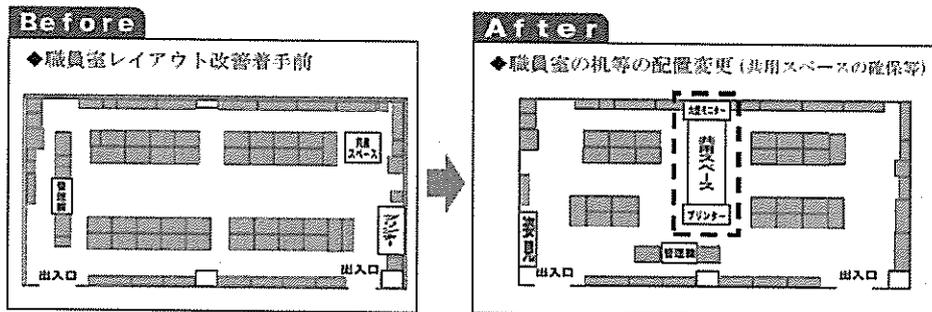
【工程表】職員室レイアウトの改善実施



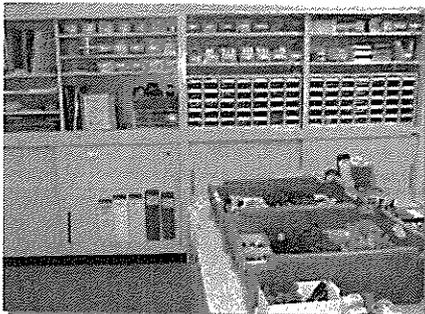
ここにもある！働きやすい職場のヒント

働きやすい職場環境づくりは、働き方改革を進める上で、とても大切な視点です。これまで、民間企業の取組等を参考に、この分野での学校の取組が進みつつあります。好事例を共有し、まずは身近なところからの改善を進めていきたいものです。

富士見台小学校では、学校独自の発案により、職員室レイアウトの改善を進めてきました。共用スペースを活用した情報共有やコミュニケーションの活性化などの工夫を重ね、教職員の協働性と創造性が高まりました。



杉田小学校では、必要なものをすぐに見つけることができるよう、事務室の改善を進めてきました。分かりやすい表示、見える化を意識した配置や種類別に小分けされたケースを活用した整頓など、どこに何があるのかが分かるよう、探す側の目線に立った事務室環境づくりがなされています。



(3) 家庭と仕事の両立支援

①テレワーク等の実施に向けた検討 **NEW**

【現状】

現在の教員の年齢構成等を考慮すると、今後10年間で出産や子育て、介護等を抱える世代はさらに増えることが見込まれています。家庭と仕事の両立支援に向けて、多様な勤務のあり方について検討を進める必要があります。

【今後の方向性】

出産、子育て、介護などそれぞれが抱える事情は様々なため、家庭と仕事の両立支援に向けて、勤務管理のあり方なども踏まえながら、在宅でできる教職員の業務について、テレワークのシステム導入を含め、検討を進めます。

【工程表】テレワーク等実施に向けた取組・検討

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
検討	試行実施		実施	

②教職員版フレックスタイム制度の試行実施 **NEW**

【現状】

職員の勤務の開始及び終了時刻は8:15～16:45を標準としつつ、開始時刻は8:00～8:30までの範囲内で1日7時間45分の勤務時間を学校長が割り振っており、同一職種は同様の勤務時間を割り振ることになっています。このような一律の取扱いを見直し、例えば子どもの保育園の送迎等で勤務開始時刻に間に合わせる事が難しい状況にある教職員に対し、ある程度、勤務の終始時刻に柔軟性をもたせることが考えられます。

【今後の方向性】

子どもが定刻に登下校するという学校ならではの実情を踏まえつつ、例えば子育て中の教職員に対して、多様な選択肢を提供できるよう、時差通勤制度の導入など、家庭と仕事の両立支援に向けた勤務時間のあり方について検討します。

【工程表】教職員版フレックスタイム制度の導入に向けた取組・検討

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
モデル・検討	試行実施		実施	

戦略2 学校業務の適正化、精査・精選

学校や教員の担うべき業務の適正化や精査・精選、アウトソースを進めていきます。

(1) 学校業務の適正化

① 勤務時間外の留守番電話の設定 NEW

【現状】

学校は、明確に閉校時間について定めがあるわけではなく、教職員が学校にいる限り電話応対していることが多い現状です。学校で授業準備や事務作業に集中する時間を確保するとともに、勤務時間を意識した働き方を進める上でも、地域の実情を十分に踏まえた上で、一定の時間で区切りを設ける必要があります。

【今後の方向性】

全市的な取組として、各学校や地域の実情を踏まえ、勤務時間終了時刻（標準的な勤務の終了時刻 16:45）以降に順次、留守番電話を設定する取組を進めます。留守番電話設定を進めるにあたっては、取組について保護者や地域、学校関係機関に幅広く周知を行い、理解・協力を求めています。

【工程表】 勤務時間外の留守番電話の設定

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
導入・取組周知				

留守番電話の設定状況

各学校で留守番電話の設定の取組が少しずつ広がっています。保護者や地域のご理解もあり、導入校では「授業準備に集中できるようになった」などの声が上がっています。

① 設定状況（平日、勤務時間終了後に留守番電話の設定をしている学校：H29.12現在）

	小学校	中学校	義務教育学校	特別支援学校	合計
設定校数	128校 (39%)	8校 (6%)	0校	0校	136校 (29%)

② 設定開始・解除時刻

小学校	開始	「18時～19時」	75%
	解除	「最初に出勤した人の出勤時刻～7時30分」	
中学校	開始	「18時30分～最終退勤者の退勤時刻」	学校により様々
	解除	「最初に出勤した人の出勤時刻～8時」	学校により様々

③ 設定する上での配慮事項等

- 区や中学校ブロックでの協議を通じ、近隣校等と合わせて設定時間等を決定。
- 学校運営協議会、学校だより等を活用し、保護者・地域への周知と理解の促進。
- 保護者等から折り返しの電話がある場合、その日は設定開始時刻を遅らせるなど、柔軟に対応。

②部活動休養日の設定 NEW

【現状】

平成 27 年 3 月に「横浜の部活動～部活動の指針～」の改訂時に「部活ノーデー」など、活動時間の配慮等について記載しましたが、各学校における実施状況にはばらつきがあります。

【今後の方向性】

生徒の健康管理、豊かな社会体験、家庭生活の充実等を踏まえ、「生徒の調和のとれた学校生活の実現を目指す」という、本市部活動の目標を踏まえ、「週に平日 1 日以上、土日どちらか 1 日以上」を部活動休養日として全中学校・義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部で設定します。

なお、高校については別途検討します。

【工程表】部活動休養日の設定

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
全中学校で実施				

※なお、小学校における特設クラブの活動についても、児童の調和のとれた学校生活の実現という観点から、上記の中学校部活動の方向性も踏まえ、適切な活動時間等を設定します。

1 年経過！ 「部活動休養日」

神奈川中学校では、「部活動活動規定」を見直し、平成 29 年 4 月より“平日 1 日”と“土日どちらか”を休養日とすることとしました。見直しの経緯や新たに示された活動規定（下欄参照）は、学校だよりと入学説明会、さらに土曜参観後の部活動保護者説明会で保護者に伝えました。学校だよりには、部活動の現状と課題（生徒や顧問の負担等）を記して保護者へ理解を求めました。

休養日設定から約 1 年が経ちました。部活ごとに大会等のスケジュールが異なるため、平日の時間や月単位での活動回数を調整しながら休養日を設定しています。計画性をもち先を見通すマネジメントの力も大切です。休養日を含めた活動に、顧問、生徒、保護者も慣れ、この 1 年間の活動を終えようとしています。

教職員の負担軽減
ハンドブック ②

～教職員が子どもとしっかり向き合う時間の確保のために～

平成 29 年 5 月
横浜市教育委員会

〔参照〕横浜市教育委員会＞教育施策情報
＞教職員の負担軽減に向けた取組

神奈川中学校「部活動活動規定」

本校の部活動の活動日については、生徒や顧問が疲弊せずにバランスの取れた学校生活を送るため、また、学習や休養及び家庭生活の充実を図るため、文部科学省・横浜市教育委員会の部活動指針等の趣旨をふまえて、次のように規定する。

- ①平日 1 日（朝練を含む）と土日のどちらかを休養日とする。
- ②大会参加などで土日に活動がつづくような場合は、他の曜日で配慮する。
- ③休日の校内練習は、半日を単位とする。（大会・練習試合等は該当せず）

③夏季の学校閉庁日の継続実施、冬季の学校閉庁日の実施 **NEW**

【現状】

8月3日～16日を学校閉庁期間として市主催の研修を行わないこととし、当該期間中は、各学校の判断により学校閉庁日（市主催行事・研修等なし、電話対応等をする日直を置かない）を設定できるようにしています。平成29年度は465校（小学校98%、中学校84%、義務教育学校100%、特別支援学校75%）で実施され、学校課業日には取得が難しい振替休暇や年次休暇の取得促進につながっています。

【今後の方向性】

引き続き、夏季休業期間中の学校閉庁日を継続実施するとともに、冬季休業期間についても、新たに12月27日、28日、1月4日、5日の計4日間を学校閉庁期間とし、学校の実情に応じて学校閉庁日を実施します。学校閉庁日の実施については、引き続き、保護者、地域、関係機関等へ周知するとともに、積極的に取組を推進していきます。

【工程表】 学校閉庁日の実施

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
夏季継続実施 冬季開始	取組周知・推進			

④計画的な休暇等の取得促進

【現状】

一般の地方公務員と同様に教職員には年次休暇（以下「年休」）が付与されていますが、学校課業日は年休の取得が現実的に難しい状況であり、長期休業中にまとめて取らざるを得ない状況です。

【今後の方向性】

各学校において、「計画的な年休取得」や「定時退勤日の設定」を推進します。ワーク・ライフ・バランスの推進だけでなく、メリハリのある時間設定をすることで、先を見据えた業務の進め方の意識の向上につなげていきます。

【工程表】 計画的な休暇等の取得に向けた取組

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
計画的な年休取得、定時退勤日の設定等を実施				

(2) 学校業務の精査・精選

①横浜市学力・学習状況調査に係る業務の一部外部委託

NEW

【現状】

毎年行われる横浜市学力・学習状況調査実施に係る正誤判断やデータ入力等の業務は、現在各学校が担っていますが、これらの業務については一部外部委託を検討していく必要があります。

【今後の方向性】

教職員の負担軽減を図るため、同調査に係るデータ入力等の業務の外部委託を進めます。全国学力・学習状況調査の実施状況も注視しつつ、本市調査の調査日程や調査対象等を整理し、効果的・効率的な調査実施方法を引き続き検討していきます。

【工程表】横浜市学力・学習状況調査の一部外部委託

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
試行	一部外部委託による試験実施・効果検証・検討			

②教職員の業務の精査、アウトソースの検討

NEW

【現状】

社会の変化とともに、学校に求められる役割が拡大の一途をたどっており、国が定める標準法上の定数では、学校が担う業務の総量と学校における人的資源のバランスが取れていない状況です。国の中央教育審議会においては、登下校に関する対応や給食時の対応、校内清掃など現在学校が担っている業務について、【基本的には学校以外が担うべき業務】

【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要がない業務】【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】の3つに分類し、学校・教師が担う業務の役割分担・適正化について議論¹³されました。その他にも、学校では、学校行事の写真掲示や学習教材の集金業務、教室等の床洗浄やワックスがけなど、必ずしも教員が担う必要のない業務を教員が担っている現状があり、学校からは、就学時健康診断業務やICT機器の管理業務などの一部アウトソースを求める声が上がっています。

【今後の方向性】

学校や教職員の担うべき業務については、それぞれの法律での位置づけや教育課程との関連性等も考慮しながら、国の検討状況も注視しつつ、学校業務の精査の検討を進めます。合わせて、学校の業務を外へ出していく（アウトソース）場合の方法や受け皿についても検討を進めます。

【工程表】教職員の担うべき業務のあり方の見直し

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
検討、モデル事業等の展開、効果検証				

¹³ 中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成29年12月22日）

身近な取組を見直してみると…

保護者や地域の力を借りて

今まで、学校の先生が行ってきたことの中で、保護者や地域の方の力を借りてできることはないでしょうか。今までの“あたりまえ”を見つめ直すと…。

上山小学校では、「新体カテスト」に保護者ボランティアの力を借りることにより、安全性の確保がされるだけでなく、計画より20分以上も早く計測ができるなど、効率的な実施ができました。また、実際にご協力いただいた保護者から、参加をしてよかったという感想が多く寄せられました。

【保護者から】

- 「楽しかったです。ありがとうございました。」
- 「他の子の様子が見られました。高学年になるとしっかり1年生に声かけられることに感心しました。」
- 「6年生になると、遠くまでボールが投げられるのですね。成長が楽しみです。」



【校長先生から】

保護者と一緒に行うことで、学校を理解していただくことにつながるだけでなく、学校を支えている実感をもっていただき、共に子どもの教育環境を整えていこうとする気持ちがつながっているような気がしています。

その他にも、卒業式の前日準備に保護者の力を借りたり、クラブ活動（小学校）の指導に地域のスポーツクラブのインストラクターが関わったりするなど、保護者や地域の方の力を借りた取組が広がっています。

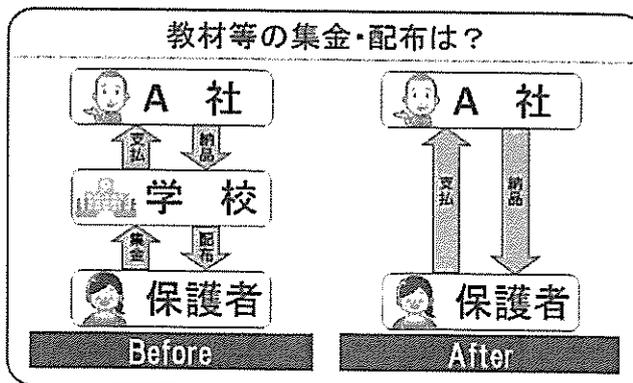
学校を介さず直接やりとり

「えっ?! 教材の集金とか、行事写真の販売は学校ではやらないの?」

中学校ブロックでの話をする中で、このようなことが話題となることがあるようです。

既に、各学校では、教材の販売（支払）を保護者が販売店と直接行うケースが多く見られます。また、行事等の写真の販売等も保護者が直接やりとりする学校も増えてきました。

学校を介さない各種取組もアウトソースの視点の一つです。



③学校事務職員の業務分担の見直し **NEW**

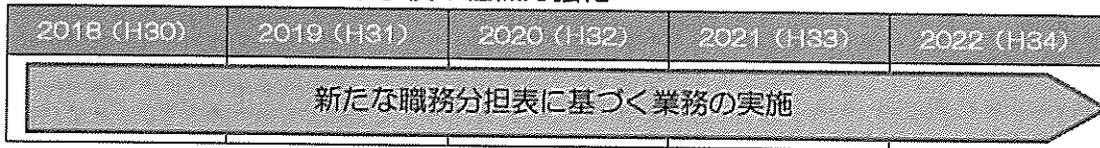
【現状】

平成 29 年 3 月に学校教育法が改正され、学校事務職員の職務規定が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に変わりました。これは、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である学校事務職員の職務を見直し、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を活かしてより主体的・積極的な校務運営への参画を目指すものです。また、本市では、平成 29 年 4 月に県費負担教職員の本市移管に伴い、学校における給与・服務等に関する業務のシステム化が行われました。

【今後の方向性】

上記に伴い、学校事務職員の職務分担を改めて明確化するとともに、副校長をはじめとした各職の標準的な職務分担を見直します。学校事務職員は、事務長を中心とした学校事務連携を進めるとともに、主体的に校務運営に参画し業務の適正化・効率化を進める役割を担うことで、学校の組織力を強化していきます。

【工程表】 新たな職務分担による学校の組織力強化



④市主催行事や学校行事等のあり方検討 **NEW**

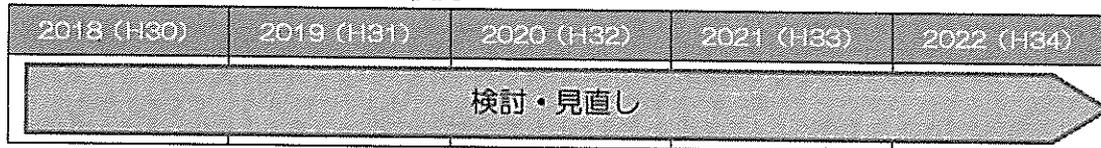
【現状】

現在行われている市主催行事や学校行事等は、いずれも子どもにとって普段と異なる体験ができる貴重な機会であり、それぞれに伝統的価値や教育的意義などをもち、これまで続けられてきたものです。一方で、新しい教育課程との整合性等、改めて市主催行事や学校行事等について、そのあり方を見直していく必要があります。

【今後の方向性】

市主催行事や学校行事等について、「子どものため」という判断基準だけではなく、時代の要請に合っているものか、教育活動全般における優先順位はどうか、学習指導要領に即した効果的な教育活動になっているかという視点で、見直しを進めていきます。

【工程表】 市主催行事等のあり方の検討



⑤市全体の研究活動のあり方検討 NEW

【現状】

教員は、絶えず研究と修養に努めることが求められており、事務局主催の研修・研究活動だけではなく、学校関係者による研究会や各学校単位においても様々な研修・研究活動が活発に行われています。これらは若手教員の育成をはじめ、教員の資質向上に大きく寄与しています。一方で、研究のあり方によっては、教員の負担が過度な例も見受けられ、また、事務局主催の研究会も含め研究活動の多くが、性格上、長時間を要し、さらに時間外に行われている実態があります。

【今後の方向性】

研究活動は、教育の質を担保する上で必要不可欠であり、かつ、横浜の教育を支える大きな強みであるからこそ、より「持続可能」な活動にしていくことが重要です。そのために、新学習指導要領に即した効果的・効率的な研究とその発信・共有の方法、子どもの学びへの着実な還元、働き方改革や負担軽減の視点にも立った今後の研究のあり方について、事務局、学校、研究会等それぞれにおいて、相互に連携・協力しながら検討を進めていきます。

【工程表】市全体の研究活動のあり方検討

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
検討・見直し				

「持続可能」な研究活動へ

「持続可能」な研究活動にするために、工夫を重ねた取組が広がっています。

校内重点研究の進め方を工夫し
より質の高い研究に！

【三保小学校の実践例】

ESDの研究を進める中で、教職員にとっても持続可能な研究に！ということで、研究会の進め方を工夫しています。



そのためにも、共通理解をどう図るか。例えば、協議会の「タイムテーブル」「役割分担」を明示することや互いの顔が見え発言しやすい雰囲気をつくることなど。

教職員が主体的に研究に関わり、学校全体での研究が深まり、子どもの成長につながっています。

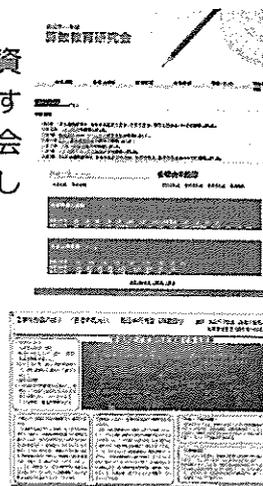
研究の様子をHPで
分かりやすく紹介！

【横浜市小学校算数研究会の実践例】

研究会での様子が、HPで写真等を使って紹介されています。

研究会で提案される資料を事前にHPに掲載することで、当日の研究会が深まるような工夫をしています。

研究内容は、随時更新され、会員の教職員だけでなく、誰でも研究の成果が共有でき、日常の授業改善に活かすことができます。



戦略3 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

チームで対応を行うことによる組織力の強化や、教員以外の専門スタッフ等の人員配置拡充による役割分担の明確化によって、教職員一人当たりの担う業務量の削減を進めていきます。

(1) 教職員配置の工夫、チーム体制の構築

① 小学校高学年における一部教科分担制の導入による学年経営力の強化 **NEW**

【現状】

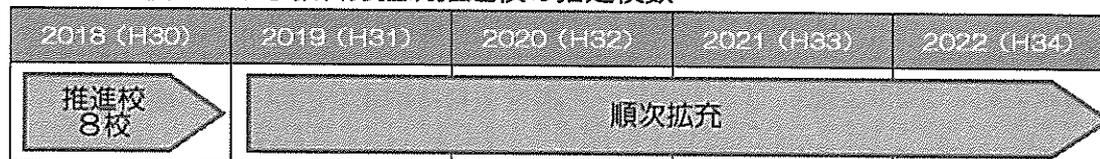
小学校では学級担任制が基本であるため、複数の教科を1人の担任が教えています。また、児童指導も学級単位で行われる傾向があります。そのため、授業準備に多くの時間を要することや、複数の教職員による児童指導の充実が課題となっています。

【今後の方向性】

担当する教科の分担を進めることでの授業準備等の負担の軽減や、複数の教職員で子どもを見守る体制の構築等を目指します。そのために、義務教育9年間ににおける子どもの成長の大きな転換点となる小学校高学年において、学級担任ではない教員が学年経営を行う仕組みを試行導入し、協働的・一部教科分担制の導入と学級の壁を超えた児童指導を行います。その結果、チームによる学年経営を円滑に進めます。

平成30年度に推進校を指定し、取組事例、方法や効果の検証を行います。合わせて、推進校には、チームによる学年経営を継続的に機能させるために、週単位で時間割をコーディネートする人員の確保と配置を進めていきます。

【工程表】 小学校における教科分担制推進校の指定校数



② 市費移管後の教職員配置の工夫

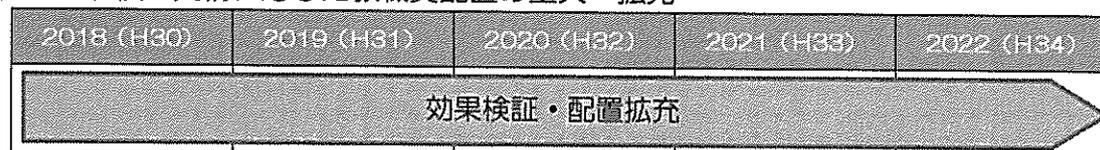
【現状】

平成29年4月の県費負担教職員の本市移管に伴い、義務標準法に基づく教職員定数を基本にしつつも、本市の特性、児童生徒や学校・地域の実情を踏まえた柔軟できめ細かな教職員配置ができるようになりました。

【今後の方向性】

教職員配置の効果の検証を行いながら、負担軽減の観点も考慮し、効果的な教職員配置について、継続的に検討を進めます。

【工程表】 学校の実情に応じた教職員配置の工夫・拡充



(2) 学校をサポートする専門スタッフ等の配置

①職員室業務アシスタントの配置の拡充

【現状】

副校長及び教員の負担を軽減し、限られた時間の中で効率的に業務ができることを目的として、職員室における事務的な業務（印刷業務、電話対応、来客対応等）をサポートする非常勤職員を、平成 29 年度から大規模な小学校を中心に 30 校に配置しています。勤務時間縮減にも直接つながる効果の高い取組です。

【今後の方向性】

引き続き、配置校での効果検証を行いながら、より効果的な活用方法について各学校に周知するとともに、優先順位を見極めつつ、平成 30 年度から新たに中学校への配置を行い、順次拡充を進めていきます。

【工程表】職員室業務アシスタントの配置

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
130 校	順次拡充			

先生の事務作業を少しでも軽く

平成 27、28 年度の試行を経て、平成 29 年度より本格実施された「職員室業務アシスタント配置事業」は、配置校から「本当に助かっている。」との声が多く届いています。

副校長の学校マネジメントへ関わる時間の増加などとともに、配置を通して、仕事の仕方、業務の仕分け等を考えるきっかけにもなっているようです。

【依頼できる業務例】

- ①外部との対応
電話、来客、業者 など
- ②事務作業
印刷、綴じ込み、パソコンデータ入力、アンケート集計、配布物仕分け、封筒入れ、宛名書き、ラミネート など
- ③職場環境の整備
ファイル整理、表示、廃棄文書、掲示 など

誰でも依頼しやすくする工夫

- ▲何をどのくらい頼んでよいかわからない。
- ▲アシスタントに直接お願いする時間がない。
- ▲1日の依頼量が見えると頼みやすい。
- ▲自分ばかり頼むのは申し訳ない。

- ↓
- ☆依頼できる業務例の周知
 - ☆「本日の依頼一覧表」等の作成
 - ☆「印刷お願いシート」等を使った依頼



【配置校副校長の声】

「昨年度は、授業時間中に校内を巡回することがほとんどできなかったが、今年度は教室の様子を昨年度より多く見ることができている。このことは、担任への助言や指導、児童との関係づくりや指導に役立っている。」

【配置校教員の声】

「今まで誰の仕事かはっきりせず、気が付いた人がやる仕事を一手に引き受けてもらっている。自分の仕事により集中できる環境になった。」
 「印刷の時間を教材研究に使うことができ、日々の授業に集中することにつながっている。」
 「細かい時間ができたことで、子どもと関われる時間が増えたのがうれしかった。」

②部活動指導員の新規配置・支援体制の構築 NEW

【現状】

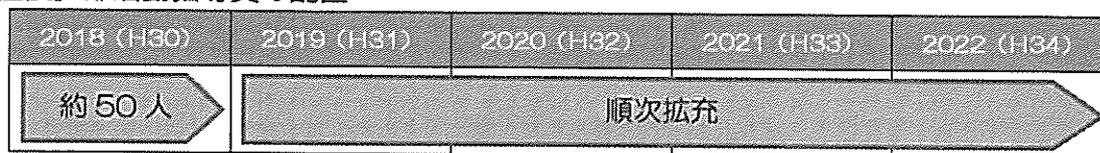
部活動の専門的な技術指導を行える人材を外部指導者として派遣し、教職員の負担軽減を図るとともに、生徒の活動機会を保障していることから、学校からのニーズも高い状況ですが、学校が希望する種目の技術指導者を十分に確保できていないことや、顧問との役割分担など課題があります。また、学校教育法施行規則の改正により、平成29年4月より、中学校、高校等において、校長の監督を受け、部活動の顧問の役割と同様の技術指導、大会の引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」が制度化されました。

【今後の方向性】

部活動の顧問としての役割を担うことができる「部活動指導員」の配置に向けて、部活動指導員の任用に係る要綱を整備するとともに、平成30年度は中学校に50人程度の部活動指導員を配置する実践事業を展開します。その効果検証を踏まえて、順次、外部指導者から部活動指導員への転換を図り、配置に向けた取組を進めていきます。

また、持続可能な部活動のあり方として、学校の状況に応じて支援・選択できるよう、民間企業や大学等との連携を図った体制の構築を検討します。

【工程表】部活動指導員の配置



③特別支援教育支援員の配置の拡充

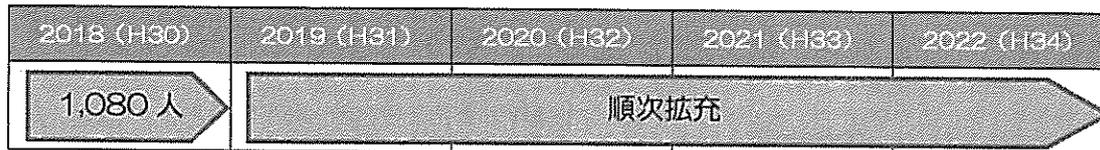
【現状】

小中学校において、学習面や行動面に特別な支援を必要とする児童生徒を支援し、特別支援教育における校内体制の構築をするため、特別支援教育支援員を配置しています。

【今後の方向性】

対象児童生徒が増加する中で、小中学校及び保護者からのニーズも大きく増加しています。丁寧に寄り添うことができるように、適切な配置のあり方を検討しつつ、配置を拡充していきます。

【工程表】特別支援教育支援員の配置



④学校におけるカウンセラーの配置の継続

【現状】

いじめ、不登校、暴力行為等の未然防止や、早期発見、早期対応に向けて、児童生徒や保護者、教職員への心理的な助言を行うために、週1回程度相談を受けることができる体制を整えています。また、小学校で相談したカウンセラーに引き続き中学校でも相談できるように、「小中一貫型カウンセラー」を全中学校ブロックに配置しました。

【今後の方向性】

スクールカウンセラーは非常勤職員であり、緊急時の対応等の際に柔軟に機能することができないことや、人材の確保が困難といった課題があることから、支援の充実に向けた体制強化を図っていく必要があります。

【工程表】学校カウンセラーの配置

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
継続配置、体制強化に向けた検討				

⑤理科支援員の配置の継続

【現状】

小学校における理科の実験や実験準備等をサポートするため、理科支援員を配置しています。平成29年度は、205名を233校の小学校に配置し、主に5・6年の理科の学習指導の補助や準備、片付け等を実施しています。観察・実験等、体験的な学習がさらに充実し、教員の授業力向上にも効果が出ています。

【今後の方向性】

毎年20校程度のペースで配置を拡充してきましたが、平成29年度で未配置校が107校あるため、配置方法や人材確保等について工夫しながら、平成30年度の小学校全校配置及び平成31年度以降の配置継続に向けて取り組みます。

【工程表】理科支援員の配置

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
全小学校	継続配置			

⑥学校司書の配置の継続

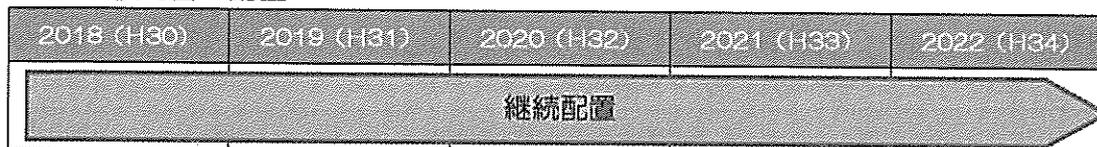
【現状】

学校図書館の充実を図り、子どもの読書意欲の向上と情報活用能力を育成するため、教職員の授業支援等を行う学校司書を配置しています。平成 25 年度から順次配置を行い、平成 28 年度に全校配置をしました。

【今後の方向性】

読書習慣の確立や情報活用能力の向上のために司書教諭と学校司書の連携を一層強化し、学校図書館の充実に努めるため、引き続き全校に配置します。

【工程表】 学校司書の配置



⑦スクールサポートの配置の継続

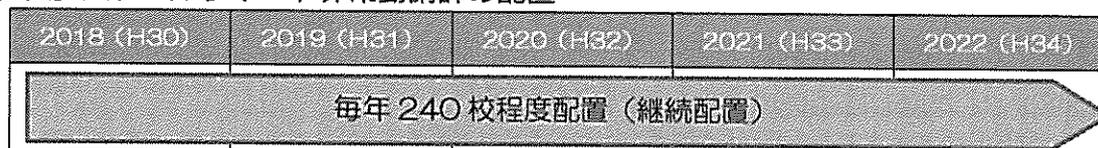
【現状】

小中学校サポート事業として、集団での行動や授業への集中などが困難な児童生徒に対してきめ細かな対応を行うなど、円滑な学級運営を支援するために、非常勤講師を配置しています。学校生活に不安や困難があった児童生徒に対し、きめ細かに関わることで、児童生徒、保護者にも安心感を与えることができ、学級担任が学級での指導に集中して取り組めるようになっていきます。

【今後の方向性】

非常勤講師の継続配置を進めていきます。

【工程表】 スクールサポート非常勤講師の配置



⑧学校栄養職員の配置の継続

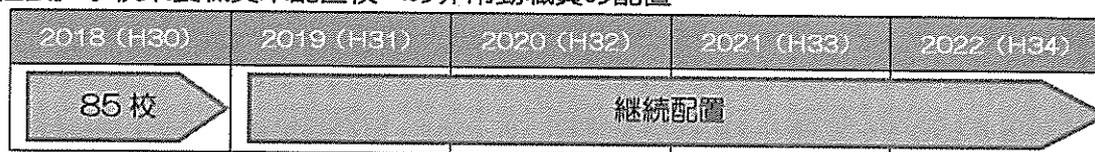
【現状】

食物アレルギーをもつ児童が増加し、学校給食におけるアレルギー対応が増える中で、きめ細かなアレルギー対応を行うとともに、給食の衛生管理面の充実を図るため、栄養士資格を有する非常勤学校栄養職員を配置しました。さらに、配置した職員が、給食物資の発注業務を補助することで、教職員の負担軽減を図ります。平成 30 年度は、未配置の学校給食実施校のうち 85 校に配置する予定です。

【今後の方向性】

非常勤学校栄養職員の配置を継続します。

【工程表】 学校栄養職員未配置校への非常勤職員の配置



⑨保健室支援員の配置の継続

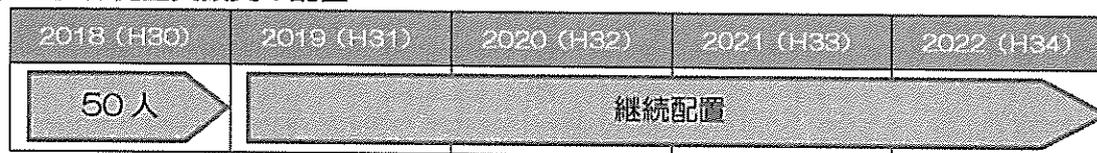
【現状】

保健室登校、健康課題への対応や精神的なケアなど、養護教諭を中心に児童生徒に様々な支援を行っている学校（平成 29 年度は 42 校）に、保健室支援員を配置しています。養護教諭有資格者の支援員を配置することで、学校及び児童生徒の状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、保健室経営の安定、チーム支援の体制整備を進めることを目指しています。

【今後の方向性】

多様化・複雑化している児童生徒の健康課題等の解決や支援のため、保健室支援員の配置を継続していきます。

【工程表】 保健室支援員の配置



⑩日本語指導が必要な児童生徒支援の充実

【現状】

日本語指導が必要な児童生徒の在籍が一定数以上の学校に「国際教室担当教員」を配置し、当該児童生徒への支援を行っています。さらに、国際教室設置校の中でも在籍が特に多い学校には「日本語指導が必要な児童生徒支援非常勤講師」や児童生徒の母語での対応ができる「外国語補助指導員」を配置しています。

また、児童生徒や保護者の母語が話せるボランティアを派遣し、初期適応、学習支援、面談等での保護者通訳を行っています。

平成29年度からは日本語支援拠点施設「ひまわり」を開設し、転・編・入学時の円滑な受入を支援する「学校ガイダンス」や来日初期の児童生徒が集中して日本語を学び、学校生活を体験する「プレクラス」などの取組を行っています。

【今後の方向性】

日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向にあるため、既存事業による支援を継続するとともに、当該児童の在籍が一定数以上の学校に外国語補助指導員を配置できるよう配置人数の拡充を図っていきます。また、日本語支援拠点施設において、教材・指導案等の収集を行い、情報を発信することで、ノウハウがない学校での受入を支援できるよう体制を整えます。

【工程表】日本語指導が必要な児童生徒支援

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
継続実施				

⑪スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用による福祉的課題への支援の強化

【現状】

いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の様々な課題に対して、学校が関係機関と連携して迅速に解決できるよう、課題解決支援チームの一員としてスクールソーシャルワーカー（SSW）を、学校教育事務所に配置し、福祉的な視点を交えた学校支援を行っています。（平成 29 年度 23 名体制）

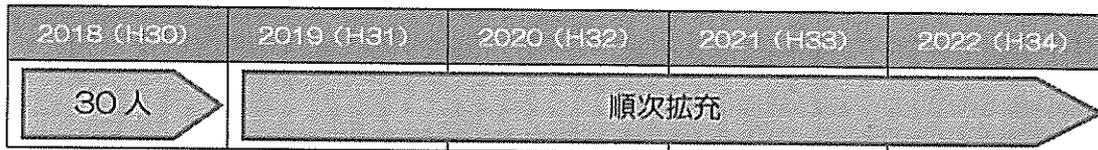
【今後の方向性】

SSW が教員とともに、ケース会議や保護者対応を行えるようにするとともに、長期的・計画的な人材育成により専門性を高めていけるよう、正規職員の配置を進めるなど体制の充実を図ります。

また、大学等の養成機関と連携することにより、意欲と能力のある人材の確保や、採用後の専門性の向上などを進めます。

これらの取組により、学校教育事務所での児童生徒支援体制の強化を図り、SSW が関係機関を結びつける役割を担うことによって、区役所、児童相談所等の関係機関と連携しながら、教員や指導主事、カウンセラーやケースワーカー等の専門職とともに、個々のケースに対し、より効果的なチームアプローチを実施していきます。

【工程表】 SSW 等の配置



⑫学校教育事務所による法律相談体制の強化

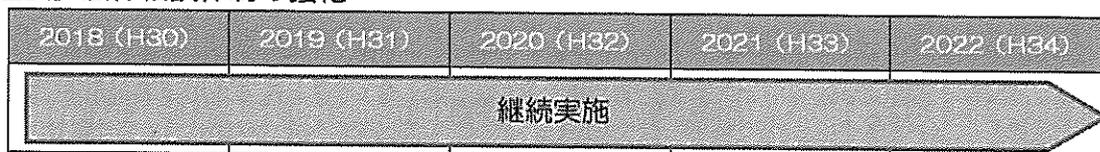
【現状】

児童生徒間のトラブルや学校事故などの課題解決支援の一環として、学校教育事務所による弁護士への法律相談を実施しています。

【今後の方向性】

弁護士に随時、電話やメールでも相談でき、迅速に学校支援につなげられるように、体制を充実させ、学校におけるトラブルの未然防止や早期解決につなげます。また、弁護士への法律相談や弁護士が来所しての研修を継続実施し、学校教育事務所内の法律に関する知識を深めるとともに、引き続き、相談件数や依頼内容など実態に即した弁護士への相談体制を検討していきます。

【工程表】 法律相談体制の強化



戦略4 教職員の人材育成・意識改革

校長のリーダーシップによる働き方改革の推進や、「働き方」の視点を踏まえた教職員の人材育成・意識啓発等を通じて、教職員一人ひとりの「働き方」の見直しにつなげます。

(1) 勤務実態の把握、マネジメントの推進

①教職員庶務事務システム、ICカードによる勤務実態の把握

NEW

【現状】

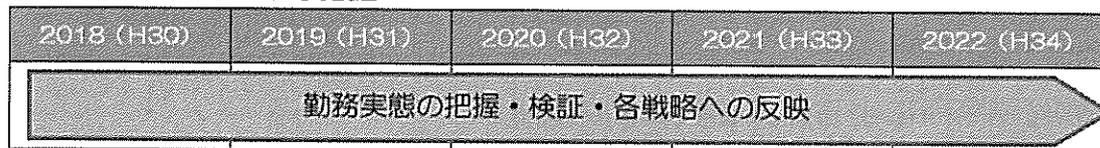
平成29年4月から、教職員庶務事務システムの導入により、教職員の勤務実態を把握できる仕組みが構築されましたが、時間外勤務に応じた手当が支給されない教員独自の給与体系であることも起因し、システムへの入力ที่ไม่十分な状況です。また、4月からICカードによる「出勤」登録も行っています。

【今後の方向性】

ICカードによる「退勤」登録導入により、教職員の勤務実態の把握を進め、本プランの効果検証や学校における教職員の業務の平準化や見直し、勤務時間の適正化等に活かしていきます。

なお、高校については教職員庶務事務システムの導入に合わせて別途検討します。

【工程表】勤務実態の正確な把握

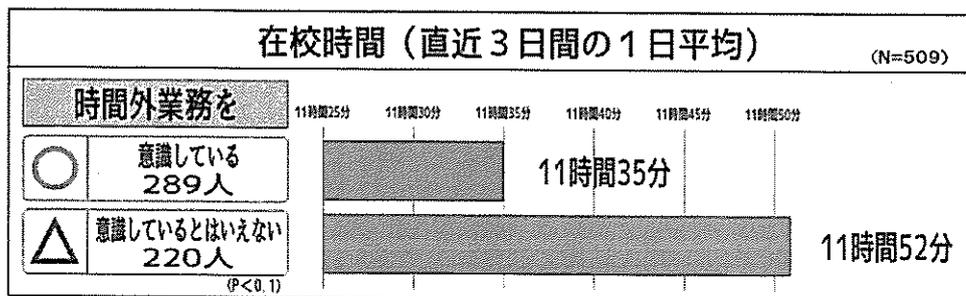


時間の意識…どこまで持っていますか？

子育てや介護などの家庭の事情だけでなく、仲間との交流や自己研鑽のための習い事等、仕事と私生活のバランスをとることはとても大切です。

このバランスにもつながるアンケート※の結果があります。それは、時間外業務を意識しているかどうかで、実際の在校時間に差が出てきているというものです。

まずは意識から…。今行っている業務は、時間外業務ではありませんか？



※「かなり意識している」「ある程度意識している」を「時間外業務を意識している」、「どちらともいえない」「あまり意識していない」「まったく意識していない」を「時間外業務を意識しているとはいえない」として再カテゴリー化を行い、集計した。
平均値の差の検定を行ったところ、群間に統計的有意な傾向を認めた。(P<0.1)

※N=509となっているのは欠損値のため。

②メンタルヘルスセルフチェック実施による職場環境の把握・支援

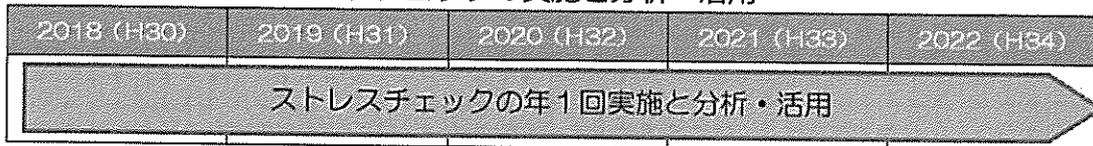
【現状】

全教職員を対象にストレスチェックを行い、結果を各個人に通知するとともに、メンタルヘルス不調のリスクの高い教職員へ面接指導の勧奨と面接指導を実施し、ストレスの軽減に向けて取組を進めています。また、ストレスチェックの結果を職場環境の改善につなげるため、学校ごとに集団分析を実施し、分析結果を踏まえた職場環境改善研修を管理職向けに実施しています。

【今後の方向性】

引き続き、全教職員を対象に毎年一回ストレスチェックを行い、結果を各個人に通知するとともに、メンタルヘルス不調のリスクの高い教職員へ面接指導を勧奨することで、精神疾患等の予防を行います。また、学校ごとの分析結果に基づき、各学校で職場環境の改善につながる取組を進めるとともにセルフケアのための取組を進めていきます。

【工程表】メンタルヘルスセルフチェックの実施と分析・活用



③働き方改革に関する中期学校経営方針への位置付け

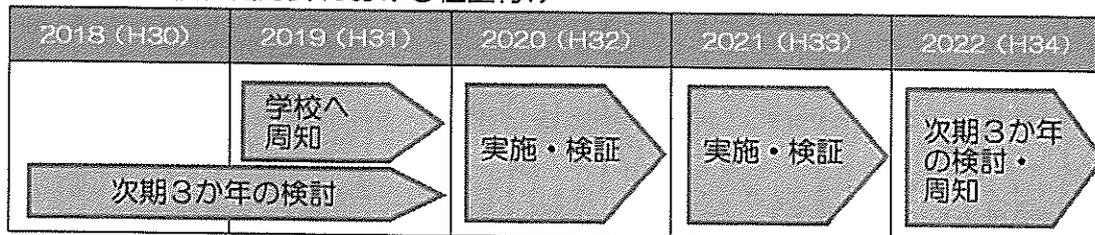
【現状】

各学校は3か年の学校経営方針を示した中期学校経営方針を策定していますが、現状、働き方改革の視点での項目記載は必須となっていません。

【今後の方向性】

平成31年度以降の中期学校経営方針の「人材育成・組織運営」(仮)の項目において、学校での業務改善や働き方改革に向けた取組目標を明記することで、カリキュラム・マネジメントと連動させ、各学校での組織的な取組を推進していきます。

【工程表】中期学校経営方針における位置付け



(2) 意識啓発・研修

①働き方改革に関する意識啓発

【現状】

学校関係者の働き方改革に取り組む意識を広めるとともに、働き方改革に関する社会的な機運の醸成を目的として、平成 29 年 10 月に民間企業の協力を得て「教職員の働き方改革フォーラム」を実施しました。また、各学校における業務改善の好事例をまとめた「教職員の負担軽減ハンドブック」の発行や区ごとに校長が集まる学校経営推進会議における議論の場の設定など、意識啓発、情報共有を進めています。

【今後の方向性】

民間企業等との協働によるフォーラムの継続的な開催や各学校における取組を共有する場の設定など、各学校への具体的な働きかけを通じて、教職員の働き方改革について継続的な議論の場を作り、意識啓発を図っていきます。

【工程表】働き方改革を考えるイベント等の開催

2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
継続的検討・実施				

民間企業の知恵を拝借！

働き方改革に先進的に取り組んでいる民間企業の協力を得て平成 29 年 10 月に「教職員の働き方改革フォーラム」を開催しました。

本フォーラムでの意見を、学校における働き方改革を加速するための「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」策定につなげ、今後も民間企業の視点も入れながら、学校における働き方改革について、学校関係者の働き方改革に取り組む意識を広げていきます。

【参加者の声】

- ・働き方改革はあるべき学校の姿を職員と共有することが全てのスタートだと思いました。働き方改革に向けて職員と対話を通じて組織改革をしていきたい。【校長】
- ・教職員の心と体の健康を維持することが何よりも子どもたちにとっても良い影響になることを改めて思いました。学校でも大きな声、笑顔で挨拶など職場の雰囲気づくりからはじめ、他の職員にも影響を与えていきたい。【副校長】
- ・ワークショップではそれぞれの立場からイメージする「ありたい姿」を共有し、同じような思い、スクラップ&ビルドを共有することができました。学校現場が変わるチャンスを強く感じた。【教員】



②働き方改革の視点を盛り込んだ研修の開発・推進

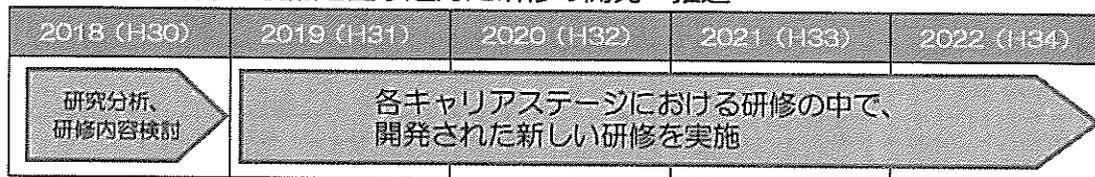
【現状】

これまで、主に管理職を対象とした研修において、チーム・マネジメント、労務管理、メンタルヘルス等に関する内容は扱ってきましたが、今後、真に有効な「働き方改革」の視点を盛り込んだ研修を進めていく必要があります。現在、東京大学・中原淳研究室と、新たな研修の開発に向けて、共同研究を進めています。同研究室の人材開発研究の実績を活かしながら、定量・定性分析を用いて、「長時間労働の根本的な要因分析」を行い、その先につながる「働きがい」も含めた探究を進めています。

【今後の方向性】

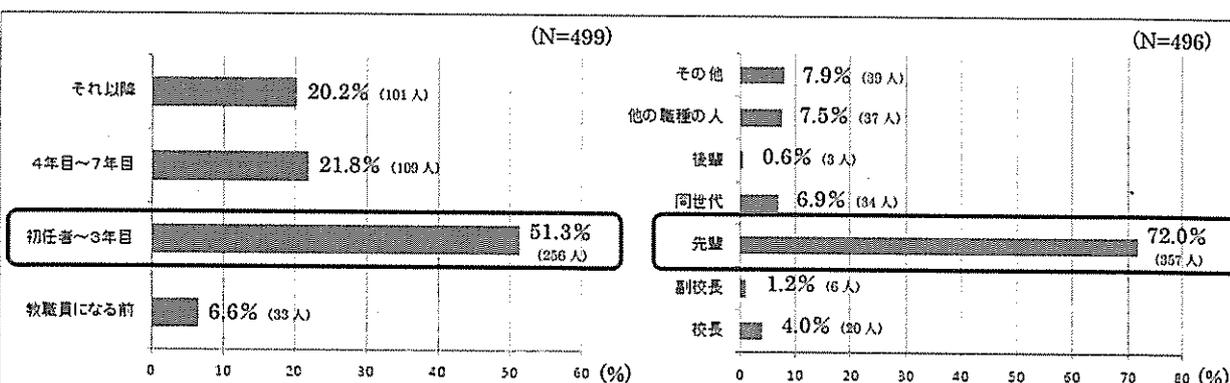
本共同研究において、特に「人の意識」と「働き方」の関連性に着目し、タイプ別の人材育成の視点を示していくなど、個々の「働き方」へのアプローチを目指した研修を開発します。また、教職員のキャリアステージに応じた人材育成指標にも、「働き方改革」の視点を組み込み、研修の体系化を進めていきます。管理職だけでなく、一般教職員を対象にした研修を実施し、教職員全体の「働き方」の見直しにつなげます。

【工程表】働き方改革の視点を盛り込んだ研修の開発・推進



「働き方」は最初に決まる？！

アンケートによると、「働き方（業務の進め方・取り組み方）」について最も影響を受けた時期は、「初任～3年目」と答える教員が約5割（51.3%）と最も多く、働き方に対して影響を与える人物は、身近な「先輩」が約7割（72.0%）を超え、最も高い結果となりました。



あなたの現在の業務の進め方・取り組み方に対して「最も影響を受けた時期」はいつですか？

※N=499となっているのは欠損値のため。
※四捨五入の関係上、合計が100%にならない箇所がある。

【平成29年12月 横浜市教育委員会・東京大学中原淳研究室共同研究「教員の働き方に関する質問紙調査」調査結果】

あなたの現在の業務の進め方・取り組み方に対して「最も影響を与えた人物」は誰ですか？

※N=496となっているのは欠損値のため。

若い教員が増えている中、経験の浅い教員ほど勤務時間が長くなる傾向があることなどからも、今後ますます、校内OJT等の若手を支える積極的な取組が重要となります。その際、「先輩」の背中を見て、その後の「働き方」が決まるという傾向があるということも、心得ておきたいところです。

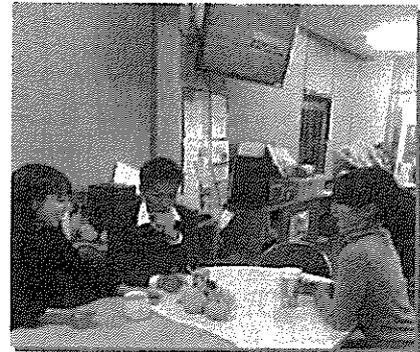
分かち合える職場へ

下の図はなんでしょうか。

「理想の一日 デ・ザイン」と名付けられたこの図には、朝起きてから夜寝るまで自分が理想とする生活が描かれています。

- 「もっと読書がしたいな。」
- 「我が子に関わる時間を増やしたいな。」
- 「もっとゆっくりお風呂に入りたいな。」

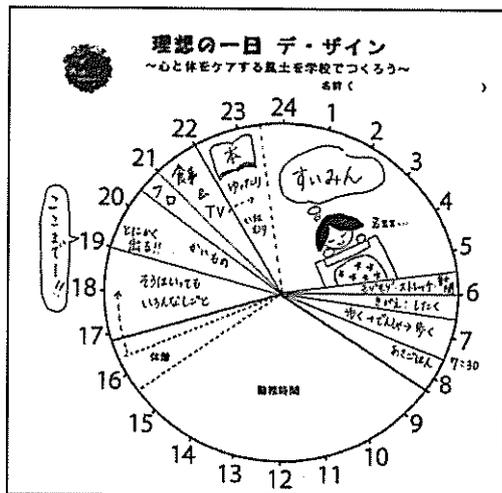
一人ひとりの仕事と私生活。理想と現実。



持続可能な学校の姿として、まずは教職員が寝食を大切に、明るく元気なことを第一に掲げた永田台小学校では、このような小さくも、深くあたたかな取組も始めました。

背景は様々でも、まずは理想を描き、みんなで共有することから始めてみませんか。

互いを知り、少しずつ寄り合い、分かち合える職場って素敵ですね。

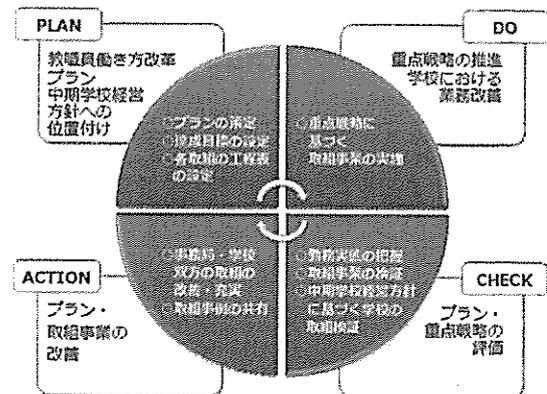


- 「ちゃんとメシ食って、ちゃんと風呂入って、ちゃんと寝ること。そういう人にはかなわないよ」 糸井重里
- ①あなたが必要とする睡眠時間を左の時計に書きましょう。
 - ②あなたが望む夕食時間を書きましょう。
 - ③あなたが望む帰宅時刻を書きましょう。
 - ④あなたが望む通勤時刻を書きましょう。
 - ⑤朝、家を出る時刻を書きましょう。
 - ⑥朝食時間を書きましょう。
 - ⑦授業であなたのパフォーマンスを最大限に発揮することが望ましいですね。理想の一日を実現するために、どうしたらいいでしょう？あなたのアイデアを聞かせてください。

(1) 教職員の働き方改革プランの推進

- 「教職員の働き方改革プラン」の推進にあたっては、PDCA サイクルの下、学校と教育委員会事務局が両輪となり、家庭や地域と課題解決の重要性や目指すべき理念を共有しながら、各取組の工程表に基づいて着実に実施していきます。
- 随時、目標の達成状況を確認しながら、外部有識者の意見も聞き、各取組の効果検証を客観的に行い、次年度の改善等に活かしていきます。
- 今後、新たに検討を進める各取組の制度設計等については、教育委員会事務局内に設置されている「教職員の働き方改革プロジェクト」において、学校関係者の議論への参画や意見聴取の機会を十分に得ながら、検討を進めていきます。
- 本プランにおける取組は、教育基本法第 17 条に基づく法定計画である「第 3 期 横浜市教育振興基本計画」（平成 30 年度策定予定）にも位置づけ、進捗管理を行っています。

【プラン推進に向けた P D C A サイクル】



(2) 国への働きかけ

- 学校の働き方改革の加速には、そもそもの国の制度の在り方が大きく影響するため、以下の事項について、横浜市提案として、九都県市首脳会議¹⁴から国へ提言を行いました。今後も継続的に現場の実態を国に発信し、教職員の定数改善等に向けた働きかけを積極的に行っていきます。

国への提言内容 ～九都県市首脳会議（H29.11）～

- 1 児童生徒支援を専任する教員の全校配置に向けた教職員定数の算定根拠見直しやスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの基礎定数化など、教職員定数の改善・充実を図ること。
- 2 スクールサポートスタッフや部活動指導員、学校司書など教員以外の専門スタッフ等の制度化・拡充を図ること。
- 3 ICT等を活用した業務改善に係る環境整備等については、自治体に過度な負担を求めるのではなく、国も責任をもって支援をすること。
- 4 制度改正等により学校へ新たな業務を負荷する際には、教員の正規の勤務時間や人的配置等、学校の現状を十分に考慮すること。また、現在学校が担っている業務について、国レベルで社会的コンセンサスを得ながら精査・精選するなど、総合的に見直していくこと。
- 5 勤務実態に見合った教職員の処遇の在り方について、地方の意見を踏まえ見直すこと。

¹⁴ 九都県市の知事及び市長（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）が、共有する膨大な地域活力を生かし、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的として組織。定期的に国へ提言を行っている。



発行者：横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

平成30年 月 発行

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電 話 045-671-3243

FAX 045-663-3118

横浜市立学校 教職員の働き方改革プランについて

～先生の Happy が子どもの笑顔をつくる～

- 平成 25 年度の「横浜市立学校 教職員の業務実態に関する調査」を契機に、業務改善支援や専門スタッフ等の人員配置の充実、「教職員の負担軽減ハンドブック」の発行等前例にとらわれず様々な負担軽減の取組を行っていますが、長時間勤務の抜本的な改善までには至っていません。
- 学校の勤務環境を改善し、働き方改革を進め、学校を魅力的で安定的かつ持続可能な環境に変えていくために、達成目標を明確にし、5年程度（平成30年～平成34年）を見据えて、具体的な取組及び工程表を示した「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を策定します。
- 本プランにおける取組は、教育基本法第17条に基づく法定計画である「第3期横浜市教育振興基本計画（平成30年度策定予定）」にも位置づけていきます。
- なお、本プランは、教職員へのヒアリングや各区の校長会議等、様々な機会を捉えて学校関係者と意見交換を重ね、また有識者（妹尾 昌俊氏：中央教育審議会 学校における働き方改革特別部会委員）からの助言を踏まえ、局内横断的なプロジェクトや教育委員との議論を経ながら、策定作業を進めてきました。

教職員の働き方改革プラン（案）の概要

1 働き方改革を進める理由

(1) 看過できない教職員の業務実態

「横浜市立学校 教職員の業務実態に関する調査」の結果、児童生徒の成長にやりがいを感じつつも約9割の教職員が多忙と感じ、勤務時間内に「授業準備」にかかる時間が十分にとれない実態が明らかになりました。また、国の「教員勤務実態調査」の結果（小学校約34%、中学校約58%の教員が週60時間以上の勤務（月80時間の時間外勤務相当））からも、教職員の厳しい業務実態が明らかになっています。本市のストレスチェックにおいても、時間外勤務が長いほど、高ストレス者の割合が高くなっています。

(2) 多様化・複雑化する学校現場

時代や社会の変化とともに、教育内容や学校の機能・役割は変化・拡大を続けてきました。例えば、より「個」に応じた教育への転換を目指したこれまでの教育課程の変更への対応やそれに伴う学習評価の変更、そしてここ数年だけでも、いじめ防止対策、アレルギー対策、学校安全対策等への新たな対応が求められています。

また、少子化の中にあっても、福祉的課題を抱える子どもや特別な支援が必要な子ども、日本語指導が必要な子ども等、特別な教育的ニーズがある子どもが増えており、それぞれの子どもの状況に応じた個別対応をしています。

(3) 必要性高まる教職員の学びの時間

社会の多様化・複雑化などの背景や新学習指導要領の着実な実施に向け、これまで以上に、教職員自身が自ら学び、幅広い経験・研鑽を積み、実社会に触れることが必要です。しかし、長時間労働により教職員の学びの時間が十分に確保できていない状況です。

(4) 育児や介護等を抱える教職員の増加

現在10年以下の経験年数である若い教員が約5割という状況にある中、今後、これらの層が学校の中核を担うミドル層に移行していくと同時に、「出産・子育て」世代となり、また「介護」に携わる教職員の増加も予想されます。豊かな経験を積み重ねてきたミドル層の教職員が、子育てや介護等に携わりながらも、それまでの経験を存分に発揮できる環境整備が必要です。

2 達成目標

- 時間外勤務月 80 時間超の教職員割合 0%
- 19 時までに退勤する教職員の割合 70% 以上
- 健康リスク・負担感指数※ 全国平均未満
- 年休取得日数 全員 10 日以上

※ストレスチェックで測定している「仕事の量的負担」と「仕事のコントロール」をクロス集計した指数

3 重点戦略

～4つの戦略と40の取組～

戦略1 学校の業務改善支援	戦略2 学校業務の適正化、精査・精選
<ul style="list-style-type: none"> ○ICT等を活用した業務改善支援 <ul style="list-style-type: none"> ・総合学校支援システムの構築（教育活動支援機能、業務改善支援機能） ・eラーニングの実施 ・調査依頼業務の見直し ○働きやすい物的環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・負担軽減に配慮した学校施設の建替え ・特別教室の空調設置 ○家庭と仕事の両立支援 <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク等の実施に向けた検討 ・教職員版フレックスタイム制度の試行実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校業務の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間外の留守番電話の設定 ・部活動休養日の設定 ・夏季学校閉庁日の継続実施、冬季学校閉庁日の新たな実施 ○学校業務の精査・精選 <ul style="list-style-type: none"> ・市学力・学習状況調査の一部外部委託 ・教職員の業務の精選、アウトソースの検討 ・市主催行事等のあり方検討
戦略3 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実	戦略4 教職員の人材育成・意識改革
<ul style="list-style-type: none"> ○教職員配置の工夫、チーム体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校高学年における一部教科分担当の導入による学年経営力の強化 ・教職員配置の工夫 ○学校をサポートする専門スタッフ等の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・職員室業務アシスタントの配置の拡充 ・部活動指導員の新規配置・支援体制の構築 ・SSWの活用による福祉的課題への支援の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務実態の把握、マネジメントの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ICカードによる勤務実態の把握 ・メンタルヘルスセルフチェックの実施 ・働き方改革に関する中期学校経営方針の位置付け ○意識啓発・研修 <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に関する意識啓発 ・働き方改革の視点を盛り込んだ研修の開発・推進

4 教職員の働き方改革の着実な推進に向けて

- ・本プランの推進にあたっては、PDCAサイクルのもと学校と教育委員会事務局が両輪となり、家庭や地域と課題解決の重要性や目指すべき理念を共有しながら、各取組を着実に実施していきます。
- ・目標の達成状況を随時確認しながら、外部有識者の意見も聞きながら、各取組の効果・検証を行い、改善に活かしていきます。
- ・働き方改革を進めていく上では、国の制度のあり方も大きく影響するため、今後も継続的に現場の実態を国に発信し、教職員の定数改善等、働きかけを積極的に行います。

教委第 88 号議案

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部改正について

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部を次のように改正する。

平成 30 年 3 月 16 日提出

教育長 岡田 優子

提案理由

横浜市情報セキュリティ管理規程の一部改正に伴い、本市で統一した情報セキュリティ対策を進める必要があるため、横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 号

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程（平成17年8月横浜市教育委員会達第6号）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長 岡田 優子

第1条を次のように改める。

（目的及び基本理念）

第1条 この規程は、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して次に掲げる状態の維持を図ること及び当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

(1) 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること（以下「機密性」という。）。

(2) 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること（以下「完全性」という。）。

(3) 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保すること（以下「可用性」という。）。

2 教育委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

第2条第4号の2中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同条第6号中「機密を保持し、正確性・完全性を維持し、及び定められた範囲での利用可能な状態」を「機密性、完全性及び可用性」に改める。

第3条を次のように改める。

（対象とする脅威）

第3条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定し、特定個人情報情報の情報連携に活用される地方公共団体情報システム機構が運営する総合行政ネットワーク（LGWAN）環境のセキュリティ確保に資することも踏まえた、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等

(2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミ

ス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

第4条の見出しを「（職員）」に改める。

第5条第1項中「第3条」を「第1条第2項」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(7) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）

第6条第1項中「及び情報セキュリティ担当者」を「、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者」に改め、同条第2項を削る。

第7条中「情報セキュリティ総括責任者は、」の次に「教育長をもって充て、」を加え、同条に次の1項を加える。

2 情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成27年3月横浜市規則第36号）第5条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、教育委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

第8条中「情報セキュリティ運用責任者は、」の次に「総務課長をもって充て、」を加える。

第9条中「情報セキュリティ担当者は、」の次に「課等の長をもって充て、取り扱う情報資産の情報資産管理者と密に連携して、」を加え、「実施するため、課等の情報資産を利用する」を「実施するとともに、情報資産を利用する課等の」に改める。

第10条を次のように改める。

（情報資産管理者の責務）

第10条 情報資産管理者は、別に定める情報資産の分類に応じた情報資産を主管する課等の長又は担当課長をもって充て、当該情報資産を利用する職員が所属する課等の情報セキュリティ担当者とともに密に連携して、当該情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

第11条中「定めなければならない」を「定めるとともに、情報資産そのものを取り扱う場面や職員を必要最小限とするなど、必要に応じ取扱制限を行わなければならない」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) インターネットの利用に伴うリスクに対する接続点の限定等の技術的なセキュリティ対策

第14条の次に次の1条を加える。

(例外措置)

第14条の2 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し、又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

2 情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であつて、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

附 則

この達は、公布の日から施行する。

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程 新旧対照表（抜粋）

現行	改正案
<p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第1条 この規程は、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、<u>当該情報資産の機密の保持、正確性・完全性の維持及び定められた範囲での利用可能な状態の維持の確保を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（目的及び基本理念）</p> <p>第1条 この規程は、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、<u>当該情報資産に対して次に掲げる状態の維持を図ること及び当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。</u></p> <p>(1) <u>情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること（以下「機密性」という。）。</u></p> <p>(2) <u>情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること（以下「完全性」という。）。</u></p> <p>(3) <u>情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保すること（以下「可用性」という。）。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課等 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）第1条に規定する</p>	<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課等 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）第1条に規定する</p>

課及び室、横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）別表に規定する市立学校並びに横浜市立図書館条例（昭和39年3月横浜市条例第49号）第1条に規定する市立図書館（横浜市山内図書館を除く。）をいう。

(2) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。

(2)の2 行政文書 横浜市教育委員会行政文書管理規則（平成12年3月横浜市教育委員会規則第8号）第2条第1項及び横浜市立学校行政文書管理規則（平成12年6月横浜市教育委員会規則第12号）第2条第1項に規定する行政文書をいう。

(2)の3 システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。

(3) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

(4) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。

(4)の2 個人情報 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。

(4)の3 特定個人情報 行政手続におけ

課及び室、横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）別表に規定する市立学校並びに横浜市立図書館条例（昭和39年3月横浜市条例第49号）第1条に規定する市立図書館（横浜市山内図書館を除く。）をいう。

(2) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。

(2)の2 行政文書 横浜市教育委員会行政文書管理規則（平成12年3月横浜市教育委員会規則第8号）第2条第1項及び横浜市立学校行政文書管理規則（平成12年6月横浜市教育委員会規則第12号）第2条第1項に規定する行政文書をいう。

(2)の3 システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。

(3) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

(4) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。

(4)の2 個人情報 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する個人情報をいう。

(4)の3 特定個人情報 行政手続におけ

<p>る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報という。</p> <p>(5) 情報資産 情報システム、システム関連文書、データ（当該データとなる情報を記した行政文書及び当該データを印刷した行政文書を含む。）、記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。</p> <p>(6) 情報セキュリティ 情報資産の機密を保持し、正確性・完全性を維持し、及び定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。</p> <p>(7) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。</p> <p>(8) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等をいう。</p>	<p>る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報という。</p> <p>(5) 情報資産 情報システム、システム関連文書、データ（当該データとなる情報を記した行政文書及び当該データを印刷した行政文書を含む。）、記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。</p> <p>(6) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。</p> <p>(7) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。</p> <p>(8) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等をいう。</p>
<p><u>（基本理念）</u></p> <p>第3条 <u>教育委員会が保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理する。</u></p>	<p><u>（対象とする脅威）</u></p> <p>第3条 <u>情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定し、特定個人情報の情報連携に活用される地方公共団体情報システム機構が運営する総合行政ネットワーク（LGWAN）環境のセキュリティ確保に資することも踏まえた、情報セキュリティ対策を実施する。</u></p> <p>(1) <u>不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等</u></p> <p>(2) <u>情報資産の無断持出し、無許可ソフ</u></p>

	<p><u>トウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等</u></p> <p><u>(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等</u></p> <p><u>(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等</u></p> <p><u>(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等</u></p>
<p><u>(適用範囲)</u></p> <p>第4条 この規程は、教育委員会が保有し、又は外部委託する情報資産を使用する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下同じ。）に適用する。</p>	<p><u>(職員)</u></p> <p>第4条 この規程は、教育委員会が保有し、又は外部委託する情報資産を使用する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下同じ。）に適用する。</p>
<p><u>(職員の責務)</u></p> <p>第5条 職員は、<u>第3条</u>に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。</p> <p>2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）</p> <p>(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）</p> <p>(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</p> <p>(4) 横浜市個人情報の保護に関する条</p>	<p><u>(職員の責務)</u></p> <p>第5条 職員は、<u>第1条第2項</u>に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。</p> <p>2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）</p> <p>(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）</p> <p>(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</p> <p>(4) 横浜市個人情報の保護に関する条</p>

<p>例</p> <p>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>(6) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）</p>	<p>例</p> <p>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>(6) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）</p> <p><u>(7) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）</u></p>
<p>（情報セキュリティ総括管理者等の設置）</p> <p>第6条 この規程の目的を達成するため、教育委員会に情報セキュリティ総括責任者、情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を置く。</p> <p><u>2 情報セキュリティ総括責任者、情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる職にあるものを充てる。</u></p> <p><u>(1) 情報セキュリティ総括責任者 教育長</u></p> <p><u>(2) 情報セキュリティ運用責任者 総務課長</u></p> <p><u>(3) 情報セキュリティ担当者 課等の長</u></p>	<p>（情報セキュリティ総括管理者等の設置）</p> <p>第6条 この規程の目的を達成するため、教育委員会に情報セキュリティ総括責任者、情報セキュリティ運用責任者、<u>情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者</u>を置く。</p>
<p>（情報セキュリティ総括責任者の責務）</p> <p>第7条 情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。</p>	<p>（情報セキュリティ総括責任者の責務）</p> <p>第7条 情報セキュリティ総括責任者は、<u>教育長をもって充て、</u>情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。</p>

	<p>2 <u>情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成27年3月横浜市規則第36号）第5条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、教育委員会の情報セキュリティ対策を決定する。</u></p>
<p>（情報セキュリティ運用責任者の責務） 第8条 情報セキュリティ運用責任者は、<u>情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。</u></p>	<p>（情報セキュリティ運用責任者の責務） 第8条 情報セキュリティ運用責任者は、<u>総務課長をもって充て、情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。</u></p>
<p>（情報セキュリティ担当者の責務） 第9条 情報セキュリティ担当者は、課等内の情報セキュリティ対策を<u>実施するため、課等の情報資産を利用する職員</u>に対して指導及び監督を行う。</p>	<p>（情報セキュリティ担当者の責務） 第9条 情報セキュリティ担当者は、<u>課等の長をもって充て、取り扱う情報資産の情報資産管理者と密に連携して、課等内の情報セキュリティ対策を実施するとともに、情報資産を利用する課等の職員</u>に対して指導及び監督を行う。</p>
<p>（<u>情報セキュリティ対策会議の設置</u>） 第10条 <u>情報セキュリティに係る方針等の重要な事項を調査し、及び検討するため、情報セキュリティ対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。</u> 2 <u>対策会議は、議長、副議長及び会議員をもって組織する。</u> 3 <u>議長は情報セキュリティ総括責任者、副議長は情報セキュリティ運用責任者をもって充て、会議員は、情報セキュリティ担当者の中から議長が選任する。</u> 4 <u>情報セキュリティ対策について、専門的・技術的な見地から助言を受けるため</u></p>	<p>（<u>情報資産管理者の責務</u>） 第10条 <u>情報資産管理者は、別に定める情報資産の分類に応じた情報資産を主管する課等の長又は担当課長をもって充て、当該情報資産を利用する職員が所属する課等の情報セキュリティ担当者</u>と密に連携して、当該情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、<u>当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。</u></p>

<p><u>外部の専門的知識・見識を有する者を会議員とすることができる。</u></p> <p><u>5 対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p>	
<p>(情報資産の分類及び対策の策定)</p> <p>第11条 情報セキュリティ総括責任者は、情報資産を分類し、適切な情報セキュリティの水準を維持するために、当該分類に応じ、次に掲げる対策を<u>定めなければならない。</u></p> <p>(1) 情報システムを設置した場所への不正な立入り又は情報資産の持出し若しくは破壊等の物理的な侵害から情報資産を保護するための物理的なセキュリティ対策</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備及び周知徹底をはじめとした情報資産を取り扱う職員に対する教育等の人的なセキュリティ対策</p> <p>(3) 情報資産に対する不正アクセスの防止、コンピュータウイルス対策等の技術的なセキュリティ対策</p>	<p>(情報資産の分類及び対策の策定)</p> <p>第11条 情報セキュリティ総括責任者は、情報資産を分類し、適切な情報セキュリティの水準を維持するために、当該分類に応じ、次に掲げる対策を<u>定めるとともに、情報資産そのものを取り扱う場面や職員を必要最小限とするなど、必要に応じ取扱制限を行わなければならない。</u></p> <p>(1) 情報システムを設置した場所への不正な立入り又は情報資産の持出し若しくは破壊等の物理的な侵害から情報資産を保護するための物理的なセキュリティ対策</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備及び周知徹底をはじめとした情報資産を取り扱う職員に対する教育等の人的なセキュリティ対策</p> <p>(3) 情報資産に対する不正アクセスの防止、コンピュータウイルス対策等の技術的なセキュリティ対策</p> <p><u>(4) インターネットの利用に伴うリスクに対する接続点の限定等の技術的なセキュリティ対策</u></p>
<p>(第12条から第14条まで省略)</p>	<p>(第12条から第14条まで省略)</p>
	<p><u>(例外措置)</u></p> <p><u>第14条の2 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し、又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある</u></p>

	<p><u>場合には、情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。</u></p> <p>2 <u>情報セキュリティ担当者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。</u></p>
(第 15 条省略)	(第 15 条省略)
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この達は、平成17年9月1日から施行する。</p> <p>(横浜市教育委員会電子計算機処理に係るシステム及びデータ保護管理規程の廃止)</p> <p>2 横浜市教育委員会電子計算機処理に係るシステム及びデータ保護管理規程(平成12年6月教委達第5号)は、廃止する。</p> <p>附 則(平成22年3月教委達第3号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この達は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成28年3月教委達第2号)</p> <p>この達は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この達は、平成17年9月1日から施行する。</p> <p>(横浜市教育委員会電子計算機処理に係るシステム及びデータ保護管理規程の廃止)</p> <p>2 横浜市教育委員会電子計算機処理に係るシステム及びデータ保護管理規程(平成12年6月教委達第5号)は、廃止する。</p> <p>附 則(平成22年3月教委達第3号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この達は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成28年3月教委達第2号)</p> <p>この達は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この達は、公布の日から施行する。</u></p>

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部改正について

1 改正の趣旨

昨今、世界的規模でサイバーセキュリティに対する脅威等が高まっており、個人情報を多く取り扱う地方公共団体の責務として、情報セキュリティ対策をより一層進める必要があります。

本市の情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を踏まえ策定している、「横浜市情報セキュリティ管理規程（以下「管理規程」といいます。）」に基づき実施しています。

このたび、市長部局において管理規程の一部改正を行うことに伴い、本市で統一した情報セキュリティ対策を進める必要があることから、教育委員会においても「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程」を一部改正します。

2 主な改正概要

(1) 目的及び基本理念

ア 規程の目的として、情報資産は、①認められた者だけがアクセスできる「機密性」、②情報が破壊・改ざん等されていない「完全性」、③必要なときにアクセスできる「可用性」を備えた状態を維持することを定義します（規程第1条）。

イ 第3条に規定されていた基本理念（情報資産を市民の安全と福祉の向上のため、全力を挙げて適正に保護管理すること）を記載します（規程第1条）。

(2) 新たな脅威への対応

ア 不正アクセス、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反及び自然災害等の情報資産に対する脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施することを規定します（規程第3条）。

イ 職員が遵守する法令に平成26年に制定された「サイバーセキュリティ基本法」を追加します（規程第5条）。

ウ 情報資産を取り扱う場面や職員、利用範囲を必要最小限とする旨を規定します（規程第11条）。

エ インターネットの利用に伴うリスクに対する対策を推進するため、インターネット接続に関する技術的なセキュリティ対策を行うことを規定します（規程第11条）。

(3) 情報資産管理者の設置及び責務

ア ハードウェア、ソフトウェア及びデータ等、情報資産の分類ごとに情報資産管理者を新たに位置づけます（規程第6条）。

イ 情報資産管理者の責務として、情報セキュリティ担当者（課等の長）と連携し、情報資産の適正な維持管理の実施や情報資産を利用する職員に対しての指導及び監督を行うことを規定します（規程第9条、10条）。

(4) 例外措置の許可

合理的理由がある場合には許可を得て例外措置をとることができる旨を規定します。（規程第14条の2）。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

平成30年3月23日（金）

教委第 89 号議案

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 30 年 3 月 16 日提出

教育長 岡田 優子

提案理由

平成 30 年度の組織機構改革等に伴い、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

指導部	指導企画課	指導係
	国際教育課	
	教育課程推進室	
	学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係
	高校教育課	
	特別支援教育課	
	特別支援教育相談課	
	人権教育・児童生徒課	
	健康教育課	保健係 給食係

を

指導部	指導企画課	指導係
	国際教育課	
	教育課程推進室	
	学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係
	高校教育課	
	特別支援教育課	
	特別支援教育相談課	
人権健康教育部	人権教育・児童生徒課	
	健康教育課	保健係 給食係

に改める。

第2条教職員人事部の款教職員労務課の項厚生係の部中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 横浜市教職員健康審査会に関する事。

第2条指導部の款指導企画課の項指導係の部第6号を次のように改める。

(6) 視聴覚教材機材の貸出等に関する事。

第2条指導部の款学校支援・地域連携課の項地域連携係の部第5号を次のように改める。

(5) 学校連携・こども担当嘱託員に関する事。

第2条指導部の款人権教育・児童生徒課の項及び健康教育課の項を削り、同款の次に次のように加える。

人権健康教育部

人権教育・児童生徒課

(1) 人権教育に関する事。

(2) 児童生徒指導に係る指導及び助言に関する事。

(3) 横浜市教育総合相談センター（以下「教育総合相談センター」という。）に関する事。

(4) 横浜市いじめ問題対策連絡協議会に関する事。

(5) 横浜市いじめ問題専門委員会に関する事。

(6) 部内他の課の主管に属しない事。

健康教育課

保健係

(1) 児童生徒の保健及び安全に関する事。

(2) 児童生徒の健康管理に関する事。

(3) 学校の環境衛生及び公害に関する事。

(4) 学校の衛生器材の整備に関する事。

(5) 学校保健及び安全関係機関との連絡に関する事。

(6) 横浜市学校保健審議会に関する事。

(7) 養護教諭及び学校保健担当教諭の専門研修に関する事。

(8) 他の係の主管に属しない事。

給食係

(1) 学校給食の指導及び給食物資の管理に関する事。

(2) 学校給食調理業務に関する事。

(3) 給食室の衛生管理に関する事。

(4) 給食備品の整備に関する事。

(5) 学校における食育に関する事。

(6) 公益財団法人よこはま学校食育財団に関する事。

(7) 栄養教諭及び学校栄養職員の専門研修に関する事。

第3条第7項中「及び第9項」を削り、同条中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、第11項を削り、第12項を第10項とし、第13項から第15項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の規定による次表の左欄に掲げる課若しくは係の課長、担当課長、係長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この規則の施行の日において、それぞれこの規則による改正後の横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の規定による同表の右欄に掲げる課若しくは係の課長、担当課長、係長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課に勤務を命ぜられたものとする。

部	課	係	部	課	係
指導部	人権教育 ・児童生徒課		人権健康 教育部	人権教育 ・児童生徒課	
	健康教育 課	保健係 給食係		健康教育 課	保健係 給食係

- 3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則 新旧対照表

現行	改正案	備考																																																																														
<p>(事務局の組織)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条第2項の規定により定める、横浜市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織は、別段の定めのあるものを除くほか、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="209 667 730 2004"> <thead> <tr> <th>部又は事務所</th> <th>課又は室</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">総務部</td> <td>総務課</td> <td>庶務係 経理係</td> </tr> <tr> <td>教育政策推進課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員課</td> <td>職員係</td> </tr> <tr> <td>生涯学習文化財課</td> <td>生涯学習係 文化財係</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教職員人事部</td> <td>教職員人事課</td> <td>人事第一係 人事第二係 任用係</td> </tr> <tr> <td>教職員育成課</td> <td>育成係</td> </tr> <tr> <td>教職員労務課</td> <td>労務係 給与係 厚生係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設部</td> <td>学校計画課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育施設課</td> <td>管理係 計画推進係 整備係 営繕係 校地係</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">指導部</td> <td>指導企画課</td> <td>指導係</td> </tr> <tr> <td>国際教育課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育課程推進室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校支援・地域連携課</td> <td>地域連携係 就学係</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別支援教育</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部又は事務所	課又は室	係	総務部	総務課	庶務係 経理係	教育政策推進課		職員課	職員係	生涯学習文化財課	生涯学習係 文化財係	教職員人事部	教職員人事課	人事第一係 人事第二係 任用係	教職員育成課	育成係	教職員労務課	労務係 給与係 厚生係	施設部	学校計画課		教育施設課	管理係 計画推進係 整備係 営繕係 校地係	指導部	指導企画課	指導係	国際教育課		教育課程推進室		学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係	高校教育課		特別支援教育課		特別支援教育		<p>(事務局の組織)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条第2項の規定により定める、横浜市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織は、別段の定めのあるものを除くほか、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="788 667 1310 2004"> <thead> <tr> <th>部又は事務所</th> <th>課又は室</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">総務部</td> <td>総務課</td> <td>庶務係 経理係</td> </tr> <tr> <td>教育政策推進課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員課</td> <td>職員係</td> </tr> <tr> <td>生涯学習文化財課</td> <td>生涯学習係 文化財係</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教職員人事部</td> <td>教職員人事課</td> <td>人事第一係 人事第二係 任用係</td> </tr> <tr> <td>教職員育成課</td> <td>育成係</td> </tr> <tr> <td>教職員労務課</td> <td>労務係 給与係 厚生係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設部</td> <td>学校計画課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育施設課</td> <td>管理係 計画推進係 整備係 営繕係 校地係</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">指導部</td> <td>指導企画課</td> <td>指導係</td> </tr> <tr> <td>国際教育課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育課程推進室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校支援・地域連携課</td> <td>地域連携係 就学係</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別支援教育</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部又は事務所	課又は室	係	総務部	総務課	庶務係 経理係	教育政策推進課		職員課	職員係	生涯学習文化財課	生涯学習係 文化財係	教職員人事部	教職員人事課	人事第一係 人事第二係 任用係	教職員育成課	育成係	教職員労務課	労務係 給与係 厚生係	施設部	学校計画課		教育施設課	管理係 計画推進係 整備係 営繕係 校地係	指導部	指導企画課	指導係	国際教育課		教育課程推進室		学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係	高校教育課		特別支援教育課		特別支援教育		
部又は事務所	課又は室	係																																																																														
総務部	総務課	庶務係 経理係																																																																														
	教育政策推進課																																																																															
	職員課	職員係																																																																														
	生涯学習文化財課	生涯学習係 文化財係																																																																														
教職員人事部	教職員人事課	人事第一係 人事第二係 任用係																																																																														
	教職員育成課	育成係																																																																														
	教職員労務課	労務係 給与係 厚生係																																																																														
施設部	学校計画課																																																																															
	教育施設課	管理係 計画推進係 整備係 営繕係 校地係																																																																														
指導部	指導企画課	指導係																																																																														
	国際教育課																																																																															
	教育課程推進室																																																																															
	学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係																																																																														
	高校教育課																																																																															
	特別支援教育課																																																																															
	特別支援教育																																																																															
部又は事務所	課又は室	係																																																																														
総務部	総務課	庶務係 経理係																																																																														
	教育政策推進課																																																																															
	職員課	職員係																																																																														
	生涯学習文化財課	生涯学習係 文化財係																																																																														
教職員人事部	教職員人事課	人事第一係 人事第二係 任用係																																																																														
	教職員育成課	育成係																																																																														
	教職員労務課	労務係 給与係 厚生係																																																																														
施設部	学校計画課																																																																															
	教育施設課	管理係 計画推進係 整備係 営繕係 校地係																																																																														
指導部	指導企画課	指導係																																																																														
	国際教育課																																																																															
	教育課程推進室																																																																															
	学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係																																																																														
	高校教育課																																																																															
	特別支援教育課																																																																															
	特別支援教育																																																																															

	相談課	
	人権教育・児童生徒課	
	健康教育課	保健係 給食係
東 部 学 校 教 育 事 務 所	教育総務課	庶務係 教職員係
	指導主事室	
西 部 学 校 教 育 事 務 所	教育総務課	庶務係 教職員係
	指導主事室	
南 部 学 校 教 育 事 務 所	教育総務課	庶務係 教職員係
	指導主事室	
北 部 学 校 教 育 事 務 所	教育総務課	庶務係 教職員係
	指導主事室	

(事務分掌)

第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。

(総務部から教職員人事部教職員育成課まで略)

教職員労務課

労務係

- (1) 教職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (2) 教職員等の旅費に関すること。
- (3) 教職員等が組織する職員団体に関すること。
- (4) 教職員等の労務に関する調査研究に関すること。
- (5) 教職員の給与費等に係る国庫負担金等の事務に関すること。
- (6) 他の係の主管に属しないこと。

給与係

- (1) 教職員等の給与その他給付に関する

	相談課	
人 権 健 康 教 育 部	人権教育・児童生徒課	
	健康教育課	保健係 給食係
東 部 学 校 教 育 事 務 所	教育総務課	庶務係 教職員係
	指導主事室	
西 部 学 校 教 育 事 務 所	教育総務課	庶務係 教職員係
	指導主事室	
南 部 学 校 教 育 事 務 所	教育総務課	庶務係 教職員係
	指導主事室	
北 部 学 校 教 育 事 務 所	教育総務課	庶務係 教職員係
	指導主事室	

(事務分掌)

第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。

(総務部から教職員人事部教職員育成課まで略)

教職員労務課

労務係

- (1) 教職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (2) 教職員等の旅費に関すること。
- (3) 教職員等が組織する職員団体に関すること。
- (4) 教職員等の労務に関する調査研究に関すること。
- (5) 教職員の給与費等に係る国庫負担金等の事務に関すること。
- (6) 他の係の主管に属しないこと。

給与係

- (1) 教職員等の給与その他給付に関する

ること（他の事務所、課及び係の主管に属するものを除く。）。

- (2) 教職員等の人件費に係る予算及び決算に関すること。
- (3) 教職員等の人事、給与等の業務のシステムの開発、管理及び運用に関すること。
- (4) 教職員等の庶務事務システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (5) 教職員庶務事務センターの管理及び運営に関すること。

厚生係

- (1) 教職員等の健康に関すること。
- (2) 教職員等の福利厚生に関すること。
- (3) 教職員等の労働安全及び衛生管理に関すること。
- (4) 教職員等の公務災害に関すること。

- (5) 横浜市立学校教職員互助会に関すること。

(施設部略)

指導部

指導企画課

指導係

- (1) 小学校、中学校及び義務教育学校の教育活動に係る企画及び実施に関すること（国際教育課及び高校教育課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 学校評価に関すること（高校教育課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 教科等の研修に関すること（国際教育課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 学校体育に関する事業の計画及びその実施に関すること。

ること（他の事務所、課及び係の主管に属するものを除く。）。

- (2) 教職員等の人件費に係る予算及び決算に関すること。
- (3) 教職員等の人事、給与等の業務のシステムの開発、管理及び運用に関すること。
- (4) 教職員等の庶務事務システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (5) 教職員庶務事務センターの管理及び運営に関すること。

厚生係

- (1) 教職員等の健康に関すること。
- (2) 教職員等の福利厚生に関すること。
- (3) 教職員等の労働安全及び衛生管理に関すること。
- (4) 教職員等の公務災害に関すること。

- (5) 横浜市教職員健康審査会に関すること。

- (6) 横浜市立学校教職員互助会に関すること。

(施設部略)

指導部

指導企画課

指導係

- (1) 小学校、中学校及び義務教育学校の教育活動に係る企画及び実施に関すること（国際教育課及び高校教育課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 学校評価に関すること（高校教育課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 教科等の研修に関すること（国際教育課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 学校体育に関する事業の計画及びその実施に関すること。

- (5) 教育センターに関すること（他の部、課及び室の主管に属するものを除く。）。
- (6) 横浜市視聴覚センター（以下「視聴覚センター」という。）に関すること。
- (7) 体験学習及び自然教室に関すること。
- (8) 横浜市少年自然の家の運営管理に関すること。
- (9) 横浜市スポーツ推進審議会に関すること（学校体育に係ることに限る。）。
- (10) 教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- (11) 横浜市教科書取扱審議会に関すること。
- (12) 教育の情報化に係る企画及び教職員の研修に関すること。
- (13) 事務局及び教育機関におけるネットワーク環境整備及び関連機器の整備等に関すること。
- (14) 部内他の課及び室の主管に属しないこと。

（国際教育課から教育課程推進室まで略）

学校支援・地域連携課

地域連携係

- (1) 学校と地域との連携に係る事業の総合調整に関すること。
- (2) 学校施設の開放に関すること。
- (3) コミュニティハウス（学校施設活用型）事業に関すること。
- (4) PTAに関すること。
- (5) 学校支援・連携担当嘱託員に関すること。
- (6) 他の係の主管に属しないこと。

就学係

- (1) 児童生徒の就学に関すること。

- (5) 教育センターに関すること（他の部、課及び室の主管に属するものを除く。）。
- (6) 視聴覚教材機材の貸出等に関すること。
- (7) 体験学習及び自然教室に関すること。
- (8) 横浜市少年自然の家の運営管理に関すること。
- (9) 横浜市スポーツ推進審議会に関すること（学校体育に係ることに限る。）。
- (10) 教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- (11) 横浜市教科書取扱審議会に関すること。
- (12) 教育の情報化に係る企画及び教職員の研修に関すること。
- (13) 事務局及び教育機関におけるネットワーク環境整備及び関連機器の整備等に関すること。
- (14) 部内他の課及び室の主管に属しないこと。

（国際教育課から教育課程推進室まで略）

学校支援・地域連携課

地域連携係

- (1) 学校と地域との連携に係る事業の総合調整に関すること。
- (2) 学校施設の開放に関すること。
- (3) コミュニティハウス（学校施設活用型）事業に関すること。
- (4) PTAに関すること。
- (5) 学校連携・こども担当嘱託員に関すること。
- (6) 他の係の主管に属しないこと。

就学係

- (1) 児童生徒の就学に関すること。

- (2) 就学奨励に関すること。
- (3) 私立学校等の助成に関すること
(他の局の主管に属するものを除く。)
- (4) 横浜市就学奨励対策審議会に関すること。

(高校教育課から特別支援教育相談課まで略)

人権教育・児童生徒課

- (1) 人権教育に関すること。
- (2) 児童生徒指導に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 横浜市教育総合相談センター（以下「教育総合相談センター」という。）に関すること。
- (4) 横浜市いじめ問題対策連絡協議会に関すること。
- (5) 横浜市いじめ問題専門委員会に関すること。

健康教育課

保健係

- (1) 児童生徒の保健及び安全に関すること。
- (2) 児童生徒の健康管理に関すること。
- (3) 学校の環境衛生及び公害に関すること。
- (4) 学校の衛生器材の整備に関すること。
- (5) 学校保健及び安全関係機関との連絡に関すること。
- (6) 横浜市学校保健審議会に関すること。
- (7) 養護教諭及び学校保健担当教諭の専門研修に関すること。
- (8) 他の係の主管に属しないこと。

- (2) 就学奨励に関すること。
- (3) 私立学校等の助成に関すること
(他の局の主管に属するものを除く。)
- (4) 横浜市就学奨励対策審議会に関すること。

(高校教育課から特別支援教育相談課まで略)

人権健康教育部

人権教育・児童生徒課

- (1) 人権教育に関すること。
- (2) 児童生徒指導に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 横浜市教育総合相談センター（以下「教育総合相談センター」という。）に関すること。
- (4) 横浜市いじめ問題対策連絡協議会に関すること。
- (5) 横浜市いじめ問題専門委員会に関すること。
- (6) 部内他の課の主管に属しないこと。

健康教育課

保健係

- (1) 児童生徒の保健及び安全に関すること。
- (2) 児童生徒の健康管理に関すること。
- (3) 学校の環境衛生及び公害に関すること。
- (4) 学校の衛生器材の整備に関すること。
- (5) 学校保健及び安全関係機関との連絡に関すること。
- (6) 横浜市学校保健審議会に関すること。
- (7) 養護教諭及び学校保健担当教諭の専門研修に関すること。
- (8) 他の係の主管に属しないこと。

給食係

- (1) 学校給食の指導及び給食物資の管理に関すること。
- (2) 学校給食調理業務に関すること。
- (3) 給食室の衛生管理に関すること。
- (4) 給食備品の整備に関すること。
- (5) 学校における食育に関すること。
- (6) 公益財団法人よこはま学校食育財団に関すること。
- (7) 栄養教諭及び学校栄養職員の専門研修に関すること。

(東部学校教育事務所から北部学校教育事務所まで略)

(職)

第3条

(第1項から第6項まで略)

7 横浜市教育文化センター条例施行規則(昭和49年6月横浜市教育委員会規則第4号。次項及び第9項において「条例施行規則」という。)第18条に規定する教育センター所長は、指導部長をもって充てる。

8 条例施行規則第18条に規定する視聴覚センター所長は、指導企画課長をもって充てる。

9 条例施行規則第18条に規定する教育総合相談センター所長は、人権教育・児童生徒課長をもって充てる。

10 教育センターの職員(教育総合相談センターの職員を除く。)は、次の表の左欄に掲げる課及び室の職員のうち、同表右欄に掲げる部長の指定するものをもって充てる。

教職員人事部 教職員育成課	教職員人事部長
指導部 指導企画課	指導部長
指導部 国際教育課	
指導部 教育課程推進室	

11 視聴覚センターの職員は、指導企画課の職員のうち、指導企画課長の指定するものを

給食係

- (1) 学校給食の指導及び給食物資の管理に関すること。
- (2) 学校給食調理業務に関すること。
- (3) 給食室の衛生管理に関すること。
- (4) 給食備品の整備に関すること。
- (5) 学校における食育に関すること。
- (6) 公益財団法人よこはま学校食育財団に関すること。
- (7) 栄養教諭及び学校栄養職員の専門研修に関すること。

(東部学校教育事務所から北部学校教育事務所まで略)

(職)

第3条

(第1項から第6項まで略)

7 横浜市教育文化センター条例施行規則(昭和49年6月横浜市教育委員会規則第4号。次項において「条例施行規則」という。)第18条に規定する教育センター所長は、指導部長をもって充てる。

8 条例施行規則第18条に規定する教育総合相談センター所長は、人権教育・児童生徒課長をもって充てる。

9 教育センターの職員(教育総合相談センターの職員を除く。)は、次の表の左欄に掲げる課及び室の職員のうち、同表右欄に掲げる部長の指定するものをもって充てる。

教職員人事部 教職員育成課	教職員人事部長
指導部 指導企画課	指導部長
指導部 国際教育課	
指導部 教育課程推進室	

もって充てる。

- 12 教育総合相談センターの職員は、人権教育・児童生徒課の職員のうち、人権教育・児童生徒課長の指定するものをもって充てる。
- 13 横浜市特別支援教育総合センター条例(昭和56年6月横浜市条例第38号)第3条に規定する特別支援教育総合センター所長は、指導部長をもって充てる。
- 14 特別支援教育総合センターの職員は、特別支援教育相談課の職員のうち、指導部長の指定するものをもって充てる。
- 15 第3項の規定により各学校教育事務所指導主事室地域連携推進担当課長及び地域連携推進担当係長を置く場合は、横浜市区役所事務分掌規則(昭和52年6月横浜市規則第68号)第3条第4項の規定により置かれた区役所福祉保健センターこども家庭支援課学校連携・こども担当課長及び担当係長(都筑区役所にあつては、福祉保健センターこども家庭支援課学校連携・こども担当課長及び青少年支援・学校地域連携担当係長)をもってそれぞれ充てる。

(第4条から第8条まで略)

10 教育総合相談センターの職員は、人権教育・児童生徒課の職員のうち、人権教育・児童生徒課長の指定するものをもって充てる。

11 横浜市特別支援教育総合センター条例(昭和56年6月横浜市条例第38号)第3条に規定する特別支援教育総合センター所長は、指導部長をもって充てる。

12 特別支援教育総合センターの職員は、特別支援教育相談課の職員のうち、指導部長の指定するものをもって充てる。

13 第3項の規定により各学校教育事務所指導主事室地域連携推進担当課長及び地域連携推進担当係長を置く場合は、横浜市区役所事務分掌規則(昭和52年6月横浜市規則第68号)第3条第4項の規定により置かれた区役所福祉保健センターこども家庭支援課学校連携・こども担当課長及び担当係長(都筑区役所にあつては、福祉保健センターこども家庭支援課学校連携・こども担当課長及び青少年支援・学校地域連携担当係長)をもってそれぞれ充てる。

(第4条から第8条まで略)

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

1 人権健康教育部の設置

いじめ問題や学校事故対応、学校給食やハマ弁等、児童生徒の安心・安全に係る取組を着実に進めるため、「人権健康教育部」を新設する。

2 視聴覚センターの廃止

視聴覚センターは、学校及び社会教育団体の視聴覚教育を支援するため設置されているが、パソコンの普及やIT技術の発達により、16mmフィルムやビデオ等の視聴覚資料の需要が減少しているため廃止する。

3 その他

- (1) 横浜市教職員健康審査会が附属機関として整理されたことに伴う規定の追加
- (2) 各区役所こども家庭支援課に配置している学校支援・連携担当嘱託員の学校連携・こども担当嘱託員への名称変更

教委第 90 号議案

横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する規則の制定について

横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する規則を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 16 日提出

教育長 岡田 優子

提案理由

横浜市立子安小学校プール使用料条例の施行に関し必要な事項及び横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する事項を定めるため、横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する規則を制定したいので提案する。

横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市立子安小学校プール使用料条例（平成29年12月横浜市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、条例第1条の規定による使用に係る横浜市立子安小学校のプール（附帯設備を含む。以下「プール」という。）の管理運営に関する事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 プールの条例第1条の規定による使用については、横浜市立学校施設使用規則（昭和45年7月横浜市教育委員会規則第5号）の規定は、適用しない。

(管理運営)

第3条 条例第1条の規定による使用に係るプールの管理運営については、教育長が行う。

(開場日等)

第4条 条例第5条に規定する教育委員会規則で定める開場日及び開場時間は、次に定める開場日及び開場時間の範囲内で教育長が定める。

(1) 開場日 6月1日から9月30日までの間の横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第4条の規定による横浜市立子安小学校の休業日及び同規則第7条の規定による横浜市立子安小学校の振替後の休業日

(2) 開場時間 午前9時から午後6時まで

(使用許可等)

第5条 プールについて条例第1条の規定による使用をしようとする者は、当該使用の許可を横浜市立子安小学校プール使用許可申請書（第1号様式）により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が認める場合には、口頭により申請することができる。

2 教育長は、前項の規定による申請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これを許可するものとする。この場合において、教育長は条件を付することができる。

(1) プールにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) その他プールの管理上支障があるとき。

3 教育長は、第1項の規定により申請をした者にプールの使用を許可したときは、次条に規定する使用料の納付を確認の上、横浜市立子安小学校プール使用券（第2号様式。以下「使用券」という。）を交付するものとする。

（使用料）

第6条 条例第2条第1項に規定する教育委員会規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。

（使用料の減免）

第7条 条例第3条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する使用料の額は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童又は各種学校の小学校に相当する課程に在学する者の団体が使用する場合 使用料の全額

(2) 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）若しくは高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒若しくは大学の学生又は高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の中学校、高等学校若しくは大学に相当する課程に在学する者の団体が使用する場合 使用料の半額

(3) 土曜日に、満3歳以上の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に就学するまでの者、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童又は各種学校の小学校に相当する課程に在学する者が使用する場合 使用料の全額

(4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業のために使用する場合 使用料の全額

(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は介護を要する65歳以上の者及びこれらの者の介護者が使用する場合 使用料の半額

(6) 子供会の責任者に引率された市内の子供会が使用する場合 使用料の全額

2 プールの使用料の減免を受けようとする者は、横浜市立子安小

学校プール使用料減免申請書（第3号様式）を教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が認める場合には、口頭により申請することができる。

（使用料の返還）

第8条 条例第4条ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は第5条第2項の規定によりプールの使用の許可を受けた者の責めに帰することができない事由によりプールの使用ができなくなった場合とし、返還する使用料の額は既納の使用料の全額とする。

2 プールの使用料の返還を受けようとする者は、横浜市立子安小学校プール使用料返還申請書（第4号様式）に使用券を添えて教育長に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第9条 教育長は、第5条第2項の規定によりプールの使用の許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、その使用の許可を取り消し、又はプールの使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。

(3) この規則に基づく許可の条件に違反したとき。

（入場の制限）

第10条 教育長は、プールの入場者が次のいずれかに該当する場合は、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 他の入場者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) その他プールの管理上支障があるとき。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表（第6条）

区 分	単 位	金 額
大人	1 人 1 時間までに つき	100 円
子供		60 円

（備考）

1 「大人」とは、「子供」及び満3歳未満の者以外の者をい

- う。
- 2 「子供」とは、満3歳以上の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に就学するまでの者、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び各種学校の小学校に相当する課程に在学する者をいう。

第1号様式 (第5条第1項)

横浜市立子安小学校プール使用許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市教育委員会教育長

申請者 住 所

氏 名

(団体の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話 ()

(団体の場合の事務担当者)

所 属

氏 名

電 話 ()

横浜市立子安小学校プールを使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 目 的	
使 用 年 月 日	年 月 日 曜日
使 用 時 間	時 分 から 時 分 まで

(A4)

第2号様式 (第5条第3項)

(1)

年	月	日	No. _____
横浜市立子安小学校プール			
使用券 (大人)			
時 分 まで			
円			
(当日限り有効)			
発行時間	時	分	横浜市教育委員会教育長 

(A7)

(2)

年	月	日	No. _____
横浜市立子安小学校プール			
使用券 (子供)			
時 分 まで			
円			
(当日限り有効)			
発行時間	時	分	横浜市教育委員会教育長 

(A7)

第3号様式（第7条第2項）

横浜市立子安小学校プール使用料減免申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市教育委員会教育長

申請者 住 所

氏 名

（団体の場合は、名称・代表者の氏名）

電 話 （ ）

（団体の場合の事務担当者）

所 属

氏 名

電 話 （ ）

横浜市立子安小学校プールの使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 目 的	
使 用 年 月 日	年 月 日 曜日
使 用 時 間	時 分 から 時 分 まで
減免を申請する理由	
減 免 の 金 額	円
備 考	

（A4）

第4号様式（第8条第2項）

横浜市立子安小学校プール使用料返還申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市教育委員会教育長

申請者 住 所

氏 名

（団体の場合は、名称・代表者の氏名）

電 話 （ ）

（団体の場合の事務担当者）

所 属

氏 名

電 話 （ ）

横浜市立子安小学校プールの使用料の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 年 月 日	年 月 日 曜日
使 用 時 間	時 分 から 時 分 まで
返 還 の 理 由	
返 還 金 額 及 び 算 出 基 礎	

(A4)

横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する規則の制定について

1 制定理由

学校教育に支障のない範囲内で、子安小学校のプールをスポーツ及びレクリエーションの活動のために使用する場合に係る使用料に関し必要な事項を定める横浜市立子安小学校プール使用料条例を制定しました。

今回、この条例の施行に関し必要な事項及び子安小学校のプールの管理運営に関する事項を定めるため、横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する規則を制定します。

2 意見公募について

規則等の制定に関して意見公募を実施しました。

(1) 意見提出期間

平成30年2月1日から平成30年3月2日まで

(2) 提出意見数

16件（1団体から10件、個人2名から6件）

(3) 御意見への対応状況

ア 御意見を踏まえ、規則に反映するもの	0件
イ 御意見の趣旨が既に含まれているもの	0件
ウ 今後の検討の参考とさせていただくもの ＜年金生活者の全額減免、小学生の全日全額減免＞	2件
エ その他	
（ア）子安小学校プールの運営に関連するもので、対応を予定するもの ＜自販機の設置、コースレーンの設置 等＞	6件
（イ）子安小学校プールの運営に関連するもので、対応を検討するもの ＜脱水機の設置 等＞	2件
（ウ）子安小学校プールの運営に関連するもので、対応が困難なもの ＜飲食できるコーナーの設置 等＞	2件
（エ）入江町公園プールに関連するもの	4件

(4) 意見公募結果の公示

平成30年3月30日（予定）

3 主な制定内容

(1) 市民利用に係るプールの管理運営は教育長が行います（第3条）。

(2) 開場日は6月1日から9月30日までの間の土日祝日、子安小学校の夏季休業日及び振替後の休業日の範囲内で定めます（第4条）。

(3) 使用料は別表のとおりとします（第6条）。

(4) 未就学児、小学生が土曜日に利用する場合は無料とするなどの減免規定を設けます（第7条）。

【別表】

区分	単位	金額
大人	1人1時間までにつき	100円
子供		60円

※「大人」とは、「子供」及び満3歳未満の子以外の方を、「子供」とは、満3歳以上の小学校に就学するまでの子、小学校の児童及び各種学校の小学校に相当する課程に在学する児童等をいいます。

4 施行予定日

条例の施行期日と同日とします。

5 スケジュール（予定）

規則に関するもののほか、子安小学校プールの市民利用に係るスケジュールは次のとおりです。

時期	内容
30年3月16日	教育委員会会議で規則の制定について審議
30年3月30日	規則の公布、意見公募結果の公示
30年5月末	子安小学校プール竣工
30年6月中旬	条例・規則の施行、子安小学校プールの市民利用の開始

教委第 91 号議案

横浜市教育委員会公印規則の一部改正について

横浜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 30 年 3 月 16 日提出

教育長 岡田 優子

提案理由

刷込専用教育委員会教育長印を新調する等のため、横浜市教育委員会公印規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

横浜市教育委員会公印規則（平成7年3月横浜市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条中「廃止した」を「廃止する」に改める。

別表第1中

「
| 表彰専用教育委員会教育長印 | 方30 |
」

を

「
| 表彰専用教育委員会教育長印 | 方30 |
| 刷込専用教育委員会教育長印 | 方15 |
」

に改める。

別表第2中「表彰専用教育委員会教育長印」の次に「、刷込専用教育委員会教育長印」を加える。

附 則

この規則は、平成30年5月2日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

横浜市教育委員会公印規則 新旧対照表 (抜粋)

現行	改正後 (案)
<p>(第1条及び第2条省略)</p> <p>(公印の寸法及び書体)</p> <p>第3条 公印の寸法は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 公印の書体は、れい書とする。</p> <p>(公印管理者)</p> <p>第4条 公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の責任者として公印管理者(以下「管理者」という。)を置く。</p> <p>2 それぞれの公印に係る管理者及び保管場所は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(第5条から第9条まで省略)</p> <p>(公印の印影等の告示)</p> <p>第10条 教育次長の定める公印の新調等があったときは、その名称、使用を開始し、又は<u>廃止した</u>年月日及び印影を告示する。</p> <p>(第11条及び第12条省略)</p>	<p>(第1条及び第2条省略)</p> <p>(公印の寸法及び書体)</p> <p>第3条 公印の寸法は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 公印の書体は、れい書とする。</p> <p>(公印管理者)</p> <p>第4条 公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の責任者として公印管理者(以下「管理者」という。)を置く。</p> <p>2 それぞれの公印に係る管理者及び保管場所は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(第5条から第9条まで省略)</p> <p>(公印の印影等の告示)</p> <p>第10条 教育次長の定める公印の新調等があったときは、その名称、使用を開始し、又は<u>廃止する</u>年月日及び印影を告示する。</p> <p>(第11条及び第12条省略)</p>

別表第1 (第3条第1項)

現行

区分	寸法
	mm
教育委員会印	方21
学校教育事務所専用教育委員会印	方21
表彰専用教育委員会印	方30
辞令専用教育委員会印	方21
刷込専用教育委員会印	方15
教育委員会教育長印	方21
学校教育事務所専用教育委員会教育長印	方21
表彰専用教育委員会教育長印	方30
教育委員会教育長職務代理委員印	方21
教育委員会事務局教育次長印	方21
横浜市立何学校印	方45
その他の職印	方21

(備考) 専用公印の寸法は、用途、字数等により適宜変更することができる。

改正後 (案)

区分	寸法
	mm
教育委員会印	方21
学校教育事務所専用教育委員会印	方21
表彰専用教育委員会印	方30
辞令専用教育委員会印	方21
刷込専用教育委員会印	方15
教育委員会教育長印	方21
学校教育事務所専用教育委員会教育長印	方21
表彰専用教育委員会教育長印	方30
刷込専用教育委員会教育長印	方15
教育委員会教育長職務代理委員印	方21
教育委員会事務局教育次長印	方21
横浜市立何学校印	方45
その他の職印	方21

(備考) 専用公印の寸法は、用途、字数等により適宜変更することができる。

別表第2（第4条第2項）

現行

公印	管理者	保管場所
(1) 教育委員会印、表彰専用教育委員会印、刷込専用教育委員会印、教育委員会教育長印、表彰専用教育委員会教育長印、教育委員会教育長職務代理委員印及び教育委員会事務局教育次長印	教育委員会事務局総務部総務課長	教育委員会事務局総務部総務課
(2) 横浜市立何学校印	各市立学校長	各市立学校
(3) 前2号に掲げる公印以外の公印	主管課長	管理者の指定する場所

改正後（案）

公印	管理者	保管場所
(1) 教育委員会印、表彰専用教育委員会印、刷込専用教育委員会印、教育委員会教育長印、表彰専用教育委員会教育長印、刷込専用教育委員会教育長印、教育委員会教育長職務代理委員印及び教育委員会事務局教育次長印	教育委員会事務局総務部総務課長	教育委員会事務局総務部総務課
(2) 横浜市立何学校印	各市立学校長	各市立学校
(3) 前2号に掲げる公印以外の公印	主管課長	管理者の指定する場所

教委第 92 号議案

横浜市教育文化センター条例施行規則の一部改正について

横浜市教育文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 30 年 3 月 16 日提出

教育長 岡田 優子

提案理由

横浜市視聴覚センターの廃止に伴い、横浜市教育文化センター条例施行規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市教育文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市教育文化センター条例施行規則（昭和49年6月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中

「横浜市視聴覚センター

(1) 視聴覚資料の収集に関すること。

(2) 視聴覚資料及び教材の貸出等に関すること。」

を削る。

第18条を次のように改める。

（職員）

第18条 横浜市教育センター及び教育総合相談センターに所長その他必要な職員を置く。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市教育文化センター条例施行規則 新旧対照表（抜粋）

現行	改正案	備考
<p>(第1条から第15条まで省略)</p> <p>(事業)</p> <p>第16条 横浜市教育文化センター(以下「教育文化センター」という。)の施設が行う事業は、次のとおりとする。</p> <p>横浜市教育センター</p> <p>(1) 学校教育の専門的、技術的事項の調査研究並びに教育活動に対する指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 教育関係職員の研修の企画及び実施に関すること。</p> <p><u>横浜市視聴覚センター</u></p> <p>(1) <u>視聴覚資料の収集に関すること。</u></p> <p>(2) <u>視聴覚資料及び教材の貸出等に関すること。</u></p> <p>横浜市社会教育コーナー</p> <p>(1) 市民の学習活動に関すること。</p> <p>2 横浜市教育センターに横浜市教育総合相談センター(以下「教育総合相談センター」という。)を置き、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 教育相談の企画及び実施に関すること。</p> <p>(2) 教育相談に係る調査研究及び研修に関すること。</p> <p>(第17条省略)</p> <p><u>(所長)</u></p> <p>第18条 <u>横浜市教育センターに所長、横浜市視聴覚センターに所長、教育総合相談センターに所長を置く。</u></p> <p>(第19条以下省略)</p>	<p>(第1条から第15条まで省略)</p> <p>(事業)</p> <p>第16条 横浜市教育文化センター(以下「教育文化センター」という。)の施設が行う事業は、次のとおりとする。</p> <p>横浜市教育センター</p> <p>(1) 学校教育の専門的、技術的事項の調査研究並びに教育活動に対する指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 教育関係職員の研修の企画及び実施に関すること。</p> <p>横浜市社会教育コーナー</p> <p>(1) 市民の学習活動に関すること。</p> <p>2 横浜市教育センターに横浜市教育総合相談センター(以下「教育総合相談センター」という。)を置き、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 教育相談の企画及び実施に関すること。</p> <p>(2) 教育相談に係る調査研究及び研修に関すること。</p> <p>(第17条省略)</p> <p><u>(職員)</u></p> <p>第18条 <u>横浜市教育センター及び教育総合相談センターに所長その他必要な職員を置く。</u></p> <p>(第19条以下省略)</p>	<p>横浜市視聴覚センター廃止のため</p> <p>横浜市視聴覚センター廃止のため</p>

「横浜市教育文化センター条例施行規則」及び「視聴覚教材機材の貸出に関する規則」の一部改正について

横浜市教育文化センター条例の一部改正が行われ、横浜市視聴覚センターが平成30年4月1日に廃止されることに伴い、「横浜市教育文化センター条例施行規則」及び「視聴覚教材機材の貸出に関する規則」の一部改正を行う必要があります。

なお、視聴覚センターの教材・機材の貸出は、中央図書館に移転・継続します。

1 横浜市教育文化センター条例施行規則の主な改正箇所

(1) 横浜市教育文化センターの事業の中に、

「横浜市視聴覚センター

- (1) 視聴覚資料の収集に関すること。
- (2) 視聴覚資料及び教材の貸出等に関すること。」
と記述されていますが、当該部分を削除します。

(2) 横浜市教育文化センターの所長として、

「横浜市教育センターに所長、横浜市視聴覚センターに所長、教育総合相談センターに所長を置く。」とされていますが、「横浜市視聴覚センターに所長」と記述されている箇所を削除し、「横浜市教育センター及び教育総合相談センターに所長その他必要な職員を置く。」とします。

2 視聴覚教材機材の貸出に関する規則の主な改正箇所

(1) 横浜市視聴覚センターの廃止に伴い、申請書等から「横浜市視聴覚センター」の文言を削除します。

(2) 視聴覚センターの教材・機材の貸出業務を中央図書館に移転・継続することに伴い、貸出し業務の取扱い時間等を次のとおりとします。

日曜日、月曜日、土曜日、休日及び横浜市中心図書館の休館日（以下「休業日」という。）以外の午前9時30分から午後5時まで

なお、平成30年2月14日から平成30年3月15日まで視聴覚教材機材の貸出しに関する規則の一部改正について、意見公募を行いました。意見はありませんでした。

2 施行予定日

平成30年4月1日

3 今後のスケジュール

時期	内容
平成 30 年 3 月 16 日	教育委員会臨時会にて、改正案について審議
平成 30 年 3 月 30 日	改正案の公示
平成 30 年 4 月 1 日	改正案の施行

教委第 93 号議案

視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部改正について

視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 30 年 3 月 16 日提出

教育長 岡田 優子

提案理由

横浜市視聴覚センターの廃止等に伴い、視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部を改正したいので提案する。

視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部を改正する規則

視聴覚教材機材の貸出に関する規則（昭和32年6月横浜市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「横浜市視聴覚センター利用団体登録申請書」を「利用団体登録申請書」に改める。

第13条の見出しを「（取扱時間等）」に改め、同条中「休日」を「日曜日、月曜日、土曜日、休日及び横浜中央図書館の休館日（以下「休業日」という。）」に、「午前8時45分から午後5時15分まで」を「午前9時30分から午後5時まで」に改める。

別表中

「

スライド・フィルム	3本以内
ビデオ教材	3本以内

」

を

「

DVD・ビデオ教材	3本以内
-----------	------

」

に、「4日間」を「6日間」に改め、同表備考中「4日」を「6日」に、「休日」を「休業日」に改める。

第1号様式中「横浜市視聴覚センター利用団体登録申請書」を「利用団体登録申請書」に改める。

第2号様式表面中「横浜市視聴覚センターの」を「視聴覚教材機材の貸出に関する」に改め、同様式裏面中「視聴覚センターの教材・機材」を「視聴覚教材機材」に、「横浜市視聴覚センター」を「横浜市教育委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の視聴覚教材機材の貸出に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定により作成されている様式書類等（次項の規定による登録証を除く。）

は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

- 3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第2号様式による登録証は、当該登録証に記載された有効期限を経過するまでの間、使用することができる。

視聴覚教材機材の貸出に関する規則 新旧対照表 (抜粋)

現行	改正案	備考																		
<p>(第1条から第3条まで省略)</p> <p>(団体の登録)</p> <p>第4条 視聴覚教材機材の貸出を受けようとする団体は、あらかじめ教育長の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けようとする団体は、<u>横浜市視聴覚センター利用団体登録申請書</u> (第1号様式) に次に掲げる書類を添付して教育長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定款、規約その他これらに類する書類</p> <p>(2) その他教育長が必要と認める書類 (第3項から第9項まで省略)</p> <p>(第5条から第12条まで省略)</p> <p><u>(取扱時間)</u></p> <p>第13条 視聴覚教材機材の貸出及び返還の取扱時間は、<u>休日を除き、午前8時45分から午後5時15分までとする。</u></p> <p>(第14条省略)</p>	<p>(第1条から第3条まで省略)</p> <p>(団体の登録)</p> <p>第4条 視聴覚教材機材の貸出を受けようとする団体は、あらかじめ教育長の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けようとする団体は、<u>利用団体登録申請書</u> (第1号様式) に次に掲げる書類を添付して教育長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定款、規約その他これらに類する書類</p> <p>(2) その他教育長が必要と認める書類 (第3項から第9項まで省略)</p> <p>(第5条から第12条まで省略)</p> <p><u>(取扱時間等)</u></p> <p>第13条 視聴覚教材機材の貸出及び返還の取扱時間は、<u>日曜日、月曜日、土曜日、休日及び横浜市中央図書館の休館日 (以下「休業日」という。)を除き、午前9時30分から午後5時までとする。</u></p> <p>(第14条省略)</p>	<p>横浜市視聴覚センター廃止のため</p> <p>横浜市中央図書館の開館時間等に合わせるため</p>																		
<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="145 1675 703 2063"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映写機</td> <td>1台</td> <td>4日間</td> </tr> <tr> <td>映画フィルム</td> <td>3本以内 劇映画、マンガ映画は、1本限りとする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目	数量	期間	映写機	1台	4日間	映画フィルム	3本以内 劇映画、マンガ映画は、1本限りとする。		<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="726 1675 1278 2063"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映写機</td> <td>1台</td> <td>6日間</td> </tr> <tr> <td>映画フィルム</td> <td>3本以内 劇映画、マンガ映画は、1本限りとする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目	数量	期間	映写機	1台	6日間	映画フィルム	3本以内 劇映画、マンガ映画は、1本限りとする。		<p>取扱時間等の変更の影響を少なくするため</p>
品目	数量	期間																		
映写機	1台	4日間																		
映画フィルム	3本以内 劇映画、マンガ映画は、1本限りとする。																			
品目	数量	期間																		
映写機	1台	6日間																		
映画フィルム	3本以内 劇映画、マンガ映画は、1本限りとする。																			

スライド・フィルム	3本以内	DVD・ビデオ教材	3本以内	貸出を行っていないため 分かりやすくするため 横浜市視聴覚センター廃止のため 横浜市視聴覚センター廃止のため
ビデオ教材	3本以内	録音教材	3本以内	
録音教材	3本以内	暗幕	20枚以内	
暗幕	20枚以内	スクリーン	1本	
スクリーン	1本	備考 貸出日と返却日を含み6日以内。 ただし、途中の休業日も含む。		
備考 貸出日と返却日を含み4日以内。 ただし、途中の休日も含む。		備考 貸出日と返却日を含み6日以内。 ただし、途中の休業日も含む。		
第1号様式（第4条第2項） <u>横浜市視聴覚センター利用団体登録申請書</u>		第1号様式（第4条第2項） <u>利用団体登録申請書</u>		
第2号様式（第4条第3項） 登録証（表） <u>横浜市視聴覚センターの</u> 利用登録団体であることを証明します。		第2号様式（第4条第3項） 登録証（表） <u>視聴覚教材機材の貸出に関する</u> 利用登録団体であることを証明します。		
登録証（裏） 1 <u>視聴覚センターの教材・機材</u> を借用する際には、必ず本証を提出してください。 2 本証を紛失したり、団体の住所・代表者その他に変更があった際には、すぐに届け出てください。 3 本証の提出をもって、代表者又は代表者の意思に基づく申請として取り扱いますので大切に保管してください。 <u>横浜市視聴覚センター</u>		登録証（裏） 1 <u>視聴覚教材機材</u> を借用する際には、必ず本証を提出してください。 2 本証を紛失したり、団体の住所・代表者その他に変更があった際には、すぐに届け出てください。 3 本証の提出をもって、代表者又は代表者の意思に基づく申請として取り扱いますので大切に保管してください。 <u>横浜市教育委員会</u>		

教委第 94 号議案

学校運営協議会の設置について

学校運営協議会について、次のとおり設置する。

平成 30 年 3 月 16 日提出

教育長 岡田 優子

提案理由

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成17年4月横浜市教育委員会規則第15号)第3条の規定に基づき、潮田中学校ブロック等20校(11協議会)に学校運営協議会を設置したいので提案する。

1 対象校

20校（累計180校）、11協議会（累計148協議会）

- (1) 潮田中学校ブロック
- (2) 稲荷台小学校
- (3) 旭中学校ブロック
- (4) 汐見台中学校
- (5) 小田小学校
- (6) 並木第四小学校
- (7) 舞岡小学校
- (8) 新羽中学校ブロック
- (9) 美しが丘中学校ブロック
- (10) みたけ台中学校
- (11) 東山田中学校ブロック

2 学校運営協議会の設置

平成30年4月1日

3 参考

- (1) 現在の学校運営協議会設置校の状況
148校に設置（127協議会）
小…102 中…41 義務…2 特支…1 高校…2
（単独設置…114校 合同設置…13ブロック）
- (2) 平成30年4月1日の設置予定
32校（累計180校）、21協議会（累計148協議会）
- (3) 第3期 横浜市教育振興基本計画での方向性
今後5か年（平成34年度末まで）全校に設置予定
今後10か年（平成39年度末まで）
多様な学校運営協議会の展開を予定
- (4) 今後5か年の新規設置予定校数
平成30年度 40校（累計約190校）
平成31年度 80校（累計約270校）
平成32年度 100校（累計約370校）
平成33年度 90校（累計約460校）
平成34年度 40校（累計約500校）

学校運営協議会設置（平成30年4月1日設置校）について

学校運営協議会名	ページ
1 潮田中学校ブロック	6 ～ 9
2 稻荷台小学校	10 ～ 13
3 旭中学校ブロック	14 ～ 17
4 汐見台中学校	18 ～ 21
5 小田小学校	22 ～ 25
6 並木第四小学校	26 ～ 29
7 舞岡小学校	30 ～ 33
8 新羽中学校ブロック	34 ～ 37
9 美しが丘中学校ブロック	38 ～ 41
10 みたけ台中学校	42 ～ 45
11 東山田中学校ブロック	46 ～ 49

横浜市立潮田中学校ブロック学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報 (平成29年12月22日現在)

学校名	横浜市立潮田中学校	横浜市立潮田小学校	横浜市立下野谷小学校
創立	昭和22年4月1日	明治6年5月15日	大正15年9月2日
学校長	緒方 浩臣	緒方 克行	河村 真澄
所在地	鶴見区向井町 4-83	鶴見区向井町 3-82-1	鶴見区下野谷町 2-49
電話番号	045(521)3535	045(501)2128	045(501)2312
区域	東部 潮田中ブロック (潮田中、潮田小、下野谷小)		
最寄駅	JR根岸線鶴見駅から徒歩20分		鶴見小野駅から徒歩7分
児童・生徒数	532名	681名	435名
学級数	17学級 (個別支援3含む)	24学級 (個別支援3含む)	18学級 (個別支援4含む)
敷地面積	13,672.72 m ²	16,910.78 m ²	12,437.98 m ²
備考			

(2) 学校教育目標

横浜市立潮田中学校	横浜市立潮田小学校	横浜市立下野谷小学校
自分大好き 友だち大好き このまち大好き		
<ul style="list-style-type: none"> ○人とのかかわりを大切にし、誠実な生き方を求める心を育みます。 ○自ら問題を発見し、解決する力を高めます。 ○地域の一員として、生き生きと活動することを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の良さを見つけ大切にする心を育てます。 ○友だちの良いところを見つけ認め合うようにします。 ○多くの文化がともに息づく潮田のまちを愛し、大切にできるようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎基本の学力と確かな読解力のもとに、表現できる子どもを育てます。 ○一人ひとりの「違い」と「良さ」を認識し、活気あふれる子を育てます。 ○強い体と心をつくり、生涯自分に合った運動を続ける子を育てます。 ○自分の「まち」と「人」を愛し、積極的にかかわる子を育てます。 ○国籍、年齢、性別を超え、誰とでも柔軟に対応できる子を育てます。

2 学校運営協議会設置のねらい

3校は潮田中央地区連合会・潮田東部地区連合自治会連合会・潮見橋地区連合会・小野町地区自治連合会に所属している。地域は潮田大祭等を軸にしながらか住人の結びつきが強く、祖父母の代までさかのぼり多くの卒業生が存在し、「おらが学校」という思いをもっている。実際には見守り活動や教育環境整備活動など各校共に多くの支援を地域ボランティアの方々から受けている。また、外国に繋がる住人も多く多文化共生地域でもある。

潮田中学校ブロックは、1中2小で構成され小学校卒業生の約9割が潮田中学校へ進学している。3校は共により一層、児童生徒の自己肯定感を向上させ、指導・支援体制を整えていくことを目指している。

このような状況の下、将来に夢をもち、その実現を目指す子どもたちを育成していきたいと考えている。そのためにキャリア教育を軸にした「9年間で育てる子ども像」や教育方針をより明確にし、学校・地域全体で共有しながら実践するという取組を推進していく必要がある。

具体的には、「潮田5 (うしおだファイブ) 」(3校共通生活スタンダード)を策定し、同じ価値・指導法で子どもたちが安心して落ち着いて9年間を過ごせる生活環境を整える。そして、「自立」をキーワードとしながらか、社会と繋がりながら展開する9年間の教育課程を編成し、子どもたち一人一人が「なりたい自分像」をもち自己選択・自己実現していく力を育てていく。

そのために学校運営協議会を設置し、「ブロックにおけるカリキュラム・マネジメントの推進」と「保護者・地域との協働で取り組む活動の推進」について議論し、具体的な教育活動へつないでいく。

3 設置申請までの経過

- 平成29年 8月 教育委員会担当指導主事に相談
3校教職員交流会実施
- 平成29年 9月 第1回設立準備委員会(担当者会)
- 平成29年10月 第2回設立準備委員会(基本構想検討)
- 平成29年11月 第3回設立準備委員会(委員構成等の検討)
- 平成30年 1月 第4回設立準備委員会(申請書内容の検討)

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<20名>

- 地域住民 (7名: 民生委員・児童委員、連合町内会長、社会福祉協議会会長)
- 保護者 (3名: 3校各PTA会長)
- 学校運営に資する活動を行う者 (5名: 国際交流ラウンジ館長、学校・地域コーディネーター等)
- 学識経験者 (2名: 大学教授、横浜サイエンスフロンティア高校校長)
- 設置校の学校長 (3名: 各校校長)

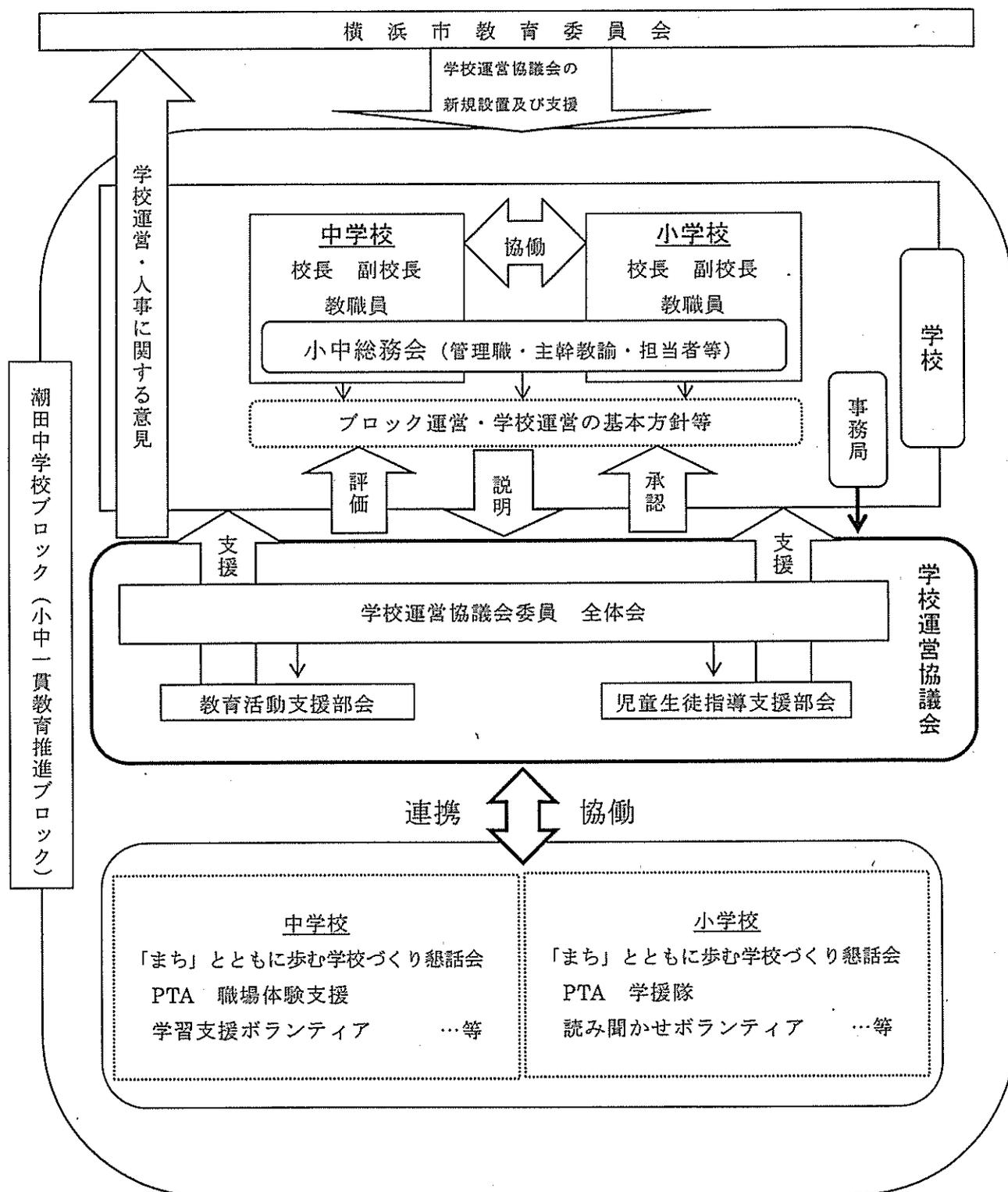
○専門委員会及び専門部会

下部組織に専門部会を設け、専門委員長を中心に年間計画を立案し、学校運営協議会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していくことを目的とする。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



横浜市立潮田中学校ブロック学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、潮田中学校・潮田小学校・下野谷小学校ブロック学校運営協議会（以下、「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、小中一貫教育推進ブロック（以下、「ブロック」という。）及び学校運営への参画の推進や連携強化を進めることで、保護者や地域住民等と学校が一体となった学校運営の改善や、児童・生徒の健全育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

第3条 学校運営協議会に会長、副会長（2名）及び書記（2名）を置く。

2 会長は、委員の中から3校の校長で協議の上、指名する。ただし、校長を指名することはできない。

3 副会長及び書記は、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。

職務を行う順位は、あらかじめ会長が定める。

6 書記は、学校運営協議会の会議の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

第4条 学校運営協議会は、3校の校長と協議の上、会長が招集する。

2 会議は、年3回以上必要に応じて開催する。

3 会議の議事は、会長がつかさどる。

4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会長は、必要があるときは、3校の校長に報告または説明を求めることができる。

7 3校の校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。

8 会長は、必要がある場合は、3校の校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市立稲荷台小学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報 (平成 29 年 12 月 28 日現在)

学 校 名	横浜市立稲荷台小学校
創 立	大正 10 年 4 月 1 日
学 校 長	平井 佳江
所 在 地	横浜市西区藤棚 2-220
電話番号	045 (231) 1822
区 域	東部 岩井原中学校ブロック (岩井原中、富士見台小、稲荷台小)
最 寄 駅	相鉄線西横浜駅から徒歩 8 分
児童・生徒数	341 名
学 級 数	14 学級 (個別支援学級を含む)
敷地面積	11,283.00 m ²
備 考	

(2) 学校教育目標

自分とみんな いいな いいな 稲荷台

自分はやればできる。頑張れる。未来は自分で拓く。

どんなことがあっても力強く生き抜く。仲間と力を合わせていい学校を創っていくぞ！

【知】自分の未来を支えるための学び

【徳】自己有用感の醸成

【体】元気な心とじょうぶな身体

【公】他者と交流、そして対話

【関】新しい価値の創造

2 学校運営協議会設置のねらい

横浜駅にほど近い高台に位置し、周りを古くからの住宅街に囲まれ、今年で創立 96 年になる。学校に近接して藤棚商店街があり、生活科、社会科、総合的な学習の時間など、学習材も豊富である。

児童数は 341 名で、職員全員で全学年の児童についての共通理解を図っている。

保護者も学校運営に関して協力的であり、一人一役を基本に PTA 活動が行われている。

また、学校・地域コーディネーターが中心となり「稲荷台ユナイテッド」を組織し、登下校の見守り、読み聞かせ、学習支援など、ボランティア活動も定着している。自治会の活動も活発で、地域との連携も良好である。

これまで、「まち懇」の組織を核にして、地域と協働してふれあい春祭り、県民祭、縁日、西区民祭り、授業参観とタイアップした総合防災訓練など様々な活動に取り組んできた。また、研究発表会や校内スピーチコンテスト、歌声集会等をメンバーに積極的に参観していただき、教育活動への理解を深めていただいている。

このように地域との連携は深まっているが、連携の全体像をとらえ、子どもの健全な成長に資する地域や他機関との関わりを模索する必要も感じている。そのためにも、現在の「まち懇」を、学校運営に資する活動を行う組織として、地域との連携の核となり学校運営の改善につながる支援や評価を行う「学校運営協議会」に発展させていくことが有効と考える。

3 設置申請までの経過

- 平成29年 2月 教育委員会担当指導主事に相談
平成29年 6月 「まち」とともに歩む学校づくり懇話会で、
学校運営協議会設置について市の状況を説明
平成29年11月 基本構想、委員構成等を第3地区会長（まち懇会長）に相談
平成29年12月 学校運営協議会設置について、関係者に相談
「まち」とともに歩む学校づくり懇話会、PTA総会等で、
地域・保護者に公表
教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会 <13名>

地域住民 (8名：西区連合町内会・自治会連絡協議会副会長

大谷公園愛護会会長

東久保町内会会長

境の谷SP会長

第3地区民生委員児童委員協議会副会長

主任児童委員

保護司

コミュニティハウス館長)

保護者 (1名：PTA会長)

学校の運営に資する活動を行う者

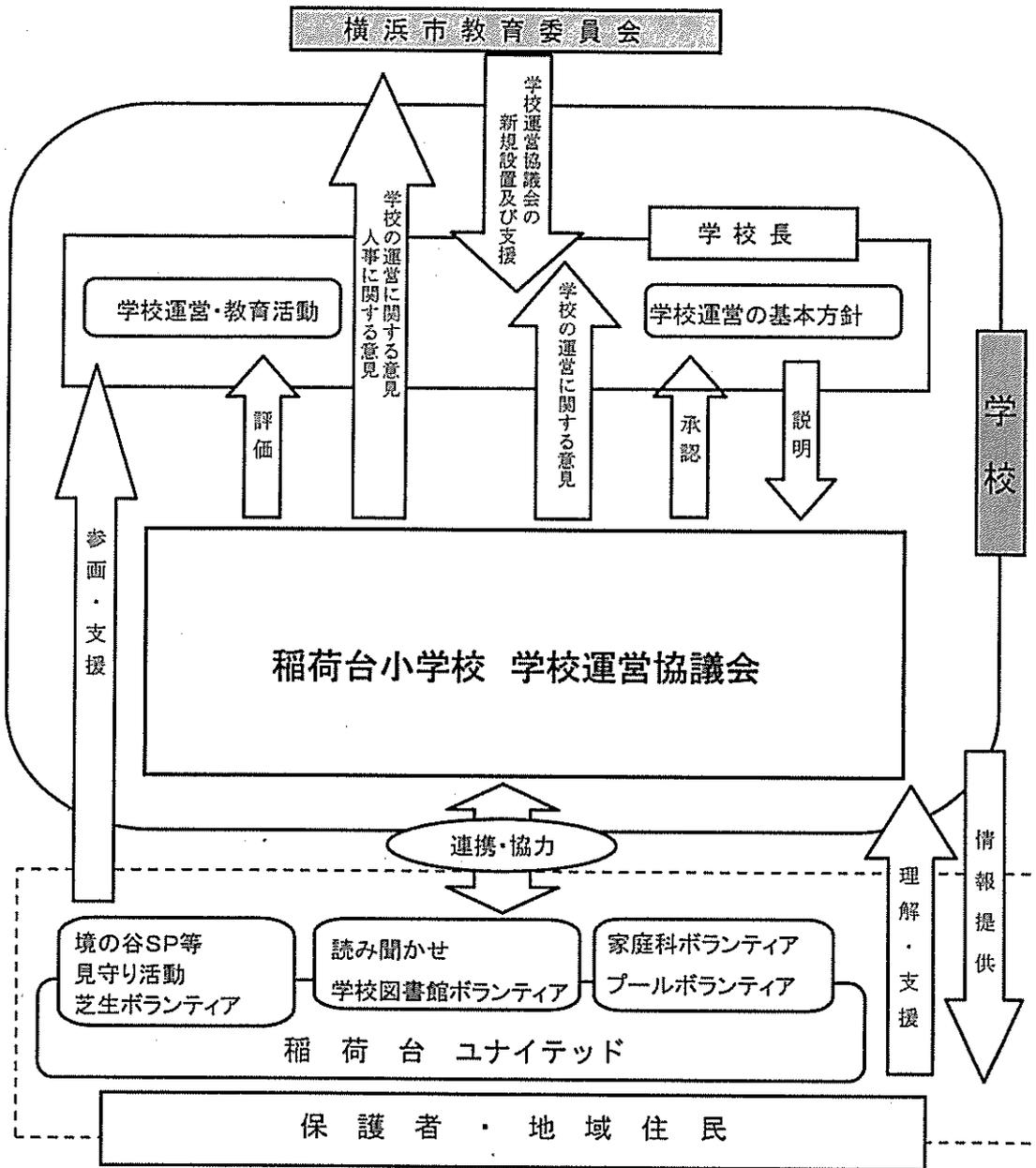
(2名：稲荷台ユナイテッド代表 (学校・地域コーディネーター)

放課後キッズクラブ主任)

学識経験者 (1名：西区文化協会会長)

設置校の学校長 (1名：学校長)

学校運営協議会運営組織図（案）



稲荷台小学校学校運営協議会 会則（案）

（名 称）

第1条 本会は、稲荷台小学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさと稲荷台」を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組 織）

第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会 議）

第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年3回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附 則）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市立旭中学校ブロックの学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報（平成29年12月28日現在）

学校名	横浜市立旭中学校	横浜市立中沢小学校
創立	昭和51年4月1日	昭和46年4月1日
学校長	加藤 裕之	小倉 克彦
所在地	旭区今宿二丁目40番1号	旭区中沢三丁目25番1号
電話番号	045(364)5112	045(361)5886
区 域	西部 旭中学校ブロック（旭中、中沢小）	
最寄駅	相鉄線二俣川駅からバス10分	相鉄線二俣川駅からバス12分
児童・生徒数	299名	767名
学級数	11学級（個別支援学級3を含む）	26学級（個別支援学級4を含む）
敷地面積	17,198.59 m ²	10,916.13 m ²
備 考		

(2) 学校教育目標

自主・創造・共生

- 自ら学び、自ら考え、つくりだす力を育てます【知】
- お互いに認め合いながら、共に伸びていこうとする態度を育てます【徳】
- たくましい心と健やかな体を育てます【体】
- 社会とのかかわりを大切にし、共に生きる態度を育てます【公】
- さまざまな変化に柔軟に対応できる力を育てます【開】

2 学校運営協議会設置のねらい

学区は、閑静な住宅街であり、落ち着いた環境にある。

保護者は、子どもの教育に関心が高く、家庭環境も安定している。

ブロック内の児童・生徒は、学習に目が向きやすい環境の中、真面目に取り組み、ルールやマナーを守って落ち着いた学校生活を送っている。

こうした良さを生かしつつ、主体的に活動する子どもの育成に注力し、自己肯定感をもたせたい。そのためには、家庭や地域の特色に応じた連携を推進していくことが大切であると考えます。

効果的な教育活動をしていくため、一小一中の併設型小中学校として、特色あるカリキュラムを編成・運営していきたいと考えている。

地域の現状を捉えたとき、関心の高い防災教育をカリキュラムの一つとして位置づけ、児童・生徒、保護者、地域住民が互いに関わり合っていくことが、今後の教育活動や学校運営の核になっていくと思われる。

そのため、学校、保護者、地域住民が連携・協働の強化をねらいとし、中沢小学校、旭中学校合同の学校運営協議会を設置する。

3 設置申請までの経過

- 平成29年 4月 教育委員会担当指導主事に相談
- 平成29年 5月 小中合同の「まち」と共に歩む学校づくり懇話会で制度等を説明
- 平成29年 6月 小中それぞれのPTA役員会で制度等を説明
- 平成29年 7月 設立準備委員会 ・組織構成、基本構想、委員構成、会則等の検討
- 平成29年12月 設立準備委員会 ・総括的検討および委員案作成
- 平成30年 1月 教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会会則案

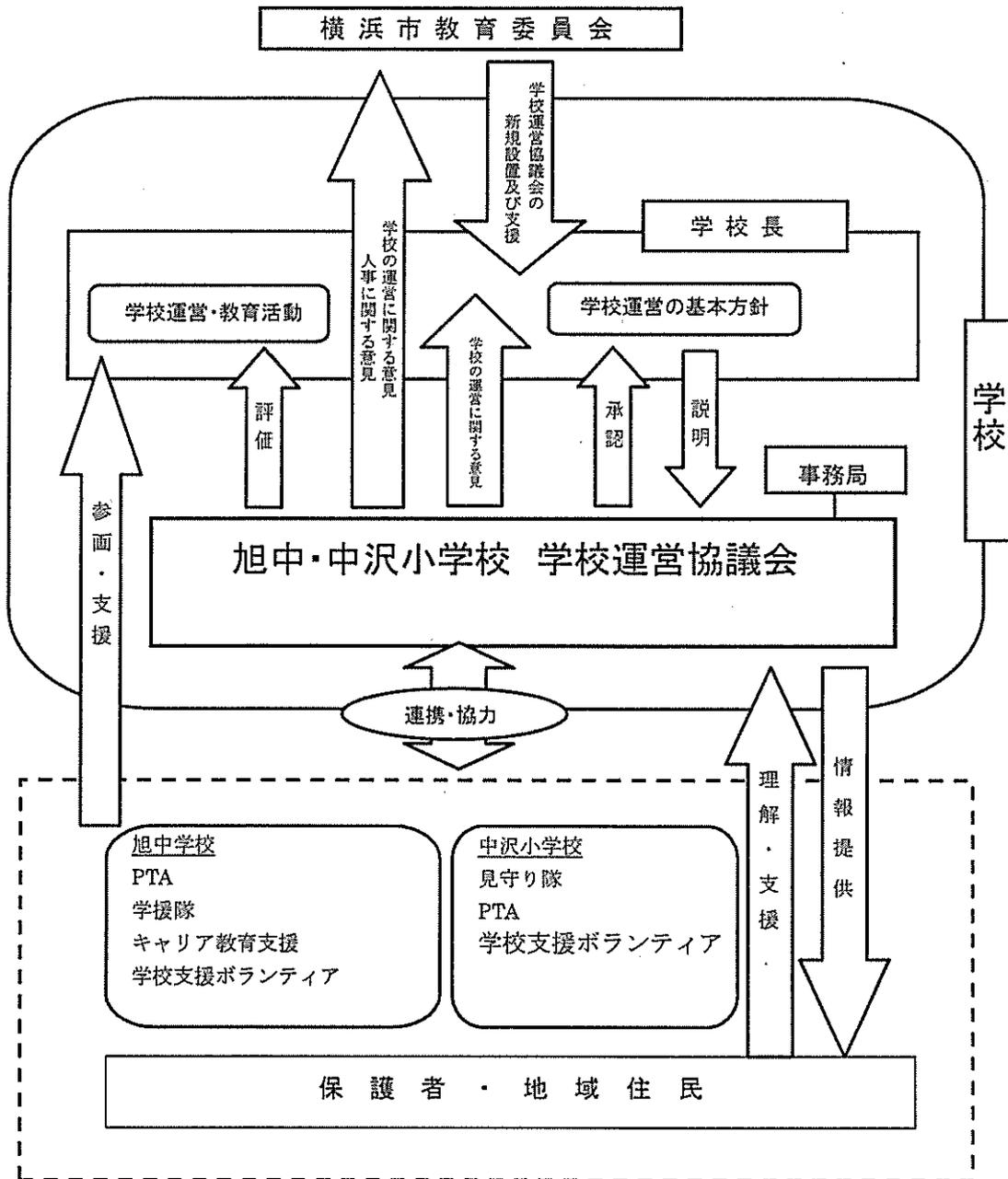
別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会 <8名>

- 地域住民 (2名：連合町内会会長、自治会会長)
- 保護者 (2名：2校各PTA会長)
- 学校の運営に資する活動を行う者 (1名：防災教育協力者)
- 学識経験者 (1名：大学准教授)
- 設置校の学校長 (2名：各校校長) で構成する。

学校運営協議会運営組織図（案）



旭中学校ブロック 学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、旭中学校ブロック（旭中学校・中沢小学校）学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、小中一貫教育推進ブロック（以下、「ブロック」という。）及び学校運営への参画の推進や連携強化を進めることで、保護者や地域住民等と学校が一体となった学校運営の改善や、児童・生徒の健全育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

第3条 協議会に会長、副会長及び書記を置く。

- 2 会長は、委員の中から2校の校長で協議の上、指名する。ただし、校長を指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。職務を行う順位は、あらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、本会の会議の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

第4条 協議会は、2校の校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年3回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、2校の校長に報告又は説明を求めることができる。
- 7 2校の校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、2校の校長と協議の上、委員以外の関係者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市立汐見台中学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報 (平成 30 年 1 月 11 日現在)

学校名	横浜市立汐見台中学校
創立	昭和 45 年 4 月 1 日
学校長	末岡 洋一
所在地	横浜市磯子区汐見台 1-2-1
電話番号	045 (752) 3551
区域	南部・汐見台中学校ブロック (汐見台小、浜小、山王台小)
最寄駅	磯子駅から徒歩約 15 分
児童・生徒数	536 名
学級数	17 学級 (個別支援 2 学級を含む)
敷地面積	16,822.00 m ²
備考	

(2) 学校教育目標

「学びあい 信じあい 高めあう 未来を拓く 汐中の子どもたち」
 ○学ぶことの大切さを知り自らの可能性を高めていく姿勢を育てます。【知】
 ○自分の良さに気づき、相手の立場や考えを尊重し、思いやる心を育てます。【徳】
 ○よりよい生き方をめざし、生命を重んじる豊かな心と健やかな体を育てます。【体】
 ○自立を支援し、地域や社会に貢献する気持ちを育てます。【公】
 ○地球環境についての理解を深め、広い視野をもち考える力を育てます。

2 学校運営協議会設置のねらい

現在、『「まち」とともに歩む学校づくり懇話会』を年間 2 回開催し、教育活動に対する意見や感想をもらっている。懇話会では好意的な意見や感想を多くいただいている。今後も学校評価や授業改善につながる視点のご意見を多くいただき、本校の生徒の自尊感情や自己有用感が更に高まっていくような学校運営について協力体制を強めていきたいと考えている。そのため、南部サポート事業を活用し、人権教育やキャリア教育を中心に取り組みを始めていくところである。

これまでは、「はぐくみ委員会」を地域主体で開催し、地域の課題を中学校ブロックの各校で共有して解決を図っていかうとする会議を毎年開催していた。そこで、学校主体の「学校運営協議会」を設置し、学校教育目標の達成に近づくための情報共有が必要であると考えた。それとともに、学校、保護者、地域住民等が一体となって、本校の教育活動だけでなく、家庭や地域での教育力を最大限にいかした教育を実践し、子どもたちの健やかな成長をより確かなものにする必要と考えている。

それらの活動を通して、保護者、地域の方が主体的に学校運営に参画する意識を高め、学校、保護者、地域住民が連携・協働することをねらいとし、本校に学校運営協議会を設置する。また、平成 30 年度～31 年度にかけて近隣校の浜小学校、山王台小学校が学校運営協議会を立ち上げようとしている。本中学校の協議会に参加いただく中で、小中合同での設置なども視野に入れつつ連携を模索していきたいと考えている。

3 設置申請までの経過

- 平成29年 5月 教育委員会担当指導主事に相談
平成29年 7月 第1回設置準備委員会（基本構想・委員構成等の検討）
平成29年11月 第2回設置準備委員会〈学校づくり懇話会〉
組織構成等の検討
平成29年12月 第3回設置準備委員会（申請書の内容について検討）

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会〈13名〉

地域住民 （4名：磯子台自治会長、文化スポーツクラブ、はぐくみ委員会、地域防災拠点委員長）

保護者 （1名：PTA会長）

学校の運営に資する活動を行う者（3名：主任児童委員）

学識経験者 （4名：大学教授・近隣校長）

設置校の学校長等（1名：学校長）

○専門委員会及び専門部会

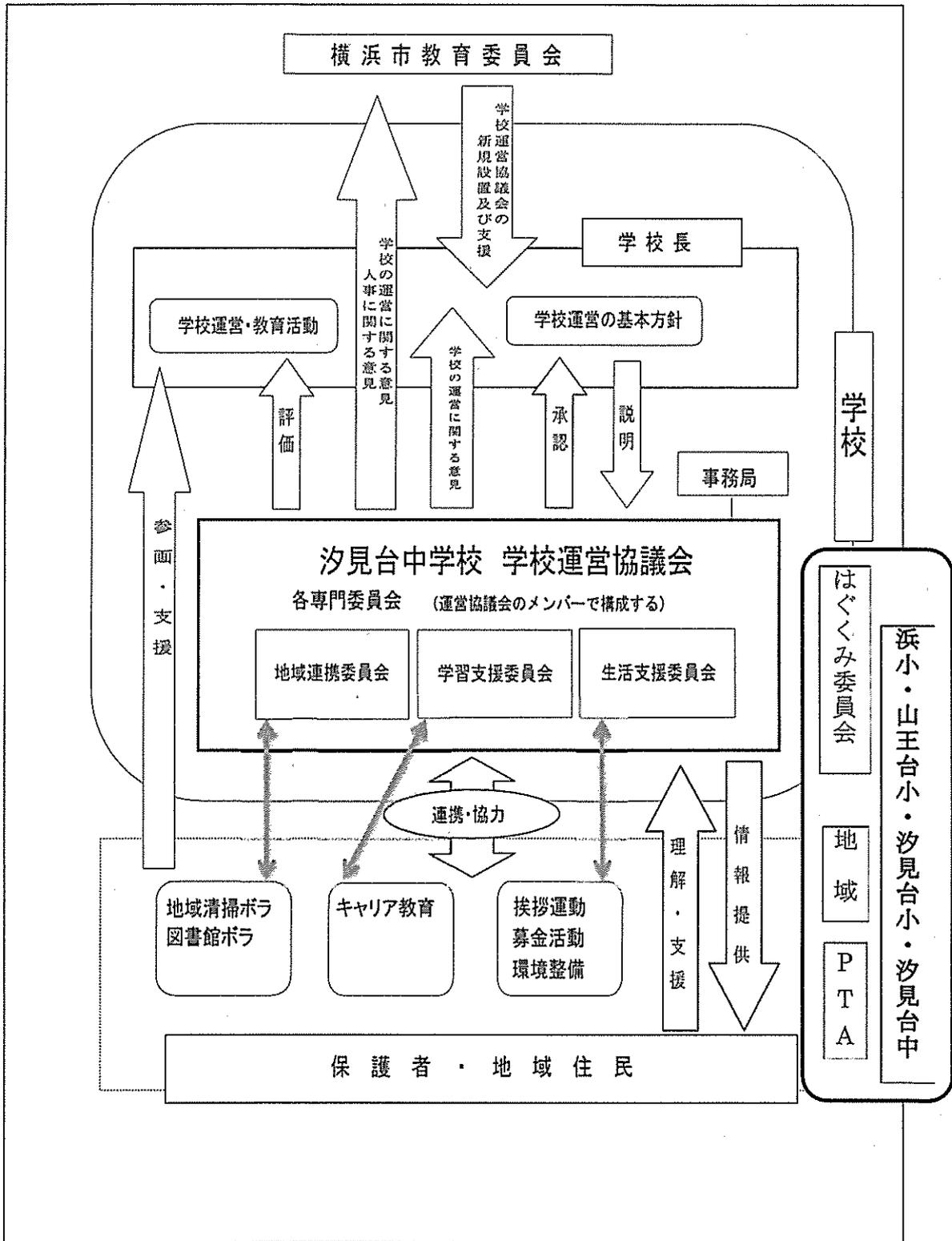
3つの専門委員会を学校運営協議会委員で構成し、課題別協議を行う。

また下部組織に専門部会を設け、専門部会長を中心に年間計画を立案し、学校運営協議会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していくことを目的とする。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



汐見台中学校 学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、汐見台中学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、『学びあい 信じあい 高めあう 未来を拓く』汐中生徒の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年 4月 1日から施行する。

横浜市立小田小学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報 (平成30年1月9日現在)

学校名	横浜市立小田小学校
創立	平成3年4月1日
学校長	木村 昭雄
所在地	横浜市金沢区富岡西1-69-1
電話番号	045(775)3011
区 域	南部 小田中学校ブロック (小田中、小田小)
最寄駅	京急線富岡駅からバス富岡9期ニュータウン行き「小田中学校」バス停下車徒歩3分
児童・生徒数	637名
学級数	21学級 (個別支援学級を含む)
敷地面積	10,619.94 m ²
備 考	

(2) 学校教育目標

元気 友達 笑顔 いっぱい かがやく小田小学校

- 〔知〕 課題の解決に向けて、自ら進んで、根気強く取り組む子を育てます。
- 〔徳〕 豊かなふれあいを大切にし、互いに認め合える子を育てます。
- 〔体〕 心と体を鍛え、生命や健康を大切にする子を育てます。
- 〔公〕 地域の人やものを大切に、共に生きる子を育てます。
- 〔開〕 様々な社会の変化に柔軟に対応できる子を育てます。

2 学校運営協議会設置のねらい

小田小学校を地域のランドマークに!! 子ども・保護者・地域住民から信頼され、子ども一人ひとりの今と未来にハピネスを提供する学校づくりをめざします。

平成3年4月1日に開校した本校は、今年で創立27年を迎え、多くの地域の方に支援いただき支えられている学校である。

地域は、国道16号に隣接する昔からある町の住民と、新しい宅地に移り住んだ住民とが暮らしている。また、金沢区と磯子区に属する通学区域があり、様々な環境のなかで、子どもたちは育まれている。このような特色のある地域の子どもたちの健全育成を図るためには、学校、保護者、地域、関係機関との連携を十分に図る必要がある。

そこで学校運営協議会を立ち上げ、これまでの「小田小学校まちと共に歩む学校づくり懇話会《まち懇》」で培った、学校・保護者・地域・関係機関との連携をさらに深化・発展させ、地域の教育力を生かした学校運営の展開を考えてきた。その結果、昨年度5月にKCS（小田小学校地域コラボレーションシステム）を立ち上げ、車いすを使用する児童への支援、学習支援、英語活動や読み聞かせ、体力づくり等の活動、学校環境整備、学援隊などのボランティア活動に多くの方々が参加している。

さらに地域・保護者の代表が積極的に学校運営に参画することで、児童の健全育成と学校支援の強化、効率化を図り、地域支援本部との連携を充実させることで学校運営の改善を推進したい。そして、学校運営協議会を通して、小田小学校が地域連携のランドマークとしての役割が担えるような学校づくりに繋げていきたいと考える。

既存の《まち懇》は年3回開催が定着し、地域との関係性も良好で、地域にある学校として様々なところで協力いただいている。保護者と子どもたち、地域が共に活動する中で、緑、花、自然豊かな学校づくりを推進することができ、子どもたちの心も豊かに育ってきていると実感している。

本校に学校運営協議会を設置することにより、今後、子どもや地域や学校教職員が変わっても、学校と地域の連携が継続・発展し続け、学校、PTA、地域、関係諸機関の協働が盤石なものとなることを期待できるものと確信している。

3 設置申請までの経過

- 平成29年 4月 教育委員会指導部指導企画課担当指導主事に相談
申請書準備 学校概要・設置のねらい
設置申請までの経過 会則・組織
富岡第一地区連絡会…趣旨・概要説明
- 平成29年 5月 第1回まち懇（兼；第1回設置準備委員会）
基本構想 委員構成等の検討 組織構成等の検討
学校説明会…趣旨・概要説明
- 平成29年10月 教職員の学習会 内容検討
- 平成30年 1月 第2回設置準備委員会
申請書の内容検討 保護者・地域への説明
教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<13名>

- 地域住民 （8名：連合町内会長、自治会長、キッズクラブ主任、民生委員児童委員、主任児童委員、保護司）
- 保護者 （1名：PTA会長）
- 学校運営に資する活動を行う者（1名：学校・地域コーディネーター）
- 学識経験者 （2名：中学校長、元大学教授）
- 設置校の学校長（1名：校長）

○専門委員会及び地域支援本部

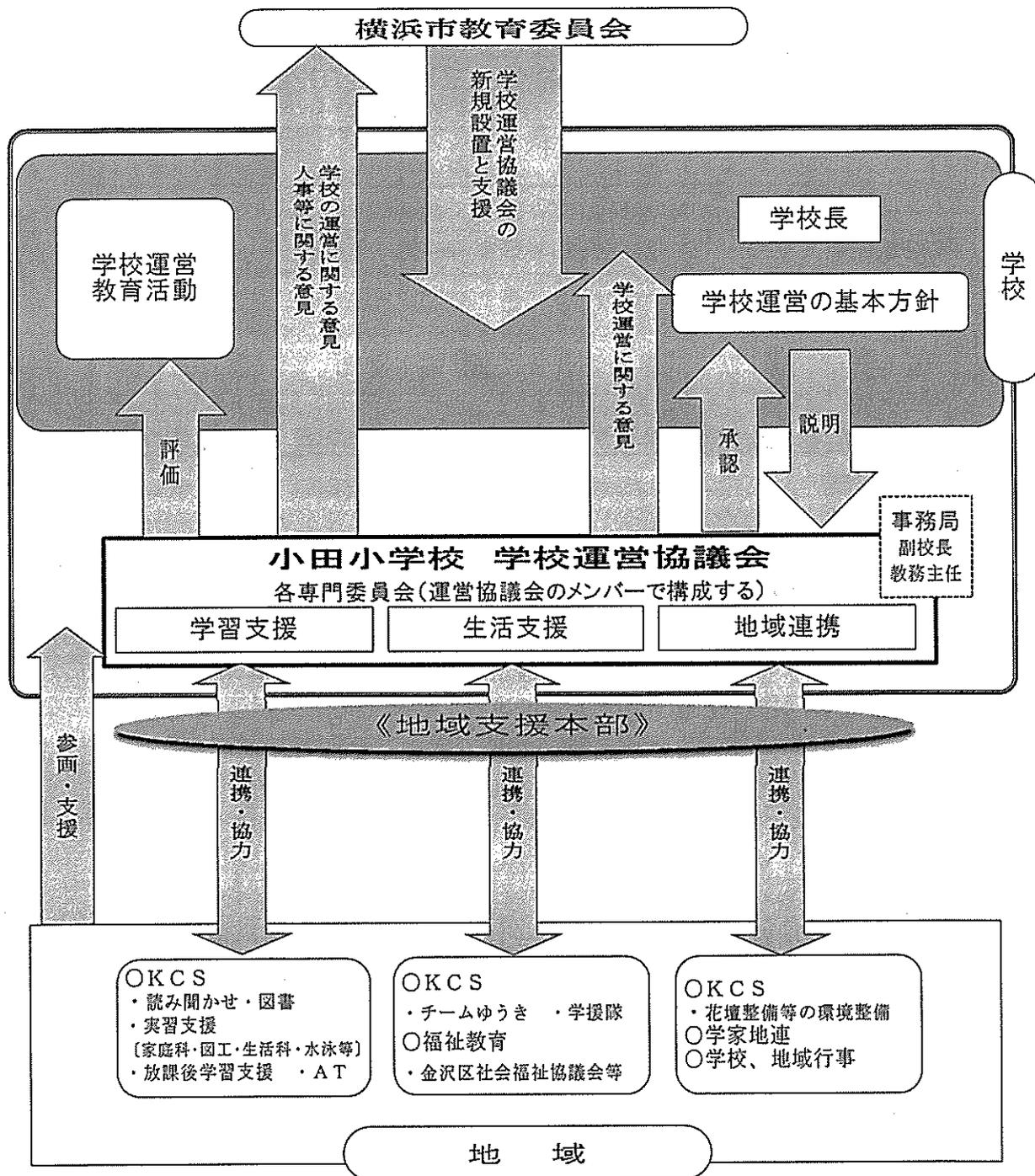
3つの専門委員会を学校運営協議会委員で構成し、課題別協議を行う。

また下部組織に地域支援本部を設け、各専門委員長を中心に年間計画を立案し、学校運営協議会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していくことを目的とする。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



小田小学校 学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、小田小学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさと小田」を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

- 第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。
- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
 - 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
 - 4 会長は、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
 - 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

- 第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。
- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
 - 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
 - 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
 - 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
 - 7 校長は、会議に出席し、意見を述べることができるほか、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
 - 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市立並木第四小学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報 (平成30年1月9日現在)

学校名	横浜市立並木第四小学校
創立	昭和58年4月1日
学校長	田中 光信
所在地	横浜市金沢区並木3-10-1
電話番号	045(701)3504
区域	南部 並木中・富岡東中ブロック (並木中、富岡東中、並木第一小、並木中央小、並木第四小)
最寄駅	シーサイドライン幸浦駅から徒歩5分
児童・生徒数	378名
学級数	14学級 (個別支援学級を含む)
敷地面積	20,100.14 m ²
備考	

(2) 学校教育目標

〈わくわく ときどき みんなの笑顔〉

自分らしさを生かし、学び合う仲間や地域と共に成長します

- 主体的に課題や問題を解決し、思いや願いの実現が図れる子どもを育てます。(知)
- より良いコミュニケーションを図りながら、「豊かな人間関係」を育む子どもを育てます。(徳)
- 自他の生命や健康を大切にする子どもを育てます。(体)
- 人とのふれあいを大切にし、自分たちのまちを愛する子どもを育てます。(公)
- 豊かなかかわりを通して、広い視野で物事をとらえる子どもを育てます。(開)

2 学校運営協議会設置のねらい

【地域ともにある学校づくり～地域と連携した教育活動の推進～】

広い学区の中に、工場街、住宅街、長浜公園と多岐にわたる生活環境がある。保護者や地域の協力もあり、学校支援・地域連携本部「なみよんFANくらぶ」との密な連携により、多彩な教育活動が行われている。しかし、市学力学習状況調査の結果は、基礎・基本の定着が少しずつ図られているが、さらに取り組む必要がある。学習のスタンダードの確立や基本的な学びの姿勢を育むと共に、基本的な生活習慣への関心を高めていくための運営改善を更に図っていきたいと考える。そのために、はまっこキッズと連携した漢字能力検定や算数検定を目指した「学びタイム」を実施するなど学力向上に取り組んでいる。子どもたちが自信を持ち、自尊感情が更に高まっていくように、保護者・地域の方々と協力して、子どもが力を発揮できる場面を数多く設定できるようにしていく必要がある。その一つとして、運動習慣の形成を図るために、朝練で「スーパータッチボール」、学校開放と協力して「親子スポーツ教室」なども実施している。

これらの活動を改めて整理し、さらに発展・推進していくために、学識経験者や他の委員を加えて俯瞰して組織全体を見ての助言をいただき、運営改善につなげていきたいと考えている。

その中で、学校が目指す方向を明確にし、学校教育目標を共有することで、学校、保護者、地域住民等が一体となって、並木第四小学校の教育活動だけでなく、家庭や地域での教育力を最大限にいかした教育を実践し、子どもたちの健やかな成長をより確かなものにつなげると考えている。そのために、学校、保護者、地域住民が連携・協働することをねらいとし、本校に学校運営協議会を設置する。

3 設置申請までの経過

平成29年11月 教育委員会担当指導主事に相談

平成29年12月 第1回設置準備委員会
基本構想、委員構成等の検討

平成30年 1月 第2回設置準備委員会
申請書の内容について検討

まちとともに歩む懇話会、保護者・地域への説明

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<15名>

地域住民 (8名:自治会長2名・見守り隊顧問・社会福祉協議会・
民生委員・児童委員・はまっこキッズチーフ・
文化スポーツクラブ事務局・防災拠点運営委員長)

保護者 (3名:PTA会長・学校ボランティア代表・おやじの会会長)
学校運営に資する活動を行う者(1名:学校・地域コーディネーター)

学識経験者 (2名:大学准教授・元教諭)

設置校の学校長(1名:校長)

○専門委員会及び地域支援本部

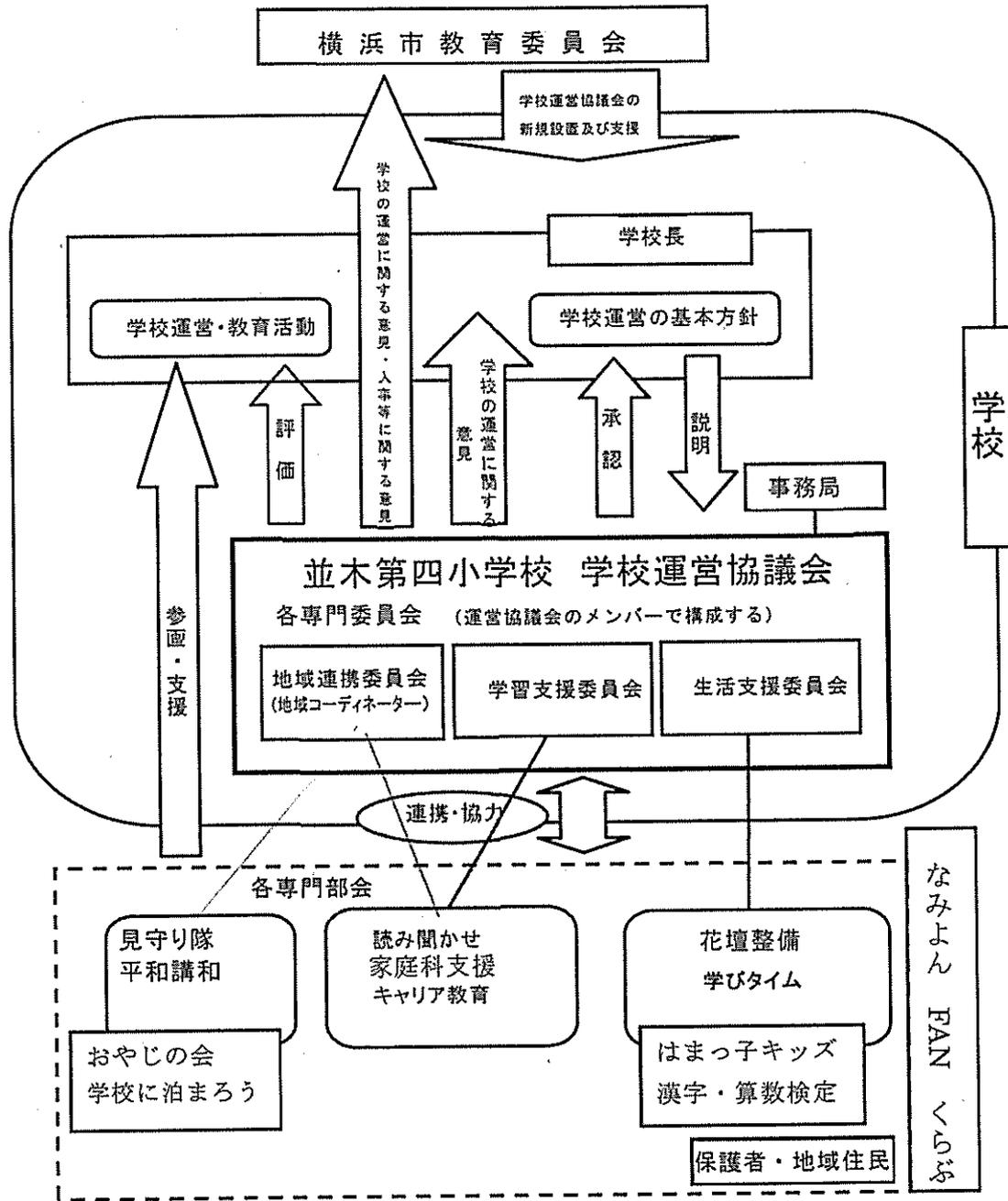
3つの専門委員会を学校運営協議会委員で構成し、課題別協議を行う。

また下部組織に専門部会を設け、専門委員長を中心に年間計画を立案し、学校運営協議会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していくことを目的とする。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



並木第四小学校 学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、並木第四小学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさと並木」を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

- 第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。
- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
 - 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
 - 4 会長は、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
 - 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

- 第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。
- 2 会議は、年3回以上必要に応じて開催する。
 - 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
 - 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
 - 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
 - 7 校長は、会議に出席し、意見を述べるほか、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
 - 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市立舞岡小学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報（平成29年12月20日現在）

学校名	横浜市立舞岡小学校
創立	昭和62年4月1日
学校長	寺島 修一
所在地	横浜市戸塚区舞岡町534
電話番号	045(824)7327
区 域	南部 舞岡中学校ブロック（柏尾小学校・東戸塚小学校・舞岡小学校）
最寄駅	市営地下鉄（ブルーライン）舞岡駅から 徒歩10分
児童・生徒数	305名
学級数	14学級（個別支援級を含む）
敷地面積	8,492.00 m ²
備 考	

(2) 学校教育目標

舞岡をふるさととして、児童自ら学習、生活経験を積み上げ、創り出す。

《知》自ら学び、意欲を持って粘り強く追求する子を育てます。

《徳》正しく善悪を判断し、礼儀を大切にすることを育てます。

《体》心と体を鍛え、自分や人のいのちと体を大切にすることを育てます。

《公》自ら地域の人や自然に働きかけながら共に生きるすばらしさを感じる子を育てます。

《開》社会への視野を広げ、様々な社会の変化に柔軟に対応できる子を育てます。

2 学校運営協議会設置のねらい

【地域ともにある学校づくり～地域と連携した教育活動の推進～】

本校は田畑や山林などの豊かな自然に囲まれ、舞岡川や公園に隣接する学校であり、「生活科」や「横浜の時間（総合的な学習の時間）」など体験活動を中心とした学習材に恵まれている。

また、保護者や地域の方の学校教育への関心、理解が高く大変協力的である。児童の実態としては、全学年2クラスの小規模を生かし、子ども同士が温かく関わり合い、ふれあいを重視した教育活動を通して素直で前向きな子どもたちが育ってきている。

現在設置している「わがまちの学校づくり懇話会」では、年2回の会合を中心に地域の行事や舞岡川における様々な催し・活動、舞岡獅子舞の講習、高寿会を中心としたふれあい活動など多くの場面で教育活動に携わっていただいている。同時に学校評価を実施し、「特色ある活動」をはじめ、教育活動全般について客観的なご意見を頂戴し活性化を図りながら学校運営に生かしてきた。

今後は、各学年で実施している「特色ある活動」や地域を材とした体験活動を整理・統合さらに児童の実態に見合った新たな活動を創生したいと考えている。さらに各ボランティア活動とそれぞれの体験活動の関連づけや学習支援や生活支援を目的とした新たなグループを立ち上げることで、より地域に開かれた学校として教育活動の改善を図っていきたいと考えている。そのために「わがまちの学校づくり懇話会」を見直ししながら、学校運営に資する活動を行う組織としての「学校運営協議会」に発展させる必要があると考える。

3 設置申請までの経過

- 平成29年 4月 第1回設置準備委員会（内容確認）
平成29年 6月 わがまちの学校づくり懇話会（意向説明）
連合町内会長相談①
平成29年 9月 第2回設置準備委員会（基本構想検討）
平成29年11月 教育委員会担当指導主事に相談①
連合町内会長相談②
第3回設置準備委員会（組織構成等検討）
教育委員会担当指導主事に相談②
平成29年12月 第4回設置準備委員会（課題の検討、申請書作成）
教育委員会に申請書提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<9名>

地域住民 （5名：連合町内会長、圓福寺住職、地域防災拠点運営委員長、
民生委員・児童委員協議会会長、主任児童委員）

保護者 （1名：PTA会長）

学校の運営に資する活動を行う者（1名：ボランティア代表）

学識経験者 （1名：舞岡中学校長）

設置校の学校長（1名：校長）

○専門委員会及び地域支援本部

3つの専門委員会を学校運営協議会委員で構成し、課題別協議を行う。

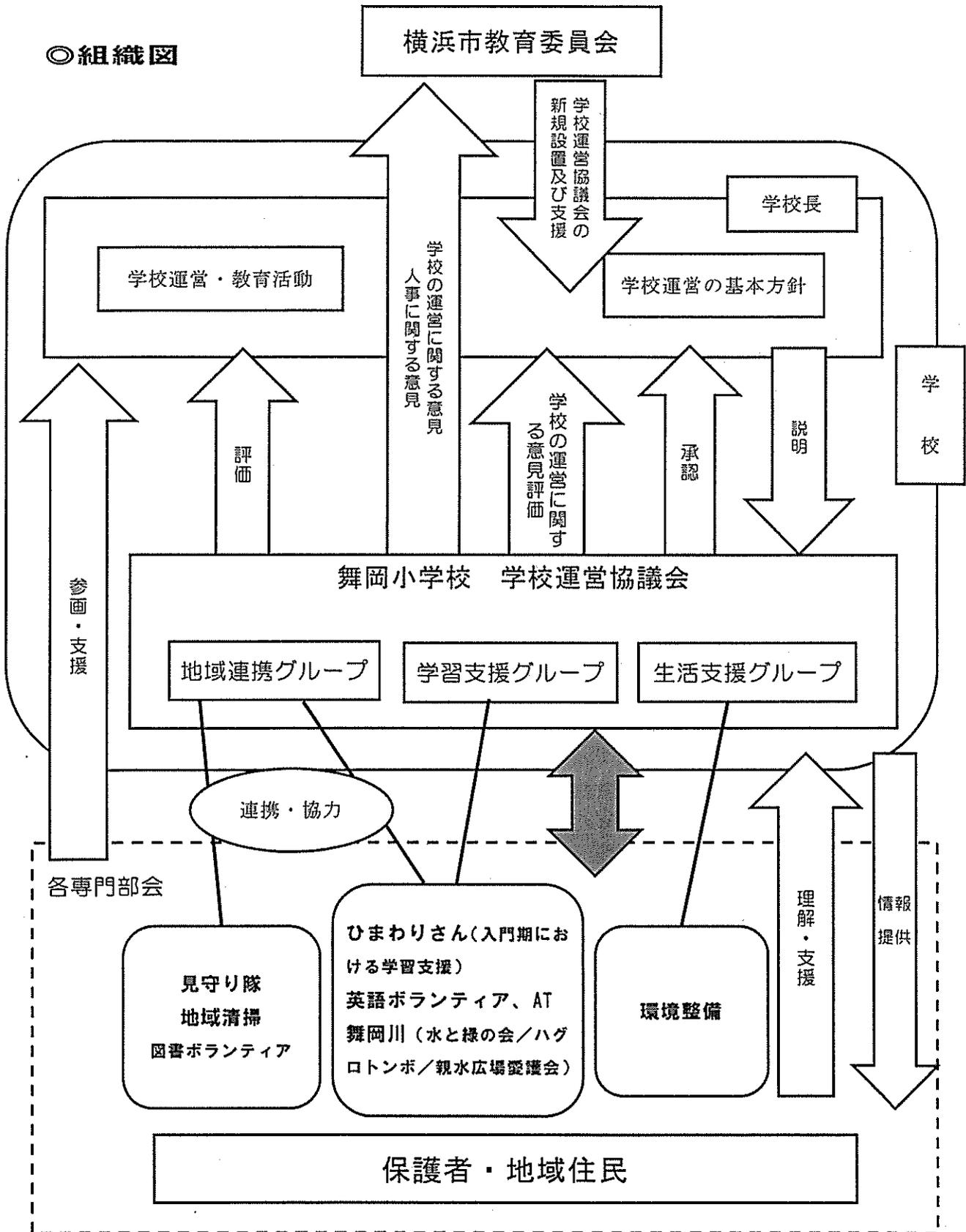
また下部組織に専門部会を設け、専門委員長を中心に年間計画を立案し、学校運営協議会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していくことを目的とする。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）

◎組織図



舞岡小学校 学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、舞岡小学校学校運営協議会（以下＜学校運営協議会＞という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携を進めることで、「横浜ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた「横浜の子ども」の育成を目指す学校運営の実現や、未来の横浜を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

第3条 学校運営協議会に会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自ら指名することはいできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

第4条 運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または、説明を求めることができる。
- 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市立新羽中学校ブロックの学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報 (平成29年12月28日現在)

学校名	横浜市立新羽中学校	横浜市立新羽小学校
創立	昭和53年4月1日	昭和52年4月1日
学校長	宮本 昌季	三枝 秀明
所在地	横浜市港北区新羽町1434-4	横浜市港北区新羽町1452-2
電話番号	045(542)1680	045(543)8871
区域	北部 新羽中学校ブロック (学区内小学校 新羽小 新田小)	
最寄駅	市営地下鉄北新横浜から徒歩12分	市営地下鉄北新横浜から徒歩10分
児童・生徒数	345名	488名
学級数	11学級 (個別支援学級2を含む)	20学級 (個別支援学級3を含む)
敷地面積	15,682.00 m ²	11,850.00 m ²
備考		

(2) 学校教育目標

新羽中学校	新羽小学校
<p>私たちは「慈しむ命・助け合い・育む個性・切り拓く生き方」を大切にします。</p> <p>【知】基礎・基本を大切にし、自ら課題を解決しながら、共に学び合う子どもを育てます。</p> <p>【徳】人との豊かな関わりの中で、互いの良さや違いを認め合い、共に高め合える子どもを育てます。</p> <p>【体】健康や安全の大切さに気付き、自分や他者の生命を慈しみ、心も体も健やかな子どもに育てます。</p> <p>【公】私たちの「まち」新羽を愛し、人々や自然とのかかわりの中で生き方を学び、自らできることを考えて、実践する子どもを育てます。</p> <p>【開】地域の自然や文化のすばらしさに学び、守っていかうとする子どもを育てます。</p>	<p>【知】基礎・基本を大切にし、自ら課題を解決しながら、共に学び合う子どもを育てます。</p> <p>【徳】人との豊かな関わりの中で、互いの良さや違いを認め合い、共に高め合える子どもを育てます。</p> <p>【体】健康や安全の大切さに気付き、自分や他者の生命を慈しみ、心も体も健やかな子どもに育てます。</p> <p>【公】私たちの「まち」新羽を愛し、人々や自然とのかかわりの中で生き方を学び、自らできることを考えて、実践する子どもを育てます。</p> <p>【開】地域の自然や文化のすばらしさに学び、守っていかうとする子どもを育てます。</p>

2 学校運営協議会設置のねらい

新羽小学校、新羽中学校は、横浜型小中一貫ブロックとして1小1中の隣接校という地の利を生かした教育活動を、「地域とともに9年間で子どもを育てる」という教育理念のもとに学校運営を行っている。

新学習指導要領の実施に向けて小中それぞれが教育活動を推進していく中、今後も学校教育が目指すねらいについて、地域への発信と共有とともに協働して取り組むことは大切である。特に、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に向けて、多様に変化する社会においても主体的に関わり、人権意識の高い未来の創り手を育成するために、9年間を見通して育てることへの協働は必須であると考えます。

また、地域との連携、交流においても、少なくともこの小中一貫ブロックを組む新羽小中が、学校運営協議会として一体化した展開を構築することで、学校から家庭、地域(幼・保、高校含む)へと迅速に情報共有されることが可能となってくると思われる。

さらに、小中の学校・地域コーディネーターと連携し、学校教育への地域人材の活用を周知し実働を深めていくことで、小中の学習支援、教育活動の充実へと繋がることと思われる。

次期学習指導要領が「社会に開かれた教育課程」を標榜するとき、小中合同学校運営協議会の設置が有機的に効力を発揮することに期待する。

3 設置申請までの経過

- 平成29年 5月 教育委員会担当指導主事に相談
平成29年 6月 第1回設置準備委員会
基本構想（小中管理職）
平成29年 8月 第2回設置準備委員会
委員構成 組織構成等の検討（小中管理職）
平成29年 9月 地域代表への基本構想の提案
申請書の内容について協議
平成29年10月 教職員・保護者・地域への説明と合意
平成29年12月 教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会 <20名>

地域住民 (11名：連合町内会長・社会福祉協議会長・民生委員児童委員代表・ケアプラザ所長・主任児童委員・幼稚園理事長・青少年指導員・スポーツ推進委員代表・鶴見川プロジェクト会長・公園愛護会会長)

保護者代表 (2名：PTA会長)

学校の運営に資する活動を行う者(3名：地域応援隊・学校地域コーディネーター・学援隊隊長)

学識経験者 (2名：近隣校校長・元公立小学校校長)

設置校の学校長 (2名：学校長)

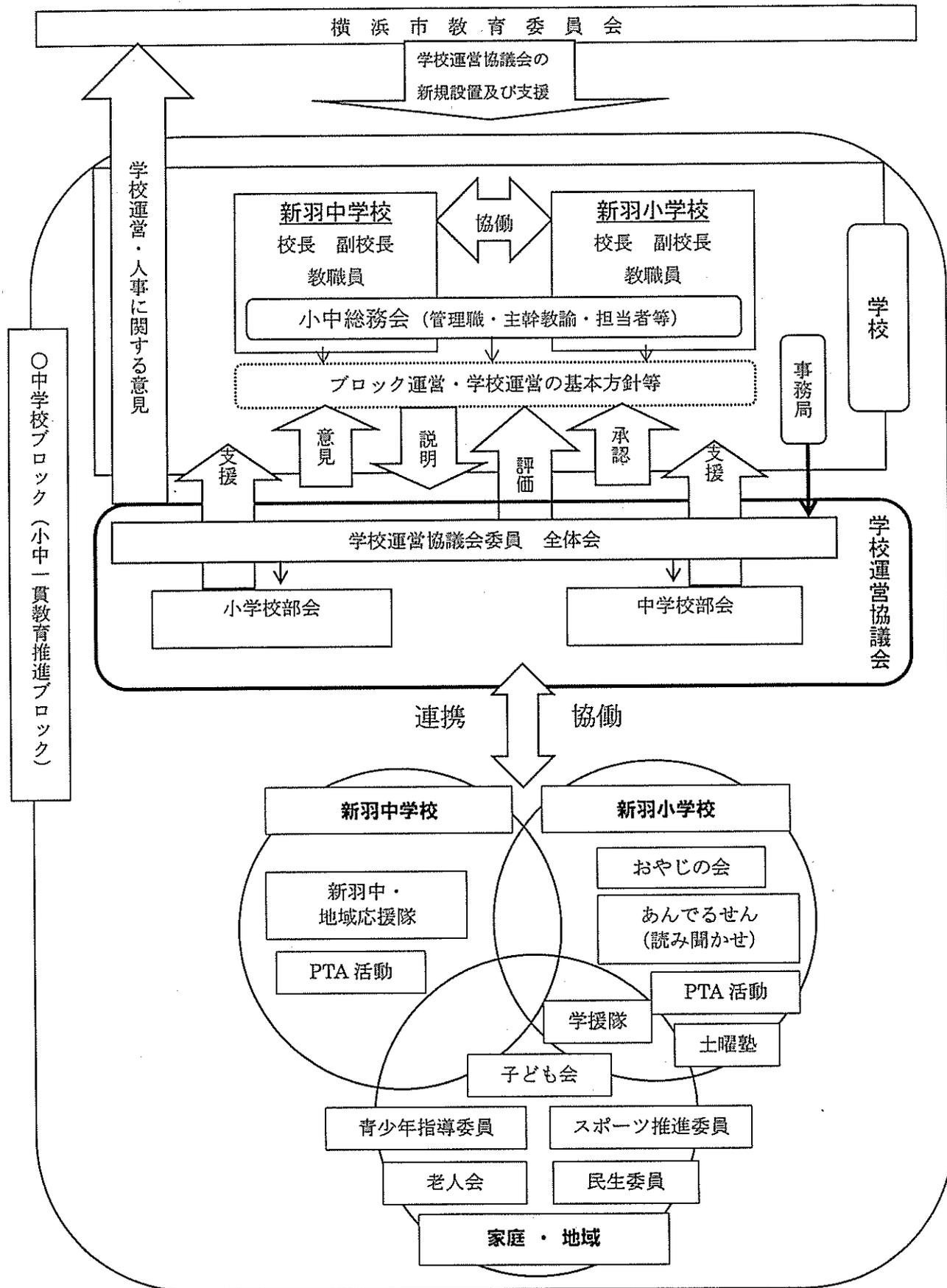
○小学校部会及び中学校部会

小中全体会を年度当初と年度末、計2回行い、地域と学校の連携について課題や解決に向けての方針を話し合う。

中間期に経過報告として小学校部会、中学校部会を行う。各学校の児童生徒の発達段階を踏まえた課題等小学校、中学校ごとに計画、実施する。相手校の部会には関連職員も参加し、連携を図る。各部会の内容と計画は、別途に会長に提出し、承認を得る。

また連携組織として小中総務会を設け、年間計画を立案し、各部会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していく。

学校運営協議会運営組織図（案）



新羽中学校ブロック 学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、新羽小学校・新羽中学校 合同学校運営協議会（以下「小中学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 小中学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「関」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさと新羽」を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

- 第3条 小中学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。
- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
 - 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
 - 4 会長は、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
 - 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

- 第4条 小中学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。
- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
 - 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
 - 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
 - 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
 - 7 校長は、会議に出席し、意見を述べるができるほか、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
 - 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市立美しが丘中学校ブロック学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報 (平成30年1月30日現在)

学校名	横浜市立美しが丘中学校	横浜市立美しが丘小学校	横浜市立美しが丘東小学校
創立	昭和54年4月1日	昭和44年4月1日	昭和53年4月1日
学校長	高橋 和則	島山 真	井上 由美子
所在地	青葉区美しが丘 3-41-1	青葉区美しが丘 2-29	青葉区美しが丘 2-25
電話番号	045(901)9649	045(901)3408	045(901)0931
区域	北部 美しが丘中ブロック (美しが丘中、美しが丘小、美しが丘東小)		
最寄駅	たまプラーザ駅から徒歩20分	たまプラーザ駅から徒歩15分	たまプラーザ駅から徒歩9分
児童・生徒数	277名	405名	445名
学級数	10学級(個別支援1含む)	15学級(個別支援2含む)	16学級(個別支援2含む)
敷地面積	17,837.00 m ²	14,664.00 m ²	12,000.00 m ²
備考			

(2) 学校教育目標

ヒト・モノ・コトに積極的に関わろうとする子ども ~人との関わりを大切にしながら、
大きな夢に向かって挑戦しようとする子ども~ を育てる

【知】 興味・関心を自ら広げ、努力し、挑戦する子どもを育てます。

【徳】 互いに尊重し、協力し合い、礼儀を重んじ、感謝する子どもを育てます。

【体】 自他の生命や健康を大切に育てます。

【公】 社会の一員として、共に生きる子どもを育てます。

【関】 多様な社会において、コミュニケーションを生かして視野を広げ、活躍する子どもを育てます。

2 学校運営協議会設置のねらい

本ブロックは地域の街づくりと連動し、地域との連携・協働を学校運営の柱の一つとしている。そういう中で、9年間で地域の子どもたちをしっかりと育てていきたいという思いが強く、2小学校(美しが丘小学校、美しが丘東小学校)での『「まち」とともに歩む学校づくり懇話会(まち懇)』や美しが丘中学校での学校運営協議会でも関連した話題が取り上げられる。また各校の学校・地域コーディネーターの活動を通して、子どもたちのために3校同調・同期可能な学校行事や教育活動ができないか、議論の対象になっている。

さらに、小中一貫教育の取組でも3校担当教員間での協議を通して、ブロック目標を達成すべく、毎年取組を充実させて活動している。

現在ある美中の学校運営協議会は、中期学校経営方針に沿った学校教育活動への支援と意見交換、学校の今日的課題についての情報共有、学力学習状況調査結果の報告等、学校評価をするうえで必要な情報を積極的に随時提供することで、地域がより協力的になり、学校も活性化するなどの成果を上げている。それをブロック内に拡大し、より一層小中一貫教育が充実するよう考えている。こうした背景の中で、学校、家庭(保護者)、地域住民と連携して、同時に信頼・協力関係をさらに強いものにし、3校それぞれのまち懇や協議会を基盤とした新たなブロック運営協議会を発足させ、学校運営の改善につながる支援や評価を発展的に行っていく必要があると考え、本協議会を設置する。

3 設置申請までの経過

- 平成29年 4月 教育委員会担当指導主事より説明を受ける
- 平成29年 9月 基本構想・組織構成等の検討(1)
- 平成29年12月 基本構想・組織構成等の検討(2)
- 平成29年12月 教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<20名>

地域住民 (8名: 連合自治会会長、連合自治会監事、自治会会長
商店街会長、民生委員・児童委員、主任児童委員
ICT教育指導者、青少年指導員、周年行事委員長
前PTA会長)

保護者 (3名: PTA会長/代表)

学校の運営に資する活動を行う者

(3名: 学校・地域コーディネーター)

学識経験者 (3名: 大学講師、県立高等学校長、弁護士)

設置校の学校長 (3名: 学校長)

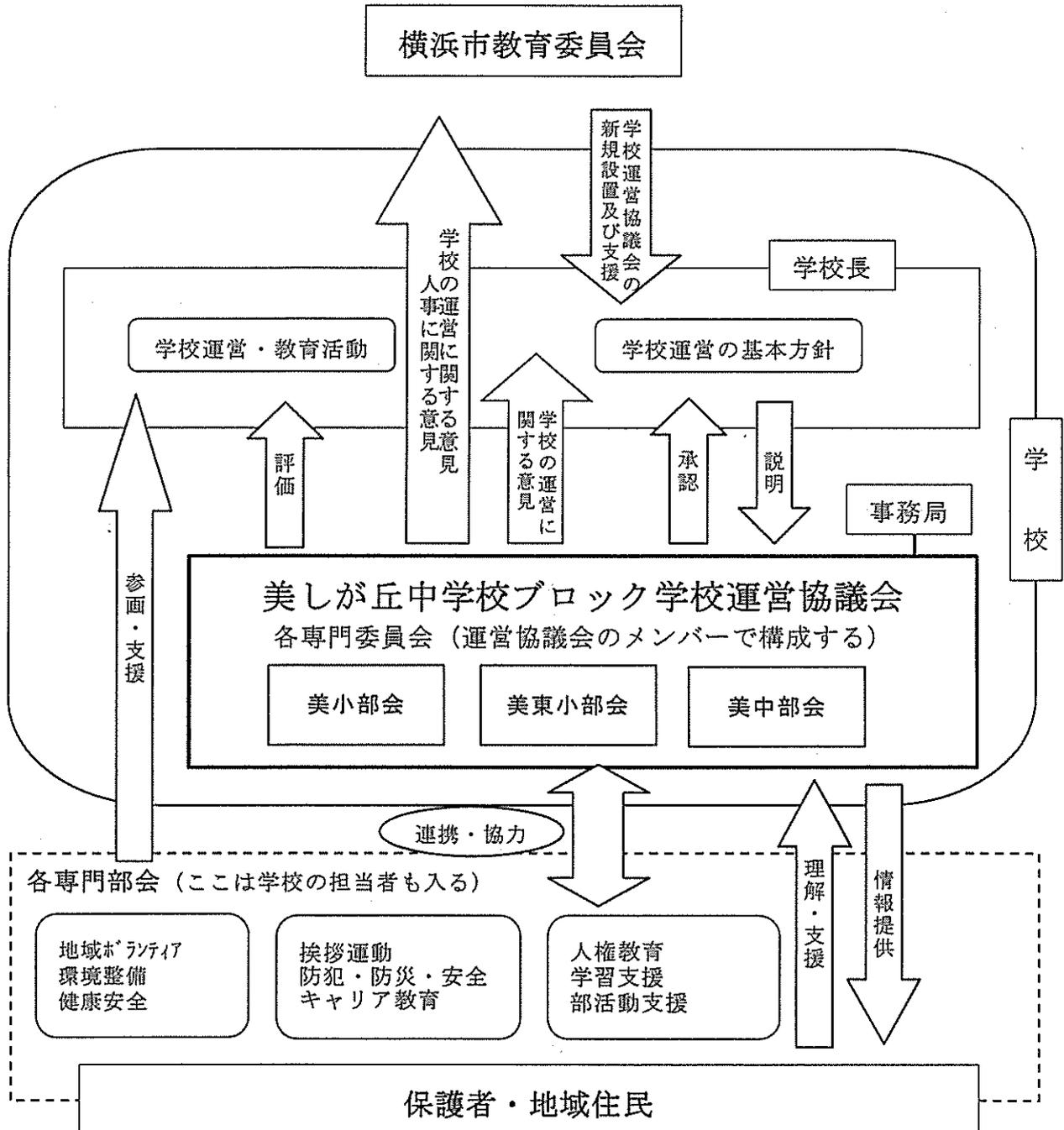
○専門委員会及び専門部会

下部組織に専門部会を設けず、協議事項に応じ、その都度、課題別協議を行う。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



横浜市立美しが丘中学校ブロック学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、美しが丘中学校ブロック学校運営協議会（以下「美中B学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 美中B学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の健全な育成と小中一貫教育目標で掲げる子どもを育てることを目的に活動するものとする。

（組織）

第3条 美中B学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

第4条 美中B運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年3回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市立みたけ台中学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報 (平成29年12月1日現在)

学校名	横浜市立みたけ台中学校
創立	昭和53年4月1日
学校長	濱本 貴康
所在地	横浜市青葉区みたけ台30番地
電話番号	045(971)6431
区 域	北部 みたけ台中学校ブロック (みたけ台小、鉄小)
最寄駅	田園都市線藤が丘駅から徒歩15分
児童・生徒数	337名
学級数	12学級 (個別支援学級を含む)
敷地面積	16,242.00 m ²
備考	

(2) 学校教育目標

「めざします! いきいきと楽しく笑顔あふれる学舎(まなびや)を!!」

- 【知】 分からないことや困難なことにもあきらめずに挑戦できるように支援します。
- 【徳】 物事の善悪をきちんと判断し、正義を重んじて正直に生き、辛抱と我慢ができるように支援します。
- 【体】 自分や人の生命と体を大切にできるように支援します。
- 【公】 社会の一員として求められる姿勢や資質が身につくように支援します。
- 【開】 様々な人とのコミュニケーションを通じて、社会への視野を広げられるように支援します。

2 学校運営協議会設置のねらい

本校は、古くから住む住民の方と新しく他の地域から移って来た住民の方が混在する地域にあり、4つの連合町内会からなる閑静な住宅地の中に、古くからの田園が広がり、自然に恵まれた環境にある小規模校である。以前は生徒指導に困難さがある状況であったが、ここ数年は落ち着いている。それは、保護者・地域の学校教育への関心が強く、地域の教育力を生かして、一人ひとりの生徒の思いを大切にした学校教育活動を進めてきた結果である。現在、年2回行われている「学校運営報告会(まち懇)」では、学校に好意的な意見や感想をいただいている。そこで、現在の「学校運営報告会」を、学校運営の改善につながる支援・評価を行う「学校運営協議会」に発展させ、学校・PTA・地域コミュニティがさらに連携・協働できるようにするとともに、地域とともに歩む学校づくりを進めるため、保護者・地域の学校への理解を一層深めること、家庭・地域での教育力を最大限に生かした小中一貫教育、部活動支援・学習支援の充実を、持続可能で効率的に推進することをねらいとし、本校に学校運営協議会を設置する。

3 設置申請までの経過

- 平成29年 2月 教育委員会学校担当指導主事に相談
- 平成29年 3月 第一回設置準備委員会（基本構想の検討）
- 平成29年 5月 第二回設置準備委員会（組織構成等の検討）
- 平成29年 6月 学校説明会（学家地連総会・PTA運営委員会）
- 平成29年10月 第三回設置準備委員会（組織構成等の検討）
- 平成29年12月 教育委員会に申請書類提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<14名>

地域住民 （5名：連合町内会長・民生委員児童委員）

保護者 （1名：PTA会長）

学校の運営に資する活動を行う者（4名：地域コーディネーター・おやじの会
会長・すけっとくらぶ代表・元PTA会長）

学識経験者 （3名：神奈川県人権擁護委員連合会会長・近隣小学校長）

設置校の学校長（1名：学校長）

○専門委員会及び専門部会

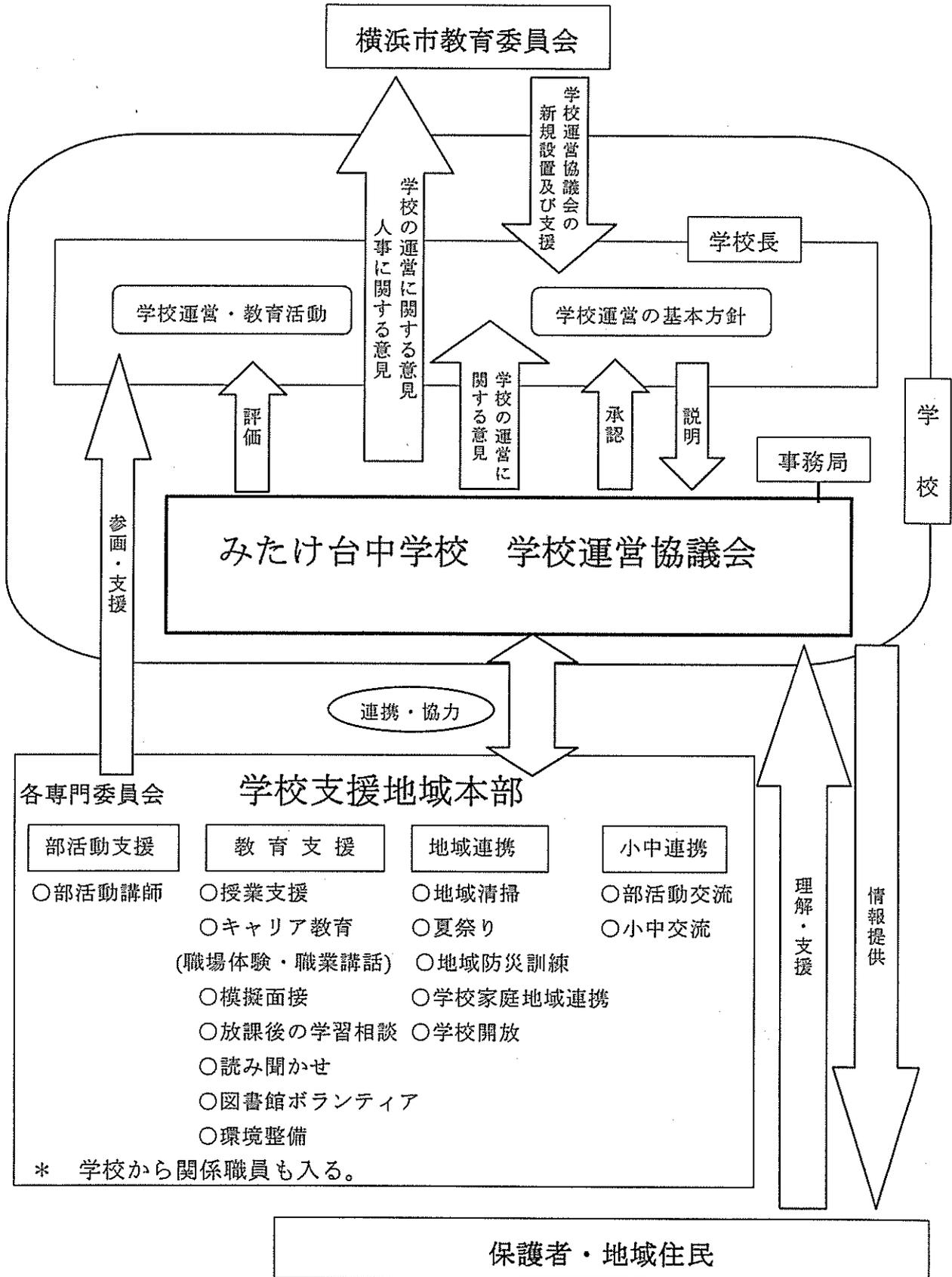
学校運営協議会の委員である地域コーディネーター・おやじの会会長・すけ
っとくらぶ代表が中心となって、学校支援地域本部と密接に連携する。

学校支援地域本部が4つの事業の年間計画を立案し、学校運営協議会で協
議・調整を行い、学校運営を補佐していく。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



みたけ台中学校 学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、みたけ台中学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさとみたけ台」を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

- 第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。
- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
 - 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
 - 4 会長は、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
 - 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

- 第4条 運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。
- 2 会議は、年3回以上必要に応じて開催する。
 - 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
 - 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
 - 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
 - 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
 - 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市立東山田中学校ブロック学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報 (平成29年12月20日現在)

学校名	横浜市立東山田中学校	横浜市立山田小学校	横浜市立北山田小学校	横浜市立東山田小学校
創立	平成17年4月	昭和46年4月	平成8年4月	平成13年4月
学校長	安藤 位彦	本多 靖	板倉 千鶴	宇都宮 桂
所在地	都筑区東山田 2-9-1	都筑区東山田 3-29-1	都筑区北山田 5-14-1	都筑区東山田 1-4-1
電話番号	045-594-5107	045-592-3615	045-592-0061	045-594-4851
区域	北部 東山田中学校ブロック (山田小、北山田小、東山田小)			
最寄駅	北山田駅下車徒歩15分	北山田駅下車 徒歩15分	北山田駅下車 徒歩10分	北山田駅下車 徒歩8分
児童・生徒数	814名	531名	480名	694名
学級数	26学級(支援4含)	18学級(支援2含)	18学級(支援2含)	23学級(支援2含)
敷地面積	19,667.00 m ²	12,500.00 m ²	12,344.00 m ²	12,671.00 m ²
備考				

(2) 学校教育目標

横浜市立東山田中学校	横浜市立山田小学校	横浜市立北山田小学校	横浜市立東山田小学校
<p>【学び合うわたしたちが目指す姿】 「正解から回答へ」「思考から試行へ」「成功から成長へ」 ・自分らしく生きるために様々な面から自己を磨く生徒</p> <p>【知 徳 体】 ・自他の良さや違いを認め合い、それを集団や社会の中で生かしていく生徒</p> <p>【徳 公 開】 ・進取の精神と広い視野を持ち、自律的に生活する生徒</p> <p>【体 公 開】</p>	<p>◎自分が好き 友だちが好き まちが好き 進んで学ぶ山田の子</p> <p>知 自ら学び、よく考え、よりよく解決する子を育みます</p> <p>徳 自分やまわりをみつめ、心豊かに生活できる子を育みます。</p> <p>体 心と体を鍛え、心身共に健全な子を育みます。</p> <p>公・「ひと」「まち」とのふれあいを大切にし、共に生きる子を育みます。</p> <p>開 社会の変化に関心をもち、未来をみつめる子を育みます。</p>	<p>笑顔いっぱい、みんなかがやく</p> <p>「き」きれいな学校をつくる子(公)</p> <p>「た」くましい体をつくる子(体)</p> <p>「や」さしい心をはぐむ子(健)</p> <p>「ま」ちを大切にする子(開)</p> <p>「た」のしく学習する子(知)</p> <p>の子を育てます。</p>	<p>一人ひとりが かがやく 東山田小</p> <p>○学び続ける子ども 学習の基礎・基本を着実に習得し、積極的・発展的に学び続ける子どもを育てます。(知)</p> <p>○自分を創る子ども 生命を大切にし、社会の一員としての姿勢や資質を身に付け、社会のために行動する子どもを育てます。(体・公)</p> <p>○共に生きる子ども 思いやりをもち、様々な人とのコミュニケーションを通して、社会の視野を広げる子どもを育てます。(徳・開)</p>

2 学校運営協議会設置のねらい

4校は東山田連合町内会、山田連合町内会に属している。地域行事等も盛んで、昔からの住人、新しい住人も含め、まちとして積極的に学校への支援・協力を行ってくださり、わがまちの学校としていつも子どもたちを温かく見守ってくださる地域である。

3小学校の中学校指定地区はほぼ東山田中学校である。小学校によっては2割ほどの児童が私立等の中学校へ進学する。3小1中の地域であり、9年間を見通して子どもたちを育てるには大変適したブロックである。

東山田中学校は、神奈川県初のコミュニティースクールで、学校運営協議会に関して、先進的な歴史がある。とくに近年は、3小学校の代表校長が学校運営協議会に毎回参加をしたり、必要に応じて3校校長が参加したりすることもあり、中学校ブロックとしての学校運営協議会の基礎が出来つつあった。また、平成21年度より「やまたろう」という学校支援地域本部(現地域学校協働本部)がスタートし、学校の応援団として4校の教育活動を支援する取り組みがすでに行われており、学校、地域、家庭を繋ぐ役割を担っている。

東山田中学校小中一貫教育推進ブロックでは、横浜市の指針に基づいて小中一貫教育の推進をはかってきた。9年間で育てる子ども像を明確にしながら研究授業や児童生徒交流活動等を積極的に行ってきた。学習指導要領の改訂に伴い、新しい小中一貫カリキュラムを編成して実践することが必要となる。今後は横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領をもとに、より一層地域との連携を深め、保護者や地域の人材が学校教育に参画し、教育活動をさらに充実していくことが求められている。

東山田中学校学校運営協議会に、山田小学校、北山田小学校、東山田小学校が乗り入れる形で、4校合同の学校運営協議会を設置することで、現在ある資源を生かしつつ、さらに活性化させることができる。4校が一体となって学校と地域や保護者の連携を推進することで、これまで以上に地域に根ざす学校づくりが進むものと考えている。

3 設置申請までの経過

- 平成28年 2月 教育委員会担当指導主事に
中学校ブロックでの設置について相談
- 平成29年 5月 教育委員会担当指導主事より
中学校ブロックでの設置についての説明
- 平成29年 6月 第1回設置準備委員会
基本構想、委員構成の検討①
- 平成29年 7月 先行事例の視察（三鷹市教育委員会）
- 平成29年 9月 文部科学省調査官を招いて
学校運営協議会についての学習会を開催
4校職員、地域、保護者参加のカフェミーティング
- 平成29年10月 第2回設置準備委員会
基本構想、申請書の準備について
- 平成29年11月 第3回設置準備委員会
東山田中学校学校運営協議会と協議
- 平成29年12月 第4回設置準備委員会
東山田中学校学校運営協議会と申請書の準備等

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<18名>

地域住民 （4名：町内会代表、主任児童委員、民生委員・児童委員）

保護者 （4名：各校PTA会長等）

学校の運営に資する活動を行う者（4名：コミュニティハウス館長、
学校・地域コーディネーター）

学識経験者 （2名：コンサルタント等）

設置校の学校長（4名：学校長）

○専門委員会及び専門部会

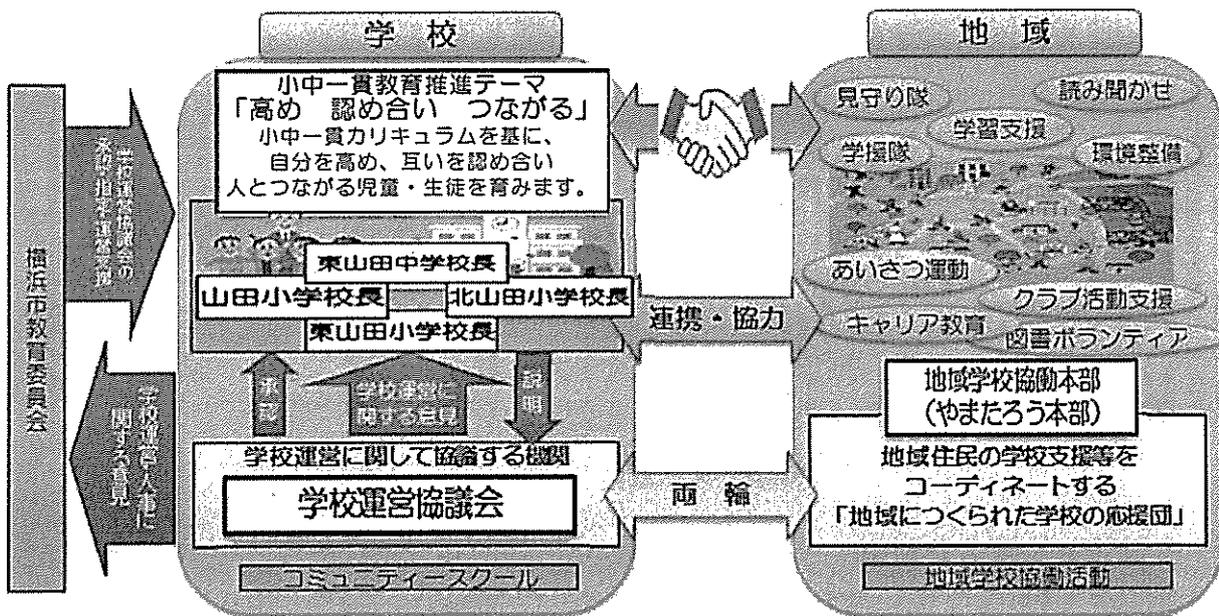
下部組織に専門部会を設けず、協議事項に応じ、その都度、課題別協議を行う。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）

○各校の今までの組織、資源を生かし、同時性を保ちつつ総括的に活動できるような組織運営を推進する。



横浜市立東山田中学校ブロック学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、横浜市立東山田中学校ブロック 学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、学校運営への参画の促進や連携強化を進めることで、保護者や地域住民等と学校が一体となった学校運営の改善や、児童・生徒の健全育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

第3条 学校運営協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長は、校長と会長の協議の上、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。職務を行う順位は、あらかじめ会長が定める。
- 6 学校運営協議会に、必要に応じて部会を設けることができる。
- 7 部会の委員は、あらかじめ校長と協議の上、会長が定める。

（会議）

第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が召集する。

- 2 会議の議事は、会長または会長が指名する者がつかさどる。
- 3 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があるときは、校長に報告又は説明を求めることができる。
- 6 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 7 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

学校運営協議会（平成30年4月1日設置校）概要

潮田中学校ブロック等20校、11協議会

学校運営協議会 (H30.4.1 設置校)

No.	協議会名称等	基本情報		設置の主なねらい	委員構成	協議会内組織	
1	潮田中学校 ブロック (潮田中ブロック) 潮田中【新規】 潮田小【新規】 下野谷小【新規】	潮田中	創立年	S 22.4.1	キャリア教育を軸にした「9年間で育てる子ども像」や教育方針をより明確にし、学校・地域全体で共有しながら実践するという取組を推進していくため。 9年間の教育課程を編成し、子どもたち一人一人が「なりたい自分像」をもち自己選択・自己実現していく力を育てていく。	20名 地域…7 保護者…3 資する…5 学識…2 学校長…3	教育活動支援 児童生徒指導支援 【詳細】 P6～P9
			学校長	緒方 浩臣			
			所在地	鶴見区向井町4-83			
			最寄駅	鶴見(徒歩20分)			
			児童生徒	532名			
			学級数	17学級			
		敷地面積	13,672.72㎡				
		潮田小	創立年	M6.5.15			
			学校長	緒方 克行			
			所在地	鶴見区向井町3-82-1			
			最寄駅	鶴見(徒歩20分)			
			児童生徒	681名			
			学級数	24学級			
		下野谷小	敷地面積	16,910.78㎡			
			創立年	T15.9.2			
学校長	河村 真澄						
所在地	鶴見区下野谷町2-49						
最寄駅	鶴見小野(徒歩7分)						
児童生徒	435名						
学級数	18学級						
敷地面積	12,437.98㎡						
2	稲荷台小学校 (岩井原中ブロック) 岩井原中【H25】 富士見台小【H24】 稲荷台小【新規】	創立年	T10.4.1	「まち懇」を、学校運営に資する活動を行う組織として、地域との連携の核となり学校運営の改善につながる支援や評価を行う「学校運営協議会」に発展させていく。	13名 地域…8 保護者…1 資する…2 学識…1 学校長…1	組織は設けない 【詳細】 P10～P13	
		学校長	平井 佳江				
		所在地	西区藤棚2-220				
		最寄駅	西横浜(徒歩8分)				
		児童生徒	341名				
		学級数	14学級				
		敷地面積	11,283.00㎡				
3	旭中学校 ブロック (旭中ブロック) 旭中【新規】 中沢小【新規】	旭中	創立年	S51.4.1	家庭や地域と連携して自己肯定感をもたせる活動をした い。 併設型小中一貫校として、特色あるカリキュラムの編成による運営を考えており、その一つとして、保護者・地域と連携した防災教育を考えている。	8名 地域…2 保護者…2 資する…1 学識…1 学校長…2	組織は設けない 【詳細】 P14～P17
			学校長	加藤 裕之			
			所在地	旭区今宿2-40-1			
			最寄駅	二俣川(バス)			
			児童生徒	299名			
			学級数	11学級			
		中沢小	敷地面積	17,198.59㎡			
			創立年	S46.4.1			
			学校長	小倉 克彦			
			所在地	旭区中沢3-25-1			
			最寄駅	二俣川(バス)			
			児童生徒	767名			
学級数	26学級						
敷地面積	10,916.13㎡						
4	汐見台中学校 (汐見台中ブロック) 汐見台中【新規】 浜小 山王台小 汐見台小	創立年	S45.4.1	生徒の自尊感情、自己有用感を伸ばすとともに、学校、保護者、地域の連携・協働を一層推進するため。	13名 地域…4 保護者…1 資する…3 学識…4 学校長…1	地域連携 学習支援 生活支援 【詳細】 P18～P21	
		学校長	末岡 洋一				
		所在地	磯子区汐見台1-2-1				
		最寄駅	磯子(徒歩15分)				
		児童生徒	536名				
		学級数	17学級				
		敷地面積	16,822.00㎡				

学校運営協議会（H30.4.1設置校）

No.	協議会名称等	基本情報		設置の主なねらい	委員構成	協議会内組織	
5	小田小学校 (小田中ブロック) 小田中学校 小田小学校【新規】	創立年	H3.4.1	現在のボランティアのシステムをさらに発展させ、確固たるものにするため。小学校で活躍しているボランティアを中学校においても継続できるように小中合同開設を計画している。	13名 地域…8 保護者…1 資する…1 学識…2 学校長…1	地域連携 学習支援 生活支援 【詳細】 P22～P25	
		学校長	木村 昭雄				
		所在地	金沢区富岡西1-69-1				
		最寄駅	京急富岡(バス)				
		児童生徒	637名				
		学級数	21学級				
		敷地面積	10,619.94㎡				
6	並木第四小学校 (並木中・富岡東中ブロック) 並木中 富岡東中 並木第一小 並木第中央小【H25】 並木第四小【新規】	創立年	S58.4.1	児童の課題である、基本的な生活習慣の確率と学習の基礎・基本の定着に向けて、保護者や地域と三位一体となって取り組むため。ボランティア活動の次の担い手となる人材の育成等を行う。	15名 地域…8 保護者…3 資する…1 学識…2 学校長…1	地域連携 学習支援 生活支援 【詳細】 P26～P29	
		学校長	田中 光信				
		所在地	金沢区並木3-10-1				
		最寄駅	幸浦(徒歩5分)				
		児童生徒	378名				
		学級数	14学級				
		敷地面積	20,100.14㎡				
7	舞岡小学校 (舞岡中ブロック) 舞岡中 柏尾小【H24】 東戸塚小 舞岡小【新規】	創立年	S62.4.1	各学年で実施している「特色ある活動」や地域を材とした体験活動を整理・統合さらに児童の実態に見合った新たな活動を創生したい。さらに各ボランティア活動とそれぞれの体験活動の関連づけや学習支援や生活支援を目的とした新たなグループを立ち上げることで、より地域に開かれた学校として教育活動の改善を図っていききたい。	9名 地域…5 保護者…1 資する…1 学識…1 学校長…1	地域連携 学習支援 生活支援 【詳細】 P30～P33	
		学校長	寺島 修一				
		所在地	戸塚区舞岡町534				
		最寄駅	舞岡(徒歩10分)				
		児童生徒	305名				
		学級数	14学級				
		敷地面積	8,492.00㎡				
8	新羽中学校 ブロック (新羽中ブロック) 新羽中【新規】 新羽小【新規】	新羽中	創立年	S53.4.1	地域と協働して新しい時代に必要となる資質・能力を、9年間を見通して育てる。学校教育への地域人材の活用を周知し実働を深めていくことで、小中の学習支援、教育活動の充実へと繋げる。	20名 地域…11 保護者…2 資する…3 学識…2 学校長…2	小学校部会 中学校部会 小中総務会 【詳細】 P34～P37
			学校長	宮本 昌季			
			所在地	港北区新羽町1434-4			
			最寄駅	北新横浜(徒歩12分)			
			児童生徒	345名			
			学級数	11学級			
			敷地面積	15,682.00㎡			
		新羽小	創立年	S52.4.1			
			学校長	三枝 秀明			
			所在地	港北区新羽町1452-2			
			最寄駅	北新横浜(徒歩10分)			
			児童生徒	488名			
			学級数	20学級			
			敷地面積	11,850.00㎡			

学校運営協議会 (H30. 4. 1 設置校)

No.	協議会名称等	基本情報		設置の主なねらい	委員構成	協議会内組織	
9	美しが丘中学校 ブロック (美しが丘中ブロック) 美しが丘中【H21】 美しが丘小【新規】 美しが丘東小【新規】	美しが丘中	創立年	S54. 4. 1	美中学校運営協議会の成果をブロック内に拡大し、さらに小中一貫教育を充実させる。 3校の学校運営の改善につながる支援や評価を発展的に行う。	20名 地域…8 保護者…3 資する…3 学識…3 学校長…3	美小部会 美東小部会 美中部会 【詳細】 P 38～P 41
			学校長	高橋 和則			
			所在地	青葉区美しが丘 3-41-1			
			最寄駅	たまプラーザ(徒歩 20分)			
			児童生徒	277名			
			学級数	10学級			
		敷地面積	17,837.00㎡				
		美しが丘小	創立年	S44. 4. 1			
			学校長	畠山 真			
			所在地	青葉区美しが丘 2-29			
			最寄駅	たまプラーザ(徒歩 15分)			
			児童生徒	405名			
			学級数	15学級			
		美しが丘東小	敷地面積	14,664.00㎡			
			創立年	S53. 4. 1			
学校長	井上 由美子						
所在地	青葉区美しが丘 2-25						
最寄駅	たまプラーザ(徒歩 9分)						
児童生徒	445名						
	学級数	16学級					
	敷地面積	12,000.00㎡					
	10	みたけ台中学校 (みたけ台中ブロック) みたけ台中【新規】 みたけ台小 鉄小	創立年	S53. 4. 1	さらに充実した学校運営をめざし、まち懇を発展させて、学校運営協議会とする。	14名 地域…5 保護者…1 資する…4 学識…3 学校長…1	組織は設けない 【詳細】 P 42～P 45
			学校長	瀧本 貴康			
			所在地	青葉区みたけ台 30			
			最寄駅	藤が丘(徒歩 15分)			
児童生徒			337名				
学級数			12学級				
11	東山田中学校 ブロック (東山田中ブロック) 東山田中【H17】 山田小【新規】 北山田小【新規】 東山田小【新規】	東山田中	創立年	H17. 4. 1	より一層地域との連携を深め、保護者や地域の人材が学校教育に参画し、教育活動をさらに充実させるため。 東山田中学校学校運営協議会に3小学校が乗り入れ、合同の学校運営協議会として、現在ある資源を生かしつつ、さらに活性化させることができる。 4校が一体となって学校と地域や保護者の連携を推進することで、これまで以上に地域に根ざす学校づくりを進めるため。	18名 地域…4 保護者…4 資する…4 学識…2 学校長…4	組織は設けない 【詳細】 P 46～P 49
			学校長	安藤 位彦			
			所在地	都筑区東山田 2-9-1			
			最寄駅	北山田(徒歩 15分)			
			児童生徒	814名			
			学級数	26学級			
		敷地面積	19,667.00㎡				
		山田小	創立年	S46. 4. 1			
			学校長	本多 靖			
			所在地	都筑区東山田 3-29-1			
			最寄駅	北山田(徒歩 15分)			
			児童生徒	531名			
			学級数	18学級			
		北山田小	敷地面積	12,500.00㎡			
			創立年	H18. 4. 1			
			学校長	板倉 千鶴			
			所在地	都筑区北山田 5-14-1			
			最寄駅	北山田(徒歩 10分)			
児童生徒	480名						
東山田小	学級数	18学級					
	敷地面積	12,344.00㎡					
	創立年	H13. 4. 1					
	学校長	宇都宮 桂					
	所在地	都筑区東山田 1-4-1					
	最寄駅	北山田(徒歩 8分)					
	児童生徒	694名					
	学級数	23学級					
	敷地面積	12,671.00㎡					